

# 多重債務者相談マニュアル

～「頼りになる」相談窓口を目指して～

平成 20 年 3 月

金融庁

# 多重債務者相談マニュアル<簡易版>

## <職員(相談員)の心構え>

相談者は、自治体窓口を最後の頼みの綱として訪問します。

相談の基本は「話を聴く」こと。「頼りになる」窓口であることを示し、相談者に「安心して」話してもらうことが重要です。

相談内容を整理することが最大のミッションです。最後は法律専門家が解決してくれます。決して難しい法律知識は必要ありません。一人一人の熱意が地元の多重債務者を救います。

## 1. 相談者が来訪したら

### <相談者を安心させましょう>

- ↓ (1) 相談者は日々の取立てや資金繰りのため、極度の疲労状態にあります。「借金問題は必ず解決できる」ことを伝え、安心させます。  
借金の原因がいかなるものであれ、相談者を責めないようにしましょう。過去を責めても借金問題は解決せず、かえって相談者は心を閉ざしてしまいます。
- ↓ (2) 債務整理を弁護士・司法書士が受任し、貸金業者にその旨の通知をすれば、取立てが止まることを伝えます。
- ↓ (3) 相談内容は、相談者の了解を得ない限り外部に漏れないことを伝えます。

### <借金の状況を整理しましょう>

- ↓ (4) 相談者のプロフィール(年齢、年収、家族構成等)及び借金の状況について相談カードにまとめていきます。

## 2. 債務整理方法の提示

～ 相談者の借金が多額となり、もはや債務整理によらなければ解決できない場合 ～

### <債務整理の方法を伝えましょう>

- (1) 債務整理の4つの方法を伝えます。  
制度の詳細まで理解していただくことは難しい場合があります。相談者が債務整理の方法のイメージを掴めれば十分です。  
任意整理(裁判所を通さず、債権者と弁護士などの間で返済方法を和解します。)  
特定調停(裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します。)  
個人版民事再生(裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します。)  
自己破産(裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらいます。)
- (2) いずれの方法を選択するかは、相談者自身が法律専門家と相談して決めることです。その事前準備として ～ の基礎的情報を伝えます。
- (3) その際、利息制限法への引き直し計算によって、借金が大幅に減額する可能性があることを伝えます。

## 3. 最後は法律専門家へ

### <法律専門家へ連絡し、面談の予約をしましょう>

- (1) 具体的な債務整理の手続きは、多くの場合、弁護士・司法書士の手助けが必要となります。ここまでの相談内容を踏まえ、地元の法律専門家に相談員自ら連絡し、相談員自ら面談の予約をします。  
相談者にとっては弁護士・司法書士の敷居は高く、連絡先を教えるだけではなかなか訪問できません。
- (2) その際、相談カードをもとに法律専門家に債務者の状況を簡単に説明し、相談者に対し相談カードを持参して法律専門家を訪れるよう促します。  
個人情報保護に関する条例に基づいて、相談者の個人情報を適切に取り扱って下さい。

## <このマニュアルの読み進め方>

このマニュアルは、自治体の相談窓口で相談業務に携わる全ての職員の方々を対象としています。

少なくとも「できるところからやり始める」ことが重要なので、次に示す自治体の類型に応じて、可能な限りの取組みが期待されます。

(なお、以下の類型は『多重債務問題改善プログラム』(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)に準拠しています。)

### A. 相談窓口が整備されている市町村

(多重債務問題に対して、消費生活センター又は消費者問題の相談窓口を常設し、かつ多重債務問題も扱う消費者相談の専任者を置いて対応している市町村)

### B. A. 以外の市町村で、消費生活センターを設置している市、又は、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市

#### <<基本的な取組み>>

基本的な取組みとして、A. B. の市町村には次の取組みが求められます。該当するページに沿った対応が期待されます。

相談者が来訪した場合に、相談カードを利用して相談者の抱える借金の状況を把握します。(P14～P20)

具体的解決方法のイメージ図を利用して、相談者に債務整理方法を提示します。(P25～P26)

その後、法律専門家へ引き継ぎます。(P54～55)

前頁の  
1.2.3.

#### <<更なる取組み>>

具体的解決方法について、費用やメリット・デメリットを含め詳しく仕組みを説明します。(P27～P53)

### C. A. B. 以外の市町村

A. B. 以外の市町村については、次の取組みが求められます。

相談者が来訪した場合に、相談カードを利用して相談者の抱える借金の状況を把握します。(P14～P20)

その後、法律専門家へ引き継ぎます。(P54～55)

前頁の  
1.3.

## 目次

< 多重債務者相談マニュアル<簡易版> >	1
< このマニュアルの読み進め方 >	2
< はじめに >	5
< 職員（相談員）の心構え >	
1. 多重債務問題を理解しましょう	6
2. 相談者との信頼関係を構築しましょう	
1) 頼れる相談窓口であることを相談者に伝えましょう	7
2) 話を聞く姿勢を相談者に示しましょう	7
3) 相談者の個人情報決して外部に漏れないことを伝えましょう	8
3. 大切なのは一人一人の熱意です	9
< 実際の相談業務 >	
1. 相談窓口で借金に関する相談者が来訪したら	
1) まずは、ねぎらいの言葉をかけ相談者を安心させましょう	10
2) 貸金業者の取立ては、すぐに止められることを伝えましょう	10
3) 電話で相談してきたら、窓口へ足を運ぶよう誘導しましょう	11
4) 債務者の家族が相談窓口を訪れたら	12
2. 相談カードの記入	
1) 相談カードはなぜ必要なのでしょう	14
2) 相談者との会話を通じて記入を進めていきましょう	14
3) 相談カードの記載内容はどのようなものなのでしょう	14
3. 債務整理の具体的な方法	
1) 相談者に債務整理方法のイメージを掴んでもらいましょう	21
2) 債務整理にかかる費用について説明しましょう	22
3) 債務整理に要する期間について説明しましょう	23
4. 具体的解決方法の提示	
1) イメージ	25
2) 任意整理	27
3) 特定調停	35
4) 個人版民事再生	39
5) 自己破産	45
5. 具体的解決方法の選択	
1) まず、借金の額に着目します	50

2) 第2に、債務整理にかかる費用に着目します	51
3) 第3に、相談者の置かれている状況に着目します	52
4) 最後に、相談者の考え方に着目します	52
5) 注意点	53
6. 法律専門家への引き継ぎ	
1) 職員(相談員)自らが法律専門家の面談予約をとりましょう	54
2) 日頃から法律専門家と連携をとっておきましょう	55
7. 参考となる取組みを行っている自治体の例	
1) 鹿児島県奄美市の取組例	56
2) 滋賀県野洲市の取組例	58
3) 岩手県の取組例	60
<貸金業法等改正の概要>	63
<相談カード(その1)>	65
<相談カード(その2)>	68
<家計収支表>	69
<補遺>	
1. 家計管理の必要性	
1) はじめに	72
2) 収入と支出の摺り合わせ	72
2. 具体的な取組み事例	
1) 「グリーンコープ生協ふくおか」の取組み	73
2) 岩手県盛岡市の取組み	80
3. おわりに	82
<<御参考>生活に係る主な支援制度>	83
<「グリーンコープ生協ふくおか」の家計表>	87
<「グリーンコープ生協ふくおか」のキャッシュフロー表>	88
<連絡先一覧>	89

### コーヒーブレイク

相談窓口を訪れた相談者が保証人だったら	12
「利息制限法」ってなに?	18
「利息制限法への引き直し」とか「過払い」ってなに?その1	27
「利息制限法への引き直し」とか「過払い」ってなに?その2	32

## <はじめに>

現在、我が国の消費者金融の利用者は1,000万人を超え、そのうち200万人程度が返済困難な多重債務状態にあるとされています。

こうした多重債務問題に対応するため、政府は平成21年頃を目途として、多重債務の原因となる高金利の是正や、借りすぎ防止のため、年収の3分の1を超える借入を禁止する総量規制の導入を柱とした貸金業法等の改正を行いました（改正の概要は63頁をご覧ください。）。

この制度改正により、この改正が完全に実施される平成21年頃からは、新たな多重債務者の発生は抑制されることが期待されます。

一方で、現時点で200万人程度と言われる多重債務者に対する対策も必要となります。

これらの多重債務者の多くは、借金の返済に追われて新たな借入れを繰り返し、なんとか窮状をしのいでいると言われていますが、今後は、そのようなその場しのぎの借入れも難しくなります。

というのも、今まで貸金業者は多少返済が困難になりそうな借り手に対しても、高金利を背景に貸付けを行うケースも見受けられましたが、先ほど紹介した制度改正によって、こうした貸付けを行わなくなることが予想されるからです。貸金業者から借りられなくなると、債務者は貸金業者からの取立てを何とかしようと、ついにはヤミ金融に手を出してしまうことも考えられます。一度ヤミ金融に手を出してしまうと、債務者はおろか家族の生活まで破壊されてしまい、多くの不幸を生み出すことになってしまうのです。

このような事態に陥らないためにも、多重債務に陥った債務者を早期に債務整理に導く必要がありますが、我が国では多重債務者の数に比べて、相談窓口の数が十分とは言えない状態にあります。そのためにも、自治体の相談窓口における役割が極めて重要となるのです。

そこで、全ての自治体の相談窓口で多重債務者からの相談に対応できるよう、多くの方々に利用していただけるマニュアルを策定しました。

「借金問題は必ず解決できる。だから安心して。」この言葉だけでも多くの多重債務者が救われることを忘れてはなりません。

## < 職員（相談員）の心構え >

< 職員（相談員）の心構え > は、相談にあたっての基本的な心構えであり、全ての職員（相談員）の方々に理解していただきたい内容です。

### 1 . 多重債務問題を理解しましょう

返済しきれない借金（多重債務）を抱えている方々の多くは、次のような状況に置かれています。

多重債務者は借金の返済のために借金を繰り返し、状況を悪化させています。

日々の取立てに追われ、次第に余裕を失い、冷静な判断ができなくなります。

また、誰に相談して良いかも分からず、苦しんでいます。

それでも借金を返済しなければ、という思いに駆られてヤミ金融に手を出してしまう人もいます。

追いつめられた結果、自殺してしまう人もいます。

このため、多重債務の問題は早期に解決すべき問題なのです。

また、多重債務は、最初は子供の遠足費が足りないとか、生活費が足りないといった、ちょっとしたきっかけで貸金業者から借金することから始まります。こうしたことは、誰にでも起こり得るのです。決して、一部の浪費家に限られたものではないのです。

多重債務者は、あなたの自治体でも行き場を失い困っています。だからこそ、借金を抱えた住民の身近にある、自治体の相談窓口の役割は極めて重要なのです。

## 2 . 相談者との信頼関係を構築しましょう

### 1) 頼れる相談窓口であることを相談者に伝えましょう

借金を抱え心身共に疲労困憊の状態にある相談者に対し、「借りたお金は返すのが当たり前であり、返さない方が悪い。」とか「生活態度が悪いからだ。」などと責めても何も始まりません。たとえ、借金の原因がギャンブルや飲食代等の遊興費であっても、職員（相談員）がその原因を非難したところで何も解決しません。このような態度は、かえって相談者を相談窓口から遠ざけることに繋がりがねず、問題解決を遠のかせるだけなのです。

まずは、職員（相談員）が「借金問題は必ず解決できる」ことを伝え、相談者を安心させることが相談の第一歩です。これにより、これまで誰にも頼ることができなかった相談者も安心して、自らの借金問題に向き合うきっかけをつかむことができます。また、相談者が「頼りになる」相談窓口だと思えば、きっと心を開いてくれます。

ただし、職員（相談員）は借金問題の解決について最後まで責任を負う必要はありません。なぜなら最終的な債務整理には、弁護士や司法書士といった法律専門家の力が必要となるからです。職員（相談員）の役割は、法律専門家への橋渡しであり、相談窓口における相談は、その橋渡しをスムーズに行うための前さばきなのです。

だから「専門的な法律知識がないから相談に乗れない」とか、「頼られても力になれない」と言うのではなく、このマニュアルに記載されている手順にしたがって、相談者の相談内容を整理して、きちんと法律専門家に引き継ぐことを心がけて下さい。

### 2) 話を聞く姿勢を相談者に示しましょう

相談の基本は相談者の声を「聴くこと」にあります。相談者の置かれている状況が明らかにならなければ、適切なアドバイスもできません。そのため相談者が安心して、心を開いて、自ら抱える借金の状況や家族関係などを説明できる状況を作り出すことが何よりも重要となります。



そのためにも「私はあなたの話を聴きます」という姿勢をはっきり示すことが大切です。

また、職員（相談員）の方々が、相談者から聞き出す内容は、円滑な債務整理や生活再建を進めていく上でとても重要な情報です。相談カードを利用しながら丁寧に話を聞き出し、きちんと整理しておきましょう。

### **3) 相談者の個人情報決して外部に漏れないことを伝えましょう**

相談者の中には、地元自治体に相談することで、近隣住民に借金問題が知れ渡ることを心配し、なかなか相談に行けない方々もいます。このような相談者に安心してもらうためにも、相談の冒頭で、弁護士や司法書士へ引き継ぐ際に相談者の了解を得て情報を伝える場合や、相談者の了解を得て生活保護を扱う福祉部局に引き継ぐ場合などを除いて、相談内容は外部には決して出ないこと伝え、相談者に安心してもらうことが重要です。

職員（相談員）の方は、各自治体毎に定められた個人情報の保護に関する条例の規定に基づいて、相談者の個人情報を適切に取り扱って下さい。

### 3 . 大切なのは一人一人の熱意です

借金で困っている相談者に親身になって、相談者の抱える現状把握に努め、解決策について相談者と一緒に考え、その結果を弁護士や司法書士といった法律専門家へ引き継ぐことで多くの相談者が救われます。

単に他の窓口を紹介するといった通り一遍の対応だけではなく、相談者の置かれた状況を把握するといった、ちょっとした心配りによってその後の債務整理や生活再建が円滑なものとなります。

こうした借金問題を抱えた相談者の対応は、決して大きなお金のかかるようなものではありません。追加的に予算をかけずに成功している例もあります。このマニュアルにしたがって、相談者の話に耳を傾け、法律専門家へ適切に引き継ぐだけで多くの問題を解決できます。既に、一部の自治体ではこのような相談に積極的に取組み、多くの相談者を債務整理に導いていますが、そこで活躍されている職員（相談員）の方々も、口を揃えて「相談に乗ることは決してお金のかかることではなく、熱意があればできること。」と指摘しています。

相談者の相談に要する時間は 30 分～ 1 時間程度でできる場合もありますので、この時間をかけていただくことにより多くの相談者が救われます。

大切なのは相談にあたる職員一人一人の熱意なのです。

\*\*\*相談員が困ったときは\*\*\*

相談員がこのマニュアルを読んで、また、実際の相談を受けている段階で不明な点が出てくることも予想されます。その場合は、巻末の連絡先に掲載されている都道府県の消費者行政窓口又は最寄りの財務局にお問い合わせ下さい。

## < 実際の相談業務 >

### 1 . 相談窓口で借金に関する相談者が来訪したら

#### 1) まずは、ねぎらいの言葉をかけ相談者を安心させましょう

借金問題を抱え相談窓口を訪れた相談者は、長年借金生活に耐えてきたため、極度の精神的・肉体的疲労を抱えています。そのような相談者が、最後の気力と体力を振り絞って相談窓口を尋ねて来ているということを心に止めておきましょう。ここで、たらい回しにすることが起きれば、ぎりぎりまで追いつめられている相談者は絶望的な心境に追いやられます。

そうならないためには、最初が肝心です。相談者が来訪した際の最初の挨拶で、「良く来てくれましたね」、「借金問題は必ず解決できるから、安心して下さい」等々のねぎらいの言葉を掛け、相談者を安心させましょう。

また、相談者の話を引き出すテクニックとして、いきなり具体的な借金の問題に入る前に、季節の話などの世間話を通じて相談者の心を開かせるよう工夫すると良いでしょう。

#### 2) 貸金業者の取立ては、すぐに止められることを伝えましょう

相談窓口に来る相談者の最大の悩みは、貸金業者からの厳しい取立てです。毎日のように取立てがあると、落ち着いて自分の借金と向き合うことができず、冷静な判断など到底できません。

しかし、この取立てをすぐに止める手立てがあります。それは、弁護士や司法書士といった法律専門家や裁判所から、この相談者の借金の整理について依頼を受けているということを貸金業者に通知してもらうのです。このような通知（これを「受任通知」と言います。）が貸金業者のもとに届いた後は、繰り返し貸金業者が直接債務者に取立てることは法律で禁じられているので、相談者に対する取立てはストップします。

相談者には法律専門家や裁判所に引き継げばすぐに取立てが止まることをきちんと説明して安心させましょう。

\*\*\* 一歩進んで \*\*\*

相談者がヤミ金融に手を出してしまっていることも考えられます。ヤミ金融といっても、貸金業登録を受けている業者と受けていない業者がいますが、通常はいずれも違法な高金利で貸付けを行っています。相談を通じてこのような業者から借金していることが明らかになった場合には、都道府県や財務局の貸金業担当課及び警察に通報しましょう。

また、ヤミ金融の行為が極めて悪質であるなど、個々の事情によっては、貸付け自体が公序良俗に反することとなり、元本自体も民法上の不法原因給付に該当すると判断され、ヤミ金融に返す必要がない場合もあることを伝えましょう。

### **3) 電話で相談してきたら、窓口へ足を運ぶよう誘導しましょう**

ところで、相談者が直接相談窓口を訪れるのではなく、電話で相談してくる場合もあります。この場合でも、まずは相談者に「借金問題は必ず解決できる」ことを伝え、相談者に安心してもらうことが第一です。その上で、電話による相談ではなく、極力相談窓口まで足を運んでもらうよう促します。

これは、電話相談では相談者の顔が見えないため、職員（相談員）はなかなか相談者の本心を掴むことが難しいからです。電話で一通りの事情を聞き出せた場合であっても、窓口への来訪を促し、相談者の顔を見た上で、状況を把握していくようにしましょう。

万が一、様々な事情により相談窓口には行けない、という場合には、できるだけ電話口で丁寧に話を聞き出し、可能な範囲で相談カードに借

---

貸金業の規制等に関する法律第21条第1項第6号（改正後は第9号）に規定されています。ただし、中には、平気で法律違反をする違法業者もいます。相談者が借金の返済に追われるあまり、このような業者（ヤミ金融）に手を出してしまっていることも十分考えられます。このヤミ金融は犯罪者ですから、本人の意向を確認の上で警察に通報する必要がありますので注意が必要です。

業者が登録を受けているか否かは金融庁のHP

（<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>）で確認できます。

民法第708条を参照して下さい。

金の情報を記入していきましょう。その上で、54 頁と同様の手順で、法律専門家へ引き継いで下さい。

#### **4) 債務者の家族が相談窓口を訪れたら**

相談者は、自ら貸金業者から借金を重ねた債務者だけとは限りません。例えば、身内に多重債務者を抱える家族が相談窓口を訪れることが考えられます。このような場合、家族は債務者の抱える借金の実態が分からず、本人以上に不安になることもあるようです。このような場合、職員（相談員）は次の点を説明し、債務者が借金をきちんと整理するよう家族からも説得してもらいましょう。

- (1) 家族が債務者の抱える借金の保証人に安易にならないこと。
- (2) 家族が借金の肩代わりをせず、債務者に相談窓口まで来るよう促し、借金を整理させることが重要であること。
- (3) 援助するのであれば、債務整理の手續にかかる費用を援助することが、債務者本人のためであること。

##### **< コーヒーブレイク >**

~ 相談窓口を訪れた相談者が保証人だったら ~

家族や友人が借金をするときに保証人になってしまい、家族や友人が支払えなくなったために、保証人として借金を返済しなければならなくなった、という方が相談に訪れることも考えられます。

多くの場合、この保証人は「連帯保証人」と呼ばれる保証人です。通常の保証人には、「催告の抗弁権」（保証人が、債権者に対して、まずは債務者に支払いを求めるよう請求すること）や、「検索の抗弁権」（保証人が、債務者が返済できる財産があり、その財産からの返済が容易にできることを証明すれば、債権者は最初に保証人から取り立てることができること）が認められています。

しかし、この「連帯保証人」の場合、この「催告の抗弁権」と「検索の抗弁権」が認められていません。このため、主たる債務者と同じ立場に置かれ、債権者は有無を言わず連帯保証人から取立てることができるのです。

---

ただし、通常の保証人であっても債務者が破産手続開始の決定を受けたときや、行方不明の場合には、催告の抗弁権が認められません。民法第 452 条を参照して下さい。民法第 452 条 ~ 454 条を参照して下さい。

「連帯保証人」は「主たる債務者」と同じ立場に置かれるということは、債務整理の方法も自ら借金をした相談者と同じということです。このマニュアルに沿って同じ要領で対応して下さい。

ここまできたら次は、相談者のプロフィール（年齢、年収、家族構成等）や借金の内容等について把握するための相談カードを利用し、相談者の抱える借金問題を明らかにしていくプロセスに入ります。

\*\*\* 一歩進んで \*\*\*

相談者が既に極度に追いつめられている状態であり、「自殺をしたい」などと自殺を口にしたり、職員（相談員）から見て、うつ病のサインとされている「表情が暗い」、「涙もろい」といった状態にあるなど、自殺の危険性があると感じた場合は、最寄りの精神保健福祉センター、保健所に連絡し、対応を協議するようにしてください。

## 2 . 相談カードの記入

### 1 ) 相談カードはなぜ必要なのでしょう

相談カードの記載内容は、相談者の借金の状況を把握し、債務整理や生活再建を円滑に進めて行く上で、いずれも重要な内容です。

また、この相談カードは弁護士や司法書士といった法律専門家への引き継ぎを円滑に行うための必須アイテムです。借金問題を解決するには、最後は法律専門家に引き継ぐこととなりますが、この相談カードを利用すれば、相談者が法律専門家のところで一から説明するという必要がなくなりますし、1人の相談者に対する法律専門家の事務が軽減され、より多くの相談者の対応ができるようになります。

### 2 ) 相談者との会話を通じて記入を進めていきましょう

多くの場合、相談者は、なかなか自分の抱える問題について明らかにできません。場合によっては、名前すらなかなか名乗りたがらないこともあるかもしれません。そのような場合には、職員(相談員)は相談者との様々な会話を通じて、徐々に相談者の抱える借金問題を聞き取っていきましょう。相談カードは、職員(相談員)が中心となって記入を進め、3)に掲げられている項目について聞き取りを進める過程で、相談者との意思疎通を図っていきましょう。

### 3 ) 相談カードの記載内容はどのようなものなのでしょう

相談カードでは、次の内容の記載を進めていきましょう。

なお、2頁において『C』に分類された市町村においては、巻末の「相談カード(その2)」をご利用いただいても構いません。

#### 相談者のプロフィール

相談者の住所や職業、収入等についての情報を記入します。定期的な収入が見込めるか否かによって、債務整理の方法も異なってきます

---

この相談カード(その1)(その2)はエクセルファイルの形式で金融庁のHPにも公開します。地元の法律専門家と話し合いのもと、適宜利用しやすい形に修正して下さい。

ので、できるだけ正確な情報を聞き取り、記入していきましょう。

### 家族構成

債務整理には家族の協力が重要です。債務整理の手続を進めるための資金を提供してくれるかどうかという点はもちろんですが、家族と同居していれば、相談者の生活を再建していく上で心強い支援が得られるかもしれません。そのためにも家族構成についての情報もきちんと聞き取り、記入していきましょう。

### 1ヶ月の生活費

実際の債務整理では、基本的には相談者が無理なく返済できる返済計画を立て、その返済計画に沿って借金を返済していく必要があります。自己破産を選択した場合には、相談者の持っている財産は、最低限の生活資材を除き現金に換えられ、債権者に配分されます。このため、相談者が1ヶ月どのくらいの費用を掛けて生活をしているのか、仮に無駄な出費があるとすればどのような費用を削減できるかを把握していきましょう。

#### \*\*\* 一歩進んで \*\*\*

相談者が借金問題から立ち直り、自立的な生活を再建していくためには、相談者自身による家計管理が欠かせません。借金の問題が解決できても、家計管理ができなければ、再び借金を繰り返すことになりかねません。そこで、巻末に添付されている簡単な家計収支表を手交して、相談者自身が、一ヶ月毎の家計の収入と支出を把握できるよう促してみましよう。

### 最初に借金をしたときの経緯

相談者がきちんと自分の借金の原因を見つめているかを確認するためにも、借金をすることになった経緯を聞き取りましょう。また、もし借金の理由が生活費や子供の教育費であるといったように、生活苦からの借金であれば、生活保護を担当する部局を紹介する必要があ

---

なお、この後紹介する債務整理手続きによっては、裁判所から家計の状況が分かる資料の提出を求められることがあります。添付の資料は実際に秋田地方裁判所で利用されている書式です。最寄りの裁判所や法律専門家に相談し、地元の裁判所で利用されている家計収支表を入手しておくとい良いでしょう。



るかもしれません。この点を把握するためにも、最初に借金することとなった経緯は重要な情報です。

#### 過去の債務整理の有無

過去に行った債務整理の方法や時期によっては、利用できない債務整理の方法もあり得ます。また、相談者が過去に債務整理を行っている場合には、借金が常習化している可能性もあり、そのような場合には専門的な対応が必要になるかもしれません。このような点を把握するためにも、相談者にきちんと確認しましょう。

#### 債務整理のための費用の有無

繰り返しになりますが、債務整理には、弁護士や司法書士といった法律専門家の協力を得る必要があります。法律専門家に依頼すると、一定程度の費用がかかります。時には数十万円かかることもありますので、相談者が用意できる費用を把握しておきましょう（具体的な費用は〈4．具体的解決方法の提示〉の項で説明します。）。

#### 所有資産の有無

自己破産する場合には、相談者が所有する資産は最低限の生活資材を除き現金に換えられ、それを債権者に配分することになります。また、自己破産しなくても車を売れば借金を返済できるということもあるかもしれません。そのような状況を把握するために、相談者が所有する資産の状況をきちんと把握しましょう。

#### 債務一覧表

誰から幾ら借りているのかを明らかにするのは債務整理のための第1歩です。昔の借金については、相談者がなかなか思い出せないことが多いのですが、職員（相談員）との会話を通じて、例えば結婚や車の購入などの、借金のきっかけとなるイベントを思い起こしてもらい、できるだけ正確な情報を記載していきましょう。

また、借金の金利が利息制限法の上限金利（年 15%～20%）を超える場合、最初の借入からの期間によっては、「利息制限法への引き直し」計算の結果、既に「過払い」となっている可能性もあります。「利息制限法への引き直し」とか「過払い」って何？と思われる方も多いでしょうから、コラムで分かりやすく説明しています。詳しくは、そちらに譲りますが、ここでは「利息制限法への引き直し」の結果、

「過払い」になっていれば、貸金業者からお金が戻ってくるかもしれない。そのため金利もきちんと把握する必要がある、ということを理解しておいて下さい。

また、保証人や担保の有無も重要です。この後紹介する債務整理によって、相談者自身が抱える借金の問題は解決することができますが、保証人の保証債務を整理するには別の手続が必要となるからです。相談者の抱える借金に連帯保証人がいる場合には、相談者から連帯保証人へきちんと事情を伝え、場合によっては連帯保証人も相談窓口足を運ぶ必要があることを説明しましょう。

\*\*\* 一歩進んで \*\*\*

相談者には、最初の借入時から5～6年を超える期間、利息制限法の上限金利（15～20%）を超える金利で貸金業者からお金を借りたり、返したりしている場合は、この「過払い」になっている可能性があることを伝えましょう。「過払い」になっている、ということは既に借金がなくなっているということになるのです。

相談者の借金の経緯を正確に調べるには、契約書やATMから出てくる利用明細書が必要となりますが、多くの相談者はそのような書面を紛失していることが予想されます。そのような場合には、貸金業者に問い合わせる必要があります。貸金業者は、過去の取引の経過を記録した書類（取引履歴）を保管しているので、その書類を取り寄せれば正確な情報が入手できます。

ただし、債務整理を進めていく上では、たとえ不完全であっても過去の契約書や利用明細書は重要な資料となりますので、法律専門家に引き継ぐ場合には、あるだけの資料を持参するよう相談者に伝えましょう。

### 公租公課等の滞納の有無

相談者は多額の借金が返済できずに困っています。そのような相談者の多くは、同時に地方税や公営住宅の賃料なども払っていないおそれがあります。

一般的に地方税や公営住宅の賃料といった公租公課は、支払う義務があるとはいうものの、その取立てが貸金業者よりも厳しくなるというケースは考えにくいものです。ところが借金の場合は、返済日に返済できなければ、厳しい取立てが行われることがあり、その結果、公

租公課を支払うお金を借金の返済に充てるという選択を行いがちです。このため、地方税や公営住宅の賃料などが支払えなくなり、滞納が発生するのです。

滞納している相談者は、好きで滞納しているわけではありません。返済できないほどの借金のために、滞納してしまっている方がほとんどですので、きちんと借金が整理できれば、滞納を解消しようと支払いを再開してくれます。このことは、結果的に地元自治体の窮乏化を防ぐことにも繋がります。

相談者の公租公課等の滞納状況を把握すれば、地方税の支払延期の制度や国民年金の支払免除制度などを紹介することもできます。相談者はこの制度を利用すれば、自治体から給与等を差し押さえられるという事態を避けることができるかもしれません。

#### 職員（相談員）の助言等

相談者がどのような債務整理の方法を希望しているか、また、相談を通じて気づいた点などを記載して、紹介先の法律専門家が少しでもスムーズに借金の整理に当たれるように工夫してみましょう。

#### 紹介先

紹介後のフォローアップがスムーズに行えるよう、弁護士や司法書士といった法律専門家など、相談者を紹介した先を記入しておきましょう。

#### 最後に

最後に相談に当たった相談員の氏名と連絡先を記入してください。また、相談者の了解を得て、住民税や国民年金の担当部署等と相談者の情報を共有した場合には、個人情報保護の観点からも当該部署についても記入しておきましょう。

相談者は、誰が自分の情報を知っているのかを把握することで安心することができます。

< コーヒーブレイク >

～「利息制限法」ってなに？～

まず、利息制限法とは何かということからお話しましょう。

現在、我が国では、お金を貸すときの様々なルールが法律という形

で決められています。例えば、貸金業者がお金を貸すときには「貸金業の規制等に関する法律」(平成19年末からは「貸金業法」と名前を変えます。ここからは便宜上「貸金業法」と呼ぶことにします。)の中で、様々なルールが定められています。具体的には、お金を貸す契約を交わすときには、利息などを記載した書面を借り手に交付しなさいといった具合です。

また、お金を借りるときに、借り手が貸し手に支払う利息についても別の法律でルールが定められています。そのルールが利息制限法という法律なのです。

もう一つ、大事な法律があります。それは出資法と呼ばれているもので、これも利息制限法と同じように利息についてのルールを定めています。なぜ、同じ利息について二つも法律があるのでしょうか。

それは、一つは民事上のルールを定めた法律であり、もう一つは刑事上のルールを定めた法律だからです。

利息制限法では、民事上のルールとして利息の上限を年15~20%と定めている(「利息の上限が年15%」というのは、お金を借りたときに、1年間に借りたお金の15%までの利息の契約は有効であるという意味です。)ので、その上限を超える利息の契約をしても、上限を超える部分については無効ということになるのです。具体的には、貸したお金が10万円未満なら、1年間に20%に相当する利息が上限となり、10万円以上100万円未満なら、1年間に18%、100万円以上であれば1年間に15%が上限となる、というように定められています。

このため、例えば50万円を借りたときに、1年間で10万円(20%)を支払いますよ、という契約を交わしても1万円分(2%分)は無効ということになるのです。(50万円を貸した場合には、18%が上限となるため、20-18で2%が上限をオーバーしていることとなります。)したがって、世の中では利息制限法の上限を超える利息の契約がされていますが、実は、上限を超える利息については、請求されても返済する義務が全くないものなのです(ところが、そのように返済する義務はないはずなのに、いったんそれを返済してしまうと一定の場合に、その返済が有効なもの(借り手は返してほしいと主張することができなくなる)となる場合があるのです。この点については、次のコーヒープレイク、で説明します。)これを定めるのが利息制限法なのです。

利息制限法第1条第1項を参照して下さい。

一方の出資法は、刑事上のルールとして、上限を超えた場合は刑罰の対象としますよということを定めています。先ほど利息制限法の説明の中では、貸したお金の額に応じて、上限が 15%~20%という階段状に設定されていましたが、この出資法は、貸したお金の額にかかわらず、一律に 29.2%を上限と定めています（ただし、この上限は、平成 21 年頃を目処に 20%に引き下げられることになっています。また、業として貸付けを行う場合に 109.5%を超える貸付けの契約をした場合には、10 年以下の懲役、3,000 万円以下の罰金になります。）この 29.2%を超えて貸金業者などの業者がお金を貸した場合には、5 年以下の懲役、1,000 万円以下の罰金という刑罰の対象となるのです。

このように、利息については、民事上のルールとしての利息制限法と刑事上のルールとしての出資法という二つの法律があるのです。

---

出資法は正式には「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」と言います。第 5 条第 2 項を参照して下さい。

### 3 . 債務整理の具体的な方法

#### 1) 相談者に債務整理方法のイメージを掴んでもらいましょう

実際の債務整理方法としては、次項で説明するとおり4つの方法が考えられます。どの制度もメリットとデメリットがあるため、絶対にこの方法でなければならない、ということはありません。職員（相談員）は、相談カードにより借金の状況を把握した後に4つの方法を説明し、相談者が、自分にはどの方法が相応しいかについてのイメージを掴んでもらいましょう。

ここで重要なことは、細かい法律の知識ではありません。何度も繰り返していますが、最後は法律専門家が相談者の債務整理の手伝いをします。そのため、職員（相談員）に求められるのは、相談者がどのような債務整理の方法があるかを知り、自分に適した方法の大まかなイメージが掴めるように説明することです。このマニュアルにそって説明すれば、相談者は大まかなイメージを掴めることでしょう。この段階で相談者がイメージを掴んでおけば、法律専門家のところでもスムーズに借金の整理を進めることができます。

また、債務整理の方法は、最後は相談者が自らの判断で選択すべきであることも説明しておきましょう。債務整理の方法によっては、相談者の財産を処分する必要があるなど相談者にとって重大な結果を招くこともあるため、相談者が自分の責任で判断する必要があるのです。職員（相談員）や法律専門家は、債務整理方法のアドバイスはできても、決断はできません。決断をするのは相談者自身であることをきちんと伝えましょう。

それぞれの債務整理方法を相談者に説明する上で、ポイントとなるのは次の4つの項目です。

- ・どのように借金を整理するかについての全体像
- ・その方法を選択する上で必要となる費用
- ・その方法を選択することによるメリットとデメリット
- ・その方法により債務整理の道筋をつけるまでの所要期間

## 2) 債務整理にかかる費用について説明しましょう

法律専門家が相談者の債務整理を手伝え、弁護士費用や司法書士費用が発生します。借入先の件数や額によっては、30万円～60万円程度の費用がかかる場合もあります。相談者の中には、この弁護士費用や司法書士費用が支払えないために、法律専門家へ相談することをためらうというケースも見受けられます。

しかし、たとえ数十万円の費用がかかったとしても、その費用の支払いを躊躇するあまり、引き続き数百万円の借金に苦しむというのでは何の解決にもなりません。

相談者本人も家族もそのような費用を用意できない、というような場合には、日本司法支援センター（愛称：法テラス）の「民事法律扶助」という、弁護士費用や司法書士費用の立替制度があります。

また、法律専門家によっては費用の分割支払いに応じてくれます。

職員（相談員）はこうしたことを相談者に伝え、たとえ法律専門家に支払う費用が直ちに用意できなくとも、借金を整理する術があることを伝え、相談者を安心させましょう。

具体的な費用については、このマニュアルの中で一例を紹介していますが、法律専門家の費用も地域や人によって異なります。実際の費用については、各地の弁護士会、司法書士会で目安を公表しているところもありますから、地元の法律専門家に予め確認しておくといいでしょう。

---

「民事法律扶助」は、資力の乏しい方が法的トラブルに出会ったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合に、弁護士費用等の立替えを行う制度です。この制度を利用するためには、資力や問題解決の見込みなどの審査があります。立て替えてもらった費用については、無利息で毎月の分割払いが可能となっており、毎月の返済額も債務者の事情に応じて対応してくれます。この制度は公的な機関である日本司法支援センター（愛称「法テラス」）が実施しています。制度を利用する場合は法テラスコールセンター0570-078374（おなやみなし）又は全国の法テラス事務所（相談窓口一覧6）にお問い合わせ下さい。

例えば、特定調停という制度を利用すると数千円で債務整理ができます。また、財団法人日本クレジットカウンセリング協会では、条件が合えば任意整理を無料でしてくれます。

また、巻末の連絡先一覧に記載されている多重債務者支援団体（任意団体）も、小額の費用で法律専門家の紹介を行ったり、特定調停等の手続き支援などを行っています。

### 3) 債務整理に要する期間について説明しましょう

日々借金に悩まされている相談者にとっては、いつ借金から解放されるのかということも、債務整理の費用と同じように関心のある問題です。

債務整理を行い、最終的に借金問題から解放されるまでには1年から3年といった長期間を要するため、直ちに借金の問題からきれいさっぱり解放されるという訳にはいきません。借金を整理するといっても、借金が全てなくなる訳ではなく、基本的には借金の額を減らして、相談者の収入の範囲内で無理なく返済できる計画を立て、その計画に沿って3年程度返済を続けることが求められるのです(ただし、自己破産の場合は一定の制約がありますが、すぐに借金から解放されます。)

また、実際に債務整理の手続が完了するまでにも、選択する手段によって異なりますが、2ヶ月から1年程度かかることもあります。債務整理にかかる全体のタイムスケジュールを念頭において、借金の問題を解決するにはどの程度の時間がかかるのかを相談者に説明しましょう。

先の見えない問題で悩んでいる相談者にとって、タイムスケジュールが明らかになることは、大きな安心材料となるでしょう。

債務整理に係る期間についても一例をこのマニュアルで説明していますが、これもまた地域の裁判所や法律専門家によって幅があるので、地元の法律専門家に予め確認しておくといいでしょう。



## 4 . 具体的解決方法の提示

ここから先は具体的な解決方法になりますが、細かい法律の知識は必要ありません。今までと同じように読み進めて下さい。事前にごくごく簡単に予習しておきましょう。債務整理の方法としては、次の4つの方法があり、それぞれの方法ごとにそれぞれの特徴を持っています。

### **任意整理**

(裁判所を通さず、債権者と弁護士などの間で返済方法を和解します。)

### **特定調停**

(裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します。)

### **個人版民事再生**

(裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します。)

### **自己破産**

(裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらいます。)

ただ、これだけでは何のことかさっぱり分からないという方も多いと思いますので、それぞれの方法についてもう少し詳しく見ていくことにしましょう。

なお、このマニュアルでは、職員(相談員)の方々がすぐに理解していただけるように、極力分かりやすい言葉で必要最小限のことしか説明していません。それはこのマニュアルが全ての職員(相談員)の方々にとって理解しやすいものであることを目指しているためです。このマニュアルでは物足りない、もっと詳細なことが知りたいという方は、それぞれの専門書を手にとっていただき、更に知識を増やして行って下さい。

それではまず、4つの方法がどのような方法か、簡単に示し、それぞれがどのような流れで借金の整理に向かうか、イメージを見ていきましょう。

---

特定調停の手続は「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」という法律に定められています。

個人版民事再生の手続は「民事再生法」という法律の第221条以降に規定されています。なお「個人版民事再生」という言葉は法律上の用語ではありませんが、理解しやすくするために、このマニュアルの中では「個人版民事再生」という言葉を使用します。

自己破産の手続は「破産法」という法律に定められています。

# 1) イメージ

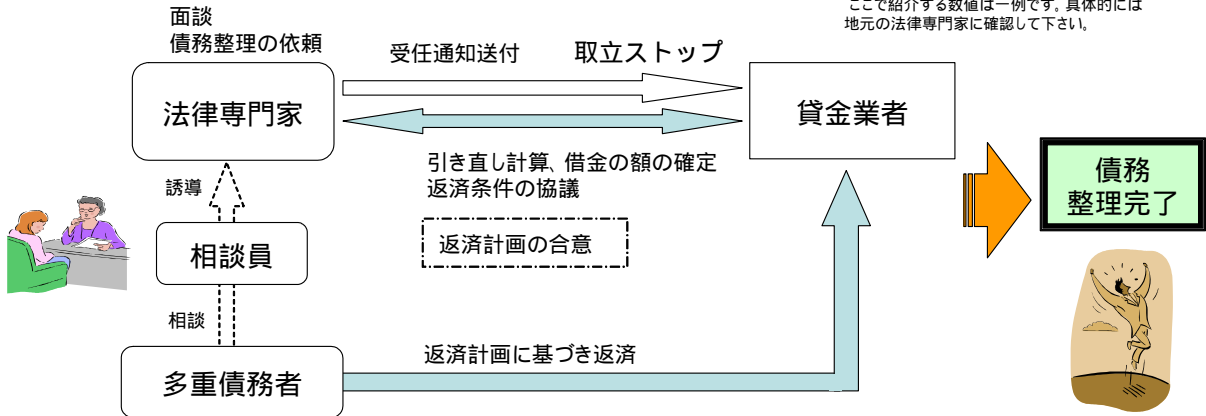
## 任意整理のイメージ — 裁判所を使わず、当事者間の話し合いで返済方法を和解します —

**任意整理に適している場合**  
借金総額が比較的少額の場合  
「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合

**所要期間**（相談～返済計画の合意まで）  
2～4ヶ月

**所要費用**  
1社2万5千円程度  
（これに加え報酬額が加算される場合あり）

ここで紹介する数値は一例です。具体的には地元の法律専門家に確認して下さい。



**主なメリット**  
当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能  
引き直し計算により、借金の額の減額が可能  
受任通知により取立てが止まる（全ての手続に共通）

**主なデメリット**  
当事者間の任意の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない  
事故情報に登録される恐れがある（全ての手続に共通）

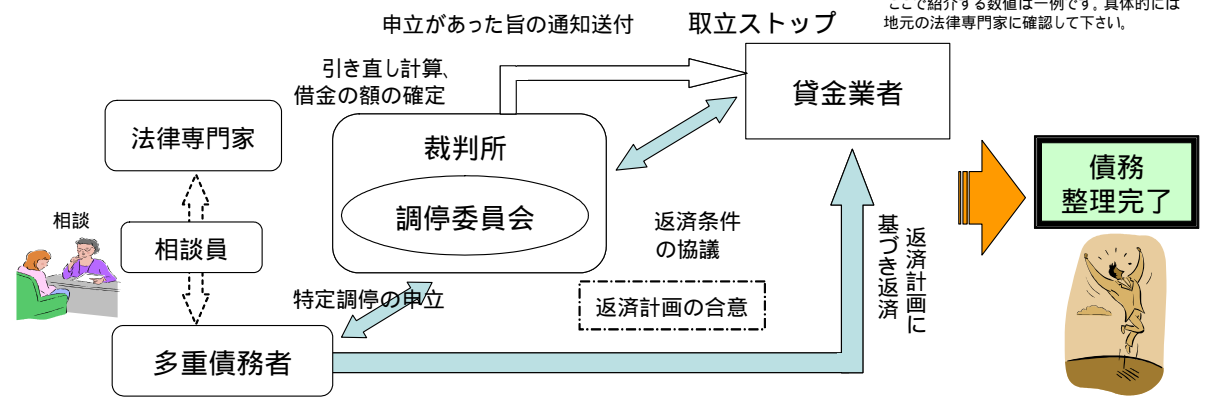
## 特定調停のイメージ — 裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します —

**特定調停に適している場合**  
借金をしている貸金業者の数が少ない場合  
「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合

**所要期間**（相談～返済計画の合意まで）  
1～2ヶ月

**所要費用**  
数千円程度

ここで紹介する数値は一例です。具体的には地元の法律専門家に確認して下さい。



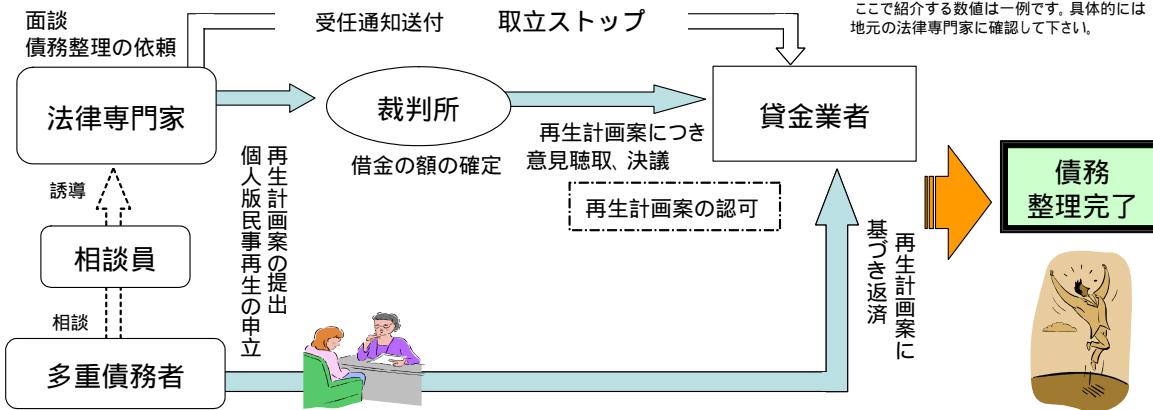
**主なメリット**  
裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる  
返済計画に強制力があり、給与の差押え等も止められる  
法律専門家を頼まずにできるので、費用が安い

**主なデメリット**  
借金をしている全ての貸金業者の合意を得る必要がある  
返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差し押さえられる

## 個人版民事再生のイメージ

- 裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します -

<b>個人版民事再生に適している場合</b> 借金をしている貸金業者の数や額が多い場合 相談者が給与等の定期的な収入を得ている場合 住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合	<b>所要期間</b> (相談～返済計画案の認可まで) 1年程度 <b>所要費用</b> 30万～60万円程度
--	--



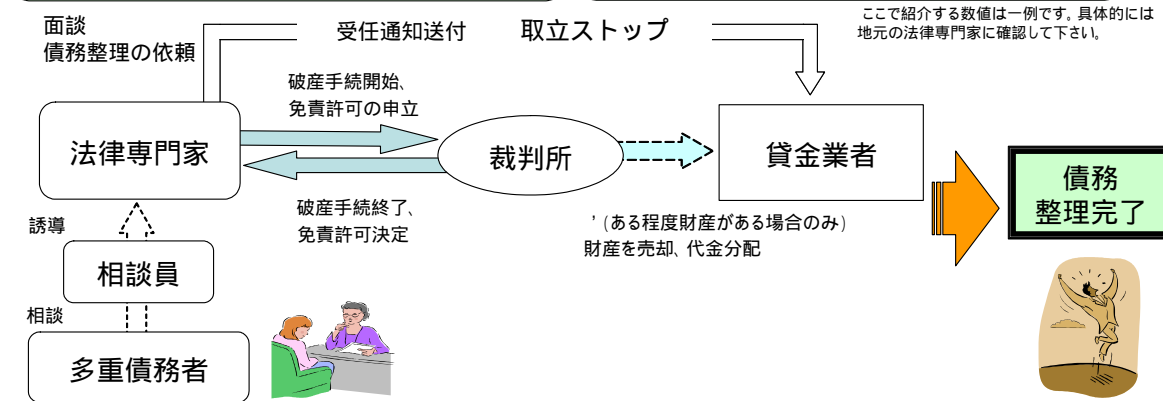
**主なメリット**  
 話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理可能  
 住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することも可能 (住宅に住宅ローン以外の抵当権が設定されている場合など特別条項を利用できない場合もあります。)  
 給与の差押え等を止められる

**主なデメリット**  
 利用できる者に制限がある  
 手続が相対的に複雑なため費用と時間がかかる  
 官報に氏名、住所が記載される

## 自己破産のイメージ

- 裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらいます -

<b>自己破産に適している場合</b> 返済の見込みがない場合	<b>所要期間</b> (相談～破産手続きの終了まで) 2ヶ月～半年程度 <b>所要費用</b> 30万～60万円程度
------------------------------------	--



**主なメリット**  
 免責が許可されれば、早期に借金から解放される  
 給与の差押え等を止められる

**主なデメリット**  
 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う  
 破産原因によっては免責されない場合がある  
 官報に氏名、住所が記載される  
 免責が許可されるまで一定の職業に就けない等の制約がある

続いて、それぞれの制度についてもう少し詳しくみていくことにしましょう。

## 2) 任意整理

### (1) 基本的な考え方

「任意整理」とは、裁判所という司法の場を利用することなく、債務整理する方法です。

世の中で、揉め事が起きた場合に、当事者同士で解決することもできますし、裁判所を利用して問題を解決することもできます。この「任意整理」という方法は、前者の当事者同士で問題を解決する方法なのです。

具体的には、相談者は弁護士や司法書士といった法律専門家に依頼して、貸金業者と借金の返済方法について協議してもらいます。その結果、法律専門家と貸金業者との間で、相談者にとって無理のない返済計画について合意してもらい、その合意内容にそって、相談者は返済を行っていくこととなります。

もし借金の額がそれほど大きくなく、更に「利息制限法への引き直し」計算の結果、大幅に減額された借金を一括で返済できるお金が用意できるようであれば、一括返済することも可能です。

任意整理は、裁判外で当事者同士が話し合いで解決する手段であるため、弁護士や司法書士といった法律専門家の手を借りなくても相談者自身で解決することも不可能ではありません。ただし、その場合、相談者自身が貸金業者と話し合いをしなければならず、百戦錬磨の貸金業者を相手にすると、「利息制限法への引き直し」に応じてくれなかったり、相談者が望まないような返済計画を押しつけられたりして、結局は債務整理がうまくいかないということになりかねません。お金がないから自分で何とかしたいと思う相談者もいるでしょうが、このような事情を説明し、あまり勧められる手段ではないことを伝えましょう。

ここで、また「利息制限法への引き直し」という言葉が出てきました。次のコラムでは「利息制限法への引き直し」とか「過払い」とはどのようなことか、ということを紹介します。

< コーヒーブレイク >

~ 「利息制限法への引き直し」とか「過払い」ってなに？ その1 ~

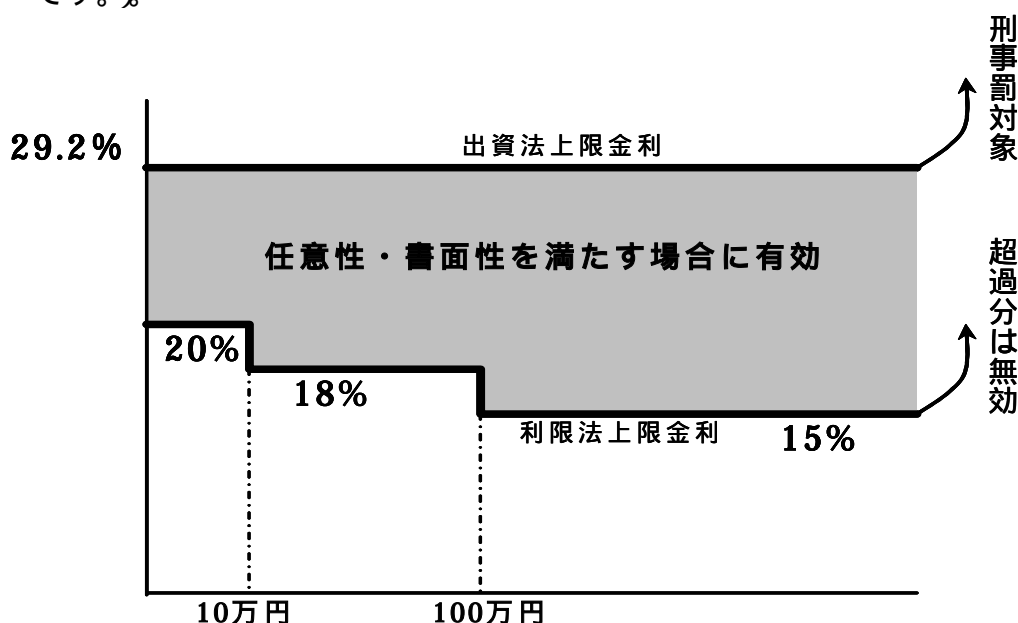
コーヒーブレイク では利息制限法と出資法という二つの法律につ

いて説明しました。

簡単におさらいすると、利息制限法は民事上のルールとして、10万円未満は年間20%、10万円以上100万円未満は18%、100万円以上は15%という利息の上限を定めていました。一方、刑事上のルールである出資法は、一律に29.2%という上限を定めていました。

下の図は出資法と利息制限法の上限をグラフにしたものですが、二つの法律の間には、隙間が空いていることが分かります。この隙間(これを「グレーゾーン金利」と言います。)の利息で、例えば10万円を借りたときに、1年間で25%という利率で利息の契約を交わした場合には、先ほどの説明によれば、民事上の上限を超えているため、7%分は無効ということになるはずですが、無効ということは、25%に相当する利息を貸し手に支払っていても、後になって、無効な部分を返してくれと主張することができ、また、貸し手も返さなくてはならなくなる、ということです(実際には、無効な利息は、原則として残った借金の元本の返済に充てられることとなります。)

ところが、一定の要件を満たすと、この無効の部分の利息の返済が有効なものみなされるのです(貸し手から返してもらえなくなるのです。)



それは、どのような場合かといえば、「貸金業者が貸付けを行う場合に、借り手に対して必要な書面を全て交付しており、かつ、借り手が

貸金業規制法(正式名は「貸金業の規制等に関する法律」)の第43条にみなし弁済の要件が規定されています。

任意に返済した場合」となります。色々と専門用語が出てきたので、順を追って説明していきましょう。

まず、「貸金業者」とは「貸金業法」によって、お金を貸すことが認められている人たちです。

この貸金業者と呼ばれる人たちが、「貸付けを行う場合」つまり、お金を貸す場合に「必要な書面を全て交付」していれば、本来無効であるはずのグレーゾーン金利の弁済が有効となり得るのです。ここで「必要な書面」とは何かというと、「貸金業法」で定められた「書面」のことです。「貸金業法」の中では、お金を貸すときは、契約期間や利息などのお金を貸す際の条件を明らかにした書面を、返済を受けたときは受領書（お金を受け取りましたということを明らかにする書面）を渡さなければならないといったことが定められていますが、これらの書面が「必要な書面」となります。

最後に「借り手が任意に返済した場合」とはどのような場合を言うのでしょうか。これは借り手が何に強制されることなく、自発的に借金を返済することを言います。

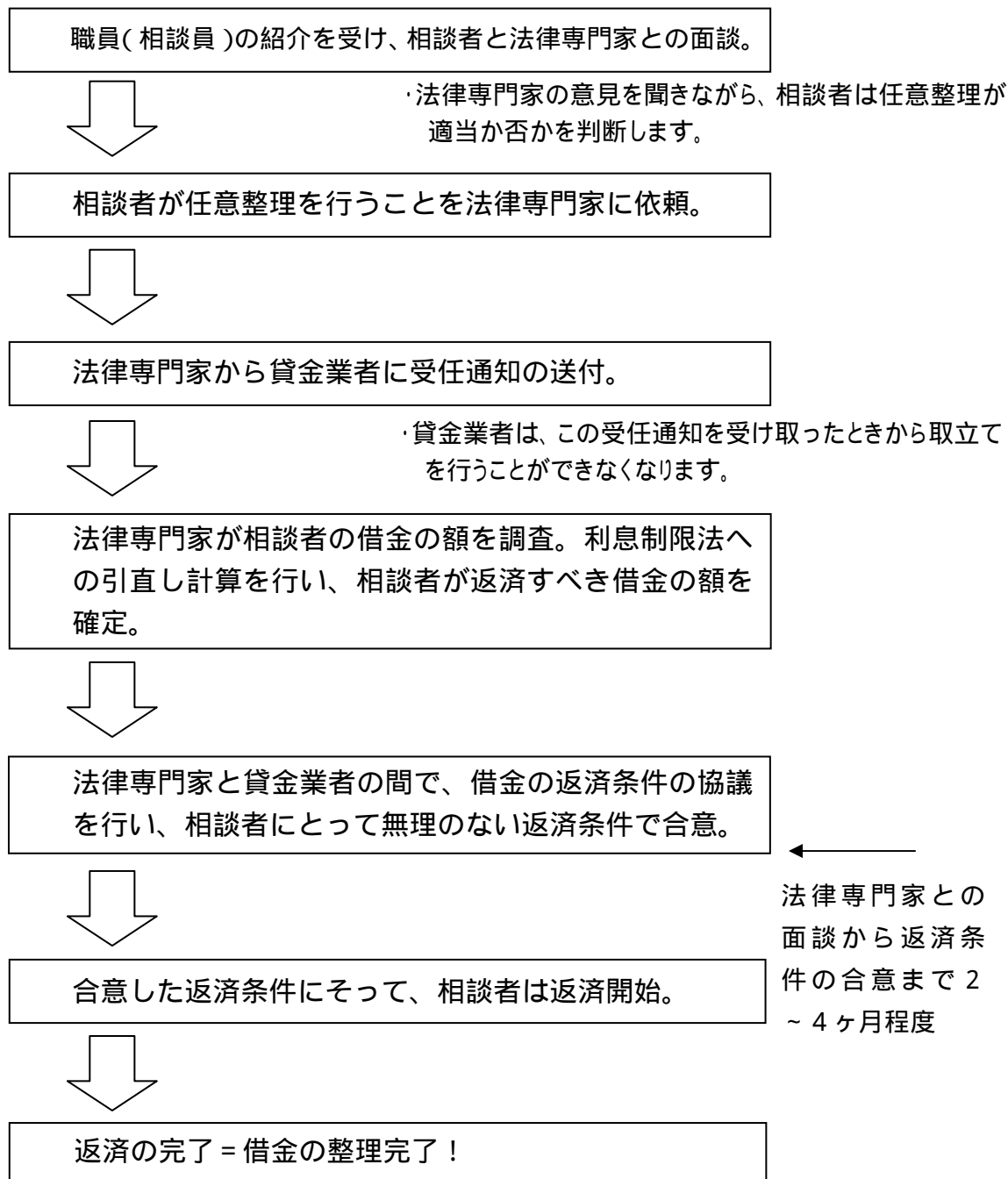
以上の要件を満たしていると、10万円を1年間25%という条件で借りて、25%に相当する金額を利息として返済してしまうと、本来、7%分の利息の契約は無効なのに、返済した借り手が「やっぱり無効なのだから返してくれ」と主張することはできません。つまり、有効な返済となる（みなされる）のです。

この貸金業者にだけ認められた特別な制度は、「みなし弁済」制度と呼ばれています（「弁済」とは「返済」と同じ意味です。）。法律で「有効な弁済とみなす」と書かれているので、「みなし弁済」制度です（実際に、この「みなし弁済」制度が認められるケースは少なくなっていますが、詳細はコーヒープレイク に譲ります。）

ブレイクタイムが長くなりすぎました。いったん切りましょう。続きは32頁からです。

## (2) 債務整理の流れ

任意整理を行う場合の一般的な手順は以下のようになります。



### (3) 任意整理にかかる費用

これから紹介する各債務整理に要する費用はあくまでも参考値であり、それぞれの弁護士や司法書士によって多少の開きがあります。

任意整理を法律専門家に依頼した場合、債権者1社あたり2万5千円程度に加えて若干の法律専門家に対する報酬が発生する場合がありますとイメージしておいて下さい。これは弁護士に依頼した場合でも、司法書士に依頼した場合でも同様です。

### (4) メリット・デメリット

#### メリット

- ・ 弁護士や司法書士が、相談者の債務整理の手続を引き受けたことを貸金業者に通知し、貸金業者がその通知を受け取った場合には、その時点から相談者に対する取立てがストップします。
- ・ 利息制限法への引き直しにより、返済すべき借金の額が大幅に減額される可能性があります。
- ・ 裁判外の手続であり、当事者同士でいかなる内容の返済計画を立てることも可能であり、柔軟な返済計画を策定することができます。

#### デメリット

- ・ 任意整理は、裁判所を利用せず、当事者同士の話し合いで債務整理を進めていくため、話し合いの結果に納得しない貸金業者に対しては、強制力をもって従わせることはできません。
- ・ 裁判所を利用した制度ではないために、話し合いに応じない貸金業者に、相談者の給料などを差押えられる可能性があります。

#### < 例えばこんな場合 >

中田さんは貸金業者からお金を借りるときに、契約書とは別に「もし借金が返済できなくなったら、給与を差押えられても文句は言いません。」という趣旨（正確には、「金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨の陳述」という文言になります。）を記載した公正証書 という書類

公正証書とは、公証役場というところにいる公証人という特別の権限をもった人が作成する書類のことで、この書類は裁判所の判決と同じ効力を持ちます。裁判所の判決と同じ効力を持つということは、改めて訴えを提起して裁判所の判決等を得なくても、裁判所に対して強制執行を申し立てること（給料等を差し押さえること）ができるのです。



を作成しました。

中田さんは、順調に借金を返済していましたが、休日の海外旅行の出費がかさみ借金の返済が苦しくなったために、弁護士と相談して任意整理をすることになりました。弁護士はA B Cクレジットと話し合いを進めましたが、貸金業者は聞く耳を持たず、裁判所に対して給料の差押えを申立て、給料を差し押さえてしまいました。

任意整理の場合には、このような事態が生じてしまう可能性があります。そのような場合には、特定調停を利用して強制執行を停止してもらう必要があります。

・借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかもしれないと判断すれば、お金を貸さないこととなります（なお、利息制限法への引き直しを行わずに、返済を楽にするために返済期間を延長するなど、貸金業者と円満に条件変更ができた場合には、そのような情報が登録されない可能性もあるようです。）

#### < コーヒーブレイク >

～「利息制限法への引き直し」とか「過払い」ってなに？その2～  
いよいよ「利息制限法への引き直し」や「過払い」の正体が明らかになります。

多くの貸金業者は、コーヒーブレイク で説明した「みなし弁済」制度を利用して、利息制限法と出資法の隙間のグレーゾーン金利でお金を貸しています。

ところが、この「みなし弁済」制度を巡っては、昔から貸金業者と借り手との間で様々な争いが起きていました。「みなし弁済」が成立するためには、先ほど述べたように、様々な条件を満たす必要があります。ということは、この条件を満たしているかについて、貸金業者は満たしていると言い、借り手は満たしていないと言う、という争いが

「信用情報機関」とは、貸金業者などお金の貸付けを行う業者が、顧客の信用情報（今幾らの借金があって、返済が滞っていないかといった情報）を集積するために設置する機関のことです。業者は貸付けを行う際に、この信用情報機関に集積された情報を参考に、顧客が信用できる人物であるかどうか判断することになります。

生じやすくなっているのです。

この様々な争いに関しては、最後は最高裁判所の判断を仰ぐことになりませんが、近年、貸金業者にとっては非常に厳しい判決が相次いだのです。つまり「みなし弁済」を認めるための条件を貸金業者が満たしているかということについて、非常に厳しい判断が下されているのです。分かりやすく言えば、多くの貸金業者は、それまでのお金の貸し方では、「みなし弁済」が認められなくなったのです。

今までは、多くの貸金業者は、利息制限法を超える利息を借り手に対して請求していました。でも、これは本来借り手が支払う義務のないものまで請求していたことになるのです。また、借り手もその請求に従って、利息制限法を超える利息を支払っていましたが、これも本来支払う義務のないものまで支払っていたのです。その結果、「みなし弁済」の要件を満たしていたら、その支払ったものの返還を求めることができなくなっていたのです。

ところが、一連の最高裁判所の判断により、「みなし弁済」が有効とされる場面が少なくなりました。有効な返済とみなされる場面が少なくなったということは、「無効な利息なのだから返してくれ」と借り手が主張できることが多くなったということです。そして、25%という利息制限法を超える利率ではなく、利息制限法の上限(例えば100万円であれば15%)で計算し直して、借り手が払うべき利息は幾らなのかということ算出することを「利息制限法への引き直し」と呼んでいるのです。ここで少し具体的な数字を出して考えてみましょう。

松井さんは貸金業者から、車の購入資金として100万円を借り入れ

もう少し詳しく説明すると次のとおりです。貸金業者からお金を借りると契約書を渡されます。この契約書の中には、多くの場合、お金を借りた人が期限どおりに決められた金額を返済できなかった場合には、残りの借金全てを一括で返済しなければならないという「期限の利益喪失特約」というものが決められています。

最高裁判所は、貸金業者が利息制限法を超えるグレーゾーン金利で貸付けを行っている場合に、グレーゾーン金利についての利息も含めて「期限の利益喪失特約」が付いていると、グレーゾーン金利についても支払いが強制されていることになり、「みなし弁済」として認められるための任意性の要件が認められないと判断しました。多くの貸金業者がこの「期限の利益喪失特約」を利用していましたので、そのままの状態ではみなし弁済が有効と認められなくなったのです(また、貸付けの際に交付する書面の記載項目についても、相次いで厳しい判断が下されたことも大きく影響しています。)

ました。1年後に一括で返済するという約束で、利率は1年間で29.2%としました。この100万円を1年後に貸金業者に返済とした場合、松井さんが1年後に返済する利息の額は、

$$100 \text{ 万円} \times 29.2\% \times 1 \text{ 年} = 29.2 \text{ 万円} \text{ となります。}$$

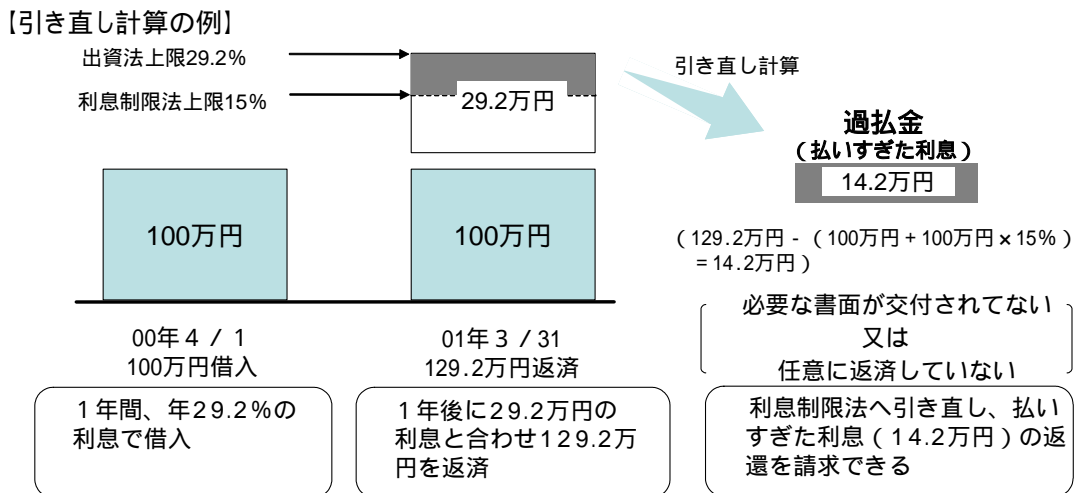
本来、松井さんは14.2%分(29.2% - 15%)の利息は支払う義務はないのですが、約束に従って1年後に29.2万円の利息を含め129.2万円を返済しました。ところが、貸金業者が必要な書面を交付していなかったために、「みなし弁済」の要件を満たしていないということになり、利息制限法への引き直し計算が行われることとなりました。100万円を借りた場合だと利息の上限は1年間で15%となりますので、引き直した場合の利息の金額は、

$$100 \text{ 万円} \times 15\% \times 1 \text{ 年} = 15 \text{ 万円} \text{ となります。}$$

松井さんが支払う利息は、本来は15万円であったということになります。そうすると本来は支払わなくてもよいはずの14.2万円(29.2万円 - 15万円)を余計に払っていたこととなります。これが「過払い」と言われるもので、松井さんは払いすぎた利息の返還を求めることができます。

ここでは分かりやすくするために事例を簡素化して説明していますが、基本的な考え方は全ての場合に通じます。

「利息制限法への引き直し」や「過払い」とはどういうことか、ということのイメージはつかめたでしょうか。



### **3) 特定調停**

#### **(1) 基本的考え方**

「特定調停」という聞き慣れない言葉が出てきましたが、内容はさほど難しいものではありません。「特定調停」とは何かというと、裁判官と裁判所が指定する調停委員で組織される調停委員会を舞台に、相談者と貸金業者が借金の返済方法について話し合い、解決策を見いだしていくことです。

調停委員会というのは、裁判官と調停委員(裁判所から法律等の専門家として指定された委員)が、相談者と、関係する全ての貸金業者双方の言い分を聞いて、双方の主張を調整する場のことです。

この調停委員というのは、裁判所が指定するのですから、公正な立場から調整を行ってくれます。このため、相談者は弁護士や司法書士などの法律専門家の手を借りなくても債務整理を行うことができるのです(特定調停を進めて行くには色々と手続が必要となりますので、法律専門家に手続を依頼することももちろんできます。)

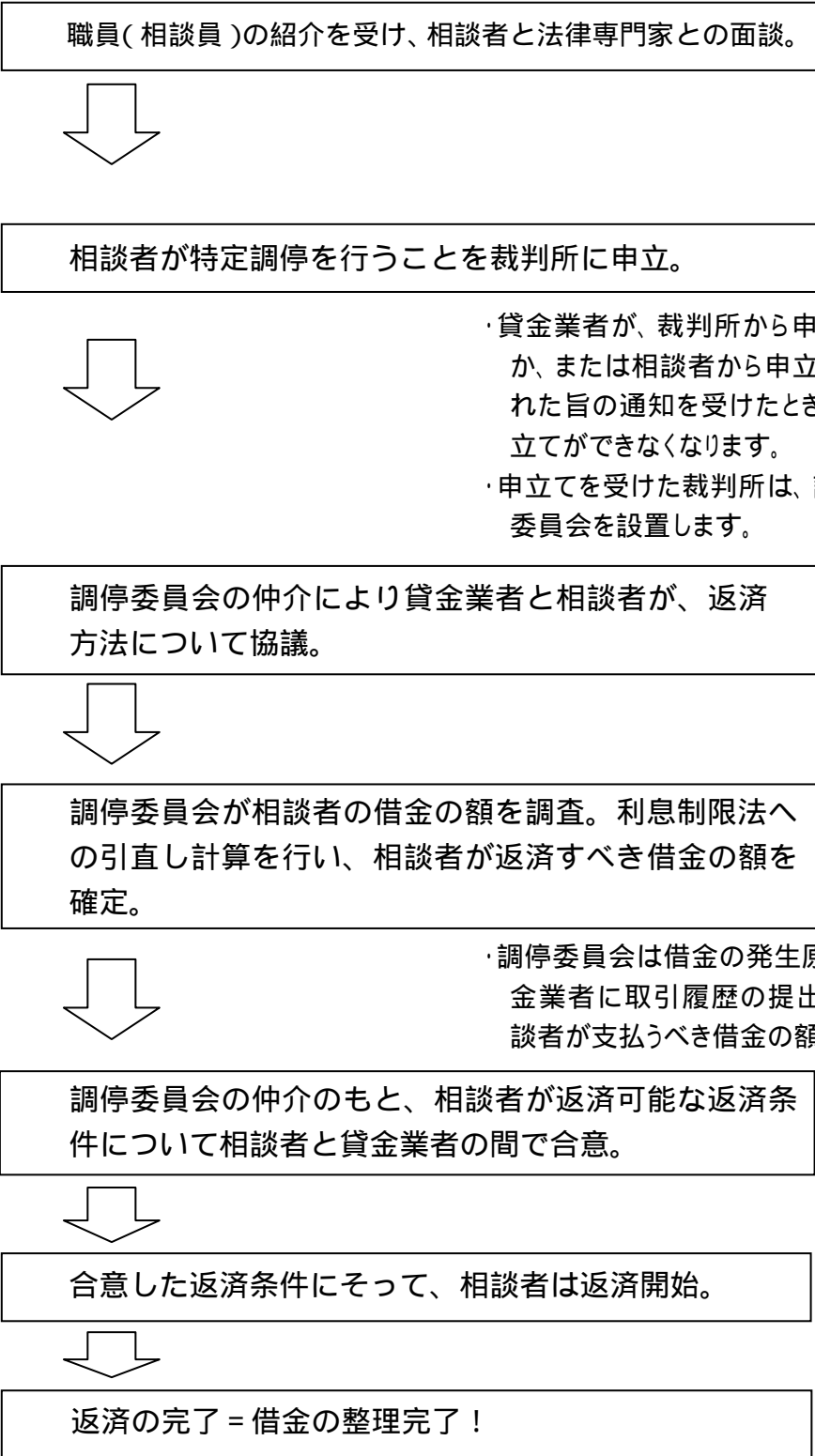
任意整理を行う時に、法律専門家の手を借りずに相談者自身で貸金業者と話し合いを行おうとすると、債務整理がうまくいかなくなる可能性があると言いましたが、この特定調停の場合は、公正な立場の専門家(調停委員)がいますので、一方的に貸金業者に有利な結論が出ることはありません。

このため、法律専門家に依頼する費用が用意できないといった相談者には便利な制度なのです。

この調停委員会での話し合いにおいては、相談者の抱える借金について利息制限法への引き直しも行われますので、借金の額が減額することが期待できます。後は、返済方法について合意した内容に沿って、相談者は借金を返済していくことになります。

#### **(2) 債務整理の流れ**

特定調停を行う場合の一般的な手順は以下のようになります。ここでは相談者が自ら特定調停の手続を進める場合を説明します。大まかな流れを把握して、相談者に説明して行きましょう。



- ・貸金業者が、裁判所から申立書の送付を受けるか、または相談者から申立てが裁判所に受理された旨の通知を受けたときから、貸金業者は取立てができなくなります。
- ・申立てを受けた裁判所は、調停委員を選び調停委員会を設置します。

- ・調停委員会は借金の発生原因を調査したり、貸金業者に取引履歴の提出を求めたりして、相談者が支払うべき借金の額を確定させます。

←  
法律専門家との面談から返済条件の合意まで1～2ヶ月程度

### (3) 特定調停にかかる費用

特定調停にかかる費用は、次のメリットのところでも説明するとおり、もっとも安価です。相談者が法律専門家との相談を経て、相談者本人で裁判所に手続を申し立てた場合には、数千円程度の費用で済みます(法律専門家への相談料は除きます。)。これは裁判所の諸々の手続にかかる費用として納めるものです(弁護士や司法書士に依頼することもできます。この場合、30~60万円程度の費用がかかると考えて下さい。なお、法律専門家に申立書の作成のみを依頼することもできます。この場合には費用はぐっと安くなります。)

### (4) メリット・デメリット

#### メリット

・裁判所に特定調停手続の申立てを行い、貸金業者が裁判所からの通知を受け取った場合には、その時点から相談者に対する取立がストップします(弁護士や司法書士に手続を依頼した場合には、任意整理と同様、弁護士や司法書士からの受任通知を貸金業者が受け取った時点で取立はストップします。)

・利息制限法への引き直しにより、返済すべき借金の額が大幅に減額される可能性があります。

・先ほど任意整理のところでは、「貸金業者に、相談者の給料などを差押えられる可能性があります。」と説明しました。これは、任意整理とはあくまでも当事者同士の話し合いになるために、そこには何の強制力も働かないためでした。ところが、この特定調停というのは、裁判所に設けられる調停委員会という公の機関を舞台に話し合いを行いますので、一定の場合、強制執行の手続を止めてもらうこともできます。

・相談者が法律専門家に依頼せず、自ら裁判所に特定調停手続を申し立てた場合には、このマニュアルで紹介する4つの方法のうち、最も安く債務整理ができます。

---

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第7条を参照して下さい。特定調停の手続き自体は相談者自ら行うことが可能ですが、特定調停の方法を選択する前提として、利息制限法への引き直し計算などを行い相談者の債務額を明らかにする必要があります。この利息制限法への引き直し計算は法律専門家のところで行うこととなりますので、55頁の手順に従って、法律専門家へ引き継いでいきましょう。

## デメリット

・裁判所を通じるといっても、あくまでも相談者と貸金業者が、話し合いにより解決方法を模索することになるため、貸金業者が複数いる場合など、全ての貸金業者と合意に達しない限り、合意に達しなかった貸金業者からの借金が整理されないこととなります。

・相談者と貸金業者の間で合意が成立し、その内容が調停調書に記載されると、裁判所の判決と同じ効力があるため、合意内容にそった返済ができなくなると貸金業者は直ちに強制執行の申立てをすることができます。<sup>21</sup>

・借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかもしれないと判断すれば、お金を貸さないこととなります。

---

<sup>21</sup> 「裁判所の判決と同じ効力がある」と言いましたが、これは改めて訴えを提起しなくても、貸金業者は給与を差し押さえることができるという意味です。

## 4) 個人版民事再生

### (1) 基本的考え方

「個人版民事再生」というこれまた聞き慣れない言葉が出てきましたが、これも借金を整理する方法の一つです。「民事再生」という言葉を耳にしたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、これは簡単に言うと倒産の危機に瀕した中小企業などが、借金を整理して、もう一度出直す、すなわち「再生」することをスムーズに行うための制度です(実際には複雑な制度なので、詳しく知りたい方は専門書を当たってみてください。)

その「民事再生」という出直しのための制度を、企業ではなく個人が利用しやすいようにしたものが、「個人版民事再生」という手続です。これも特定調停と同じように裁判所を通して行う債務整理の方法です。

では特定調停と何が違うかという、特定調停はあくまでも「調停」という手続なので、相談者と貸金業者の合意が成立することが必要でした。どちらかがあくまでも合意に反対した場合には解決しない制度なのです。一方で、個人版民事再生は、借金で困っている人を「再生」させるために、その再生に反対の貸金業者がいても、一定の場合に強制的に債務整理を納得させられる制度です。

相談者にとっては、何とも心強い制度だと思われるかもしれませんが、そのような強制力をもった制度だからこそ、誰でも利用できるというわけではなく、相談者が一定の条件をクリアする必要があります。

それはどのような条件かという、代表的なものは、相談者が将来にわたって給料などの定期的な収入を得ることができ、一定の金額を借金の返済にあてることができる人であること、というものです。自分でお店を持っている方の場合であっても、将来的に売り上げが見込まれれば、そこから収入を得ることができるので問題ありません。

相談者がこのような条件にあてはまれば、裁判所に個人版民事再生手続を申立て、相談者の収入の範囲内で返済可能な返済計画(これを正式には「再生計画」と言います。)の案を作り裁判所からのお墨付きをもらった上で、その計画にそって借金の返済をしていくことができるのです。



この個人版民事再生の手続には、更に「小規模個人再生」と「給与所得者等再生」という二つの制度に分かれており、また、住宅ローンを抱えている相談者にとって、便利な制度も設けられていますが、それは次の「債務整理の流れ」の中で簡単に触れていくことにします。

## (2) 債務整理の流れ

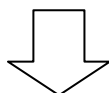
個人版民事再生の手続によって債務整理する場合の一般的な手順は以下ようになります。

職員（相談員）の紹介を受け、相談者は法律専門家と面談し、個人版民事再生手続により債務整理を行うことを依頼。

・この手続は実際には大変複雑なため、相談者が自分で手続を進めることは困難です。

・法律専門家が依頼を受けた場合には、貸金業者に受任通知が送付され、貸金業者はそれを受け取った時点から取立てができなくなります。

・相談者は、銀行や友人からの借入など全ての債務額を明らかにする必要があります。



### < 小規模個人再生 >

小規模個人再生を裁判所に申立。

・小規模個人再生が利用できるのは、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、一定額を返済に充てられる人です。

・したがって、専業主婦は利用できないことになります。

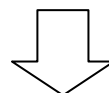
・また、借金の総額が 5,000 万円以内であることも求められます。

### < 給与所得者等再生 >

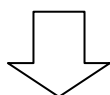
給与所得者等再生を裁判所に申立。

・給与所得者等再生が利用できるのは、小規模個人再生が利用できる人のうち、給与所得の変動が小さい人です。

・したがって、自営業者は給与所得を得るわけではないので利用できないことになります。

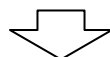


裁判所は、それぞれの手続について、相談者が必要な要件を満たしていると判断した場合には、手続の開始を決定。



- ・この段階で、貸金業者は給与の差押えなどの強制執行を行うことができなくなります。
- ・相談者も貸金業者に対する借金の返済をすることができなくなります。

裁判所で、利息制限法による引き直し計算結果などに基づき、相談者の抱える借金の額を確定。



- ・借金の額を確定するプロセスで、貸金業者と相談者によって借金の額に争いがある場合には裁判所が個人再生委員を選任し借金の額を確定します。

< 小規模個人再生 >

< 給与所得者等再生 >

確定した借金の額をもとに、幾らまでの借金をどのように返済していくかを記載した再生計画案を作成して、裁判所に提出。

・この再生計画はいくつかの条件を満たしている必要があります。その代表的なものをみていきましょう。

・一つ目は、「最低弁済額要件」と呼ばれるもので、で確定した借金を幾らまで減らすことができるかの限度とすることができます。

・具体的には、で確定した借金の額(住宅ローン債権などを除いた額)に応じて次のような条件が課せられます。

・100万円未満

その借金の全額を返済していく計画を立てなければなりません。

・100万円～500万円

100万円以上の額を返済していく計画を立てなければなりません。

・500万円～1,500万円

借金の額の5分の1までに減額した額以上の額を返済していく計画を立てなければなりません。

・1,500万円～3,000万円

300万円以上の額を返済していく計画を立てなければなりません。

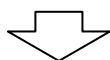
・3,000万円～5,000万円

借金の額の10分の1までに減額した額以上の額を返済していく計画を立てることができます。

・二つ目は、「清算価値保障要件」と呼ばれるものです。何やら難しそうな要件ですが、簡単に言えば、再生計画で定める返済額が、相談者の全財産を売り払ってお金に換えた場合の金額よりも少ないものであってはならない、というものです。

・最後に、「弁済期間要件」と呼ばれる要件を満たしている必要があります。これは、再生計画で定める借金の返済方法が、3ヶ月に1回以上返済するものであり、返済期間が原則として3年間(特段の事情がある場合には5年間)の分割払いである必要があります。

・給与所得者等再生の場合は、上記の「最低弁済額要件」に加えて、再生計画で定める返済額が可処分所得の2年以上の額になっているという「可処分所得要件」を満たしている必要があります。



< 小規模個人再生 >

再生計画案について貸金業者が書面による決議。

・相談者が作成した再生計画案について、相談者にお金を貸していた貸金業者全員で賛成か反対かの決議をします。ここで、反対の貸金業者が議決権者総数の半数未満であり、かつ、反対の貸金業者が抱える借金が借金総額の半分以上でなければ可決されません。

< 給与所得者等再生 >

再生計画案について裁判所が貸金業者から意見聴取。

・給与所得者等再生では、小規模個人再生のように貸金業者の決議は必要となりません。裁判所は貸金業者の意見を聞く場を設けるだけで、仮に全て貸金業者が再生計画案に反対であっても、相談者の債務整理になると判断した場合には、認められます。



裁判所は、再生計画案（小規模再生計画案については、で賛成多数で可決された再生計画案となります。）を認可し、相談者はその再生計画案に沿って返済を開始。

← 申立から再生計画の認可まで1年程度。



返済の完了 = 借金の整理完了！

### (3) 個人版民事再生にかかる費用

個人版民事再生の手続きは、これまでの手続きに比べて煩雑なので、それに応じて費用も割高となります。また、個人版民事再生の場合は、手続きを地方裁判所で行うため、司法書士は相談者の代理人になれないという制約があります（ただし、司法書士は申立てを行うための書類作成を行うことができます。）

個人版民事再生の場合は、おおよそ30～60万円程度の費用がかかると考えておいて下さい。

#### (4) メリット・デメリット

##### メリット

・弁護士に手続を依頼(司法書士に申立書の作成を依頼)した場合、任意整理や特定調停と同様、法律専門家からの受任通知を貸金業者が受け取った時点で取立はストップします。

・特定調停の場合は、貸金業者全員の合意が必要で、強硬な貸金業者がいると借金の整理がなかなか進まない事態があり得ました。しかし、この個人版民事再生手続は、裁判所がリーダーシップをとって借金を整理するよう導いてくれますので、基本的に、一部の強硬な貸金業者が反対している場合であっても借金を整理することができます。

・41 頁の で解説していますが、再生計画を策定するプロセスにおいて相談者の借金が大幅に減額される可能性があります(例えば600万円の借金があっても、120万円に減額される可能性があります。)

・個人版民事再生の手続が開始されると、貸金業者による給与の差押えなどができなくなります。

・貸金業者からの借金の他に、住宅ローンを抱えている場合には、住宅ローンの返済に対して特別の措置が講じられるため、住宅を失うことなく、借金を整理することもできます(ただし、住宅に住宅ローンによる抵当権以外の抵当権が設定されている場合は、この制度は利用できません。)

##### <例えばこんな場合 >

村田さんは、東京郊外にマンションを買うため、大山銀行で3,000万円の住宅ローンを組みました。その後、会社の社員旅行などが重なり、給料の範囲内では生活が苦しくなったため、ABCクレジットから50万円の借金をしました。最初は順調に住宅ローンの返済とABCクレジットへの返済が進んでいたのですが、会社での夜の付き合いを断れず、ついついABCクレジットから借金を重ねてしまい、遂に住宅ローンを含めて返済が困難な状態に陥ってしまいました。

住宅ローンを組む場合、銀行は通常、「期限通りに返済できなければ、一括返済をします」(これを「期限の利益を喪失する」と言います。)という条件を借り手にのんでもらいます。期限通りの返済が困難になれば、当然一括返済などできませんから、銀行は次に、住宅に設定した抵当権を実行

することになります。「抵当権」とは、債権者が、債務者が返済できなくなった場合に、住宅などを売って（これを「競売にかける」と言います。）その代金で借金の返済をしてもらうために設定するものです。よく「借金のかたにとる」という言い方をしますが、まさにこれです。

大山銀行も当然村田さんの購入した住宅に抵当権を設定しているので、村田さんの住宅ローンの返済ができなくなれば、抵当権を実行して競売にかけ、そこから借金を返済してもらおうとします。そうすると村田さんはせっかく購入した家から追い出されてしまうことになるのです。

ところが、村田さんが、ABCクレジットからの借金を個人版民事再生手続で整理する場合には、村田さんが住宅を維持したままABCクレジットの借金を整理する方法があるのです。それが住宅ローン特別条項と呼ばれるものです。詳細な仕組みは専門書に譲りますが、ごくごく簡単に説明すると、村田さんが個人版民事再生手続の中で作成する再生計画案の中で、住宅ローンについて支払いを先延ばししてもらおうといったことを記載することができるのです。これが利用できるためには、色々な条件がありますが、要するにこの制度を利用すれば、村田さんは住宅を失わずにABCクレジットからの借金を整理できる可能性があるということです。ただし、住宅ローン特別条項を利用しても、住宅ローンの支払い条件が緩和されるだけで住宅ローンそのものが減額される訳ではないので、この点は注意が必要です。

## デメリット

・最初に説明したとおり、この制度を利用するには、相談者が将来において一定の収入が見込める者であることなどの制限があります。

・「債務整理の流れ」を見ていただくだけでも、この個人版民事再生手続が他に比べて複雑な仕組みであることがわかりただけだと思います。このため、この手続を相談者一人で進めることは困難ですし、弁護士に依頼する場合にも費用が高額となってしまいます。

・借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかもしれないと判断すれば、お金を貸さないことになります。

・個人版民事再生を行った場合には、官報に住所と名前が掲載されます。官報は誰でも見ることができるので、それを見たヤミ金融が相談者にダイレクトメールで勧誘してくる恐れがあります。

## 5) 自己破産

### (1) 基本的考え方

「自己破産」という言葉は今までの言葉と違い、一度は耳にしたことがある方も多いのではないのでしょうか。「自己破産」というのは、借金が返済できなくなった場合に、自分の持っている資産をお金に換えて、その範囲内で借金を返して、それでも残ってしまった借金については、もう払わなくてよいですよ(これを「免責」と言います。) ということを裁判所に認めてもらう制度のことです。

今まで紹介した3つの制度のうち、裁判所を利用する制度なので、特定調停や個人版民事再生に近く、さらに借金の整理に反対の貸金業者に対しても半ば強制的に納得してもらうという点では個人版民事再生に近いと言えます。ただし、この自己破産は、手続が開始されると自分の持っている資産を裁判所が選任した専門家(これを「破産管財人」と言います。)が現金化し、債権者に分配するという点で、個人版民事再生とは大きく異なります。<sup>22</sup>一方で、個人版民事再生のように、向こう3年間の再生計画に従って返済を続けなければならないというようなことはありません。持っている資産で賄いきれない分については、免責が許可されれば払わなくて良いというお墨付きを裁判所がくれるからです(デメリットのところでも触れますが、破産の原因によっては免責が許可されない場合もあります。)

もともと資産なんてほとんどない、という相談者にとってはなんとも便利な制度のように見えますが、その反面、一定の制約を伴う制度なのです。以下でもう少し詳しく見ていきましょう。

### (2) 債務整理の流れ

自己破産の手続によって借金を整理する場合の一般的な手順は以下のようになります。

---

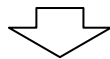
<sup>22</sup> 相談者にめぼしい資産がない場合は、破産管財人が資産を現金化するプロセスは取られず、破産手続が終了します(これを「同時廃止」といいます。)。相談者にめぼしい資産があり、破産管財人が選任される場合には、同時廃止の場合よりも破産手続きにかかる費用は高額となります。

職員（相談員）の紹介を受け、相談者と法律専門家が面談し、自己破産により債務整理を行うことを依頼。



- ・法律専門家が依頼を受けた場合には、貸金業者に受任通知が送付され、貸金業者はそれを受け取った時点から取立てができなくなります。
- ・相談者は、銀行や友人からの借入など全ての債務額を明らかにする必要があります。

裁判所に破産手続開始を申立て。（同時に免責許可の申立て。）



- ・自己破産は、相談者の財産をお金に換えて、貸金業者に配る（破産手続）、というプロセスと残った借金について免責を認めてもらうプロセスから成り立っています。
- 一昔前は、破産手続と免責を認めてもらうプロセスは別々のものでしたが、今の制度では、破産手続を開始してくれるよう裁判所に申立てると同時に、特別な手続を行わなくても、免責を認めてもらう申立て（免責許可の申立て）も行われたこととなります。要するに便利になったのです。

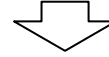
裁判所が相談者を呼出し、破産を申立てた原因や借金の状況などの質問を行い、既に相談者の財産だけでは支払い不能であることが認められれば破産手続を開始。



<めぼしい財産がない場合>

裁判所が破産の手続を終了させる同時廃止を決定。

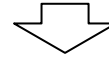
・相談者にめぼしい財産がなく、お金の換えて貸金業者に配っても意味がないような場合は、破産手続を進めても意味がありません。このような場合は、破産手続の開始と同時に、破産手続を終わらせる「同時廃止」の決定を行います。



<ある程度財産がある場合>

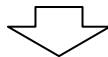
裁判所が相談者の財産を売却して、売却代金を貸金業者に分配を行う破産管財人を選任。

・相談者の財産は、生活に必要な最低限の財産(家財道具や食料に加えて最低限の生活費(99万円))を残して、住宅や車も全て売却されます。(これらの財産の集合体は「破産財団」と呼ばれています。)

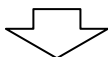


破産管財人が破産財団の売却代金を貸金業者に分配。

・この分配(これを「配当」と言います。)をもって破産手続は終了します。後は、いよいよ残った借金を免責してもらう手続に入ります。

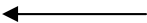


で破産手続開始の申立てと同時にされた免責許可の申立てに基づき免責決定。



・ で説明したとおり、特別な手続を行わなくても、破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てが行われたこととなります。  
・ 相談者が、免責を許されない事情を抱えていない限りは免責が認められます。

借金の整理完了!



申立から免責決定まで、相談者にめぼしい資産がない場合は2ヶ月程度、資産がある場合は半年程度。



### (3) 自己破産にかかる費用

自己破産はそれほど複雑な手続を必要としないため、個人版民事再生よりは安価となりますが、おおよそ 30～60 万円程度の費用がかかります。また、自己破産の場合は、手続を地方裁判所で行うため、司法書士は相談者の代理人になれないという制約があります(ただし、司法書士は申立てを行うための書類作成を行うことができます。)

### (4) メリット・デメリット

#### メリット

・何よりも一番大きなメリットは、裁判所に免責を認めてもらった場合、相談者の資産を超える借金の返済義務から解放されることです。個人版民事再生手続のように、3年間返済し続けなければならないというようなことはありません。

・弁護士に手続を依頼(司法書士に申立書の作成を依頼)した場合、法律専門家からの受任通知を貸金業者が受け取った時点で取立はストップします。

・個人版民事再生と同様、裁判所がリーダーシップをとって強制的に借金を整理するよう導いてくれますので、基本的に、一部の強硬な貸金業者が反対している場合であっても債務整理することができます。

・自己破産の手続が開始されると、貸金業者による給与の差押えなどができなくなります。

#### デメリット

・生活必需品や最低限の生活費を除いて相談者の財産は破産管財人が売却することになるので、基本的に住宅や車は手放すこととなります。<sup>23</sup>生命保険なども解約させられる場合もあります。

・場合によっては、<sup>24</sup>免責が受けられない、つまり相談者の資産だけではまかなえなかった残りの借金について、引き続き返済義務が

---

<sup>23</sup> 実際の運用では、初度登録(初めて陸運局に登録すること)から6年を経過した国産車については、資産価値がないと判断され、引き続き債務者が保有することが認められるケースもあります。

<sup>24</sup> 例えば、借金の原因がギャンブルであったり、ブランド品を買い漁ったりしたものである場合や、過去に免責を受けたことがあり、そのときから7年以内に免責の申立てをした場合などは免責が認められない典型的なケースです。ただし、このような場合であっても相談者が真剣に反省しているなどの理由によって、裁判所の裁量によって免責が認められるケースもあります。

残ってしまうということがありえます。

・破産手続が開始されると、警備員など一部の業務に就けなくなるといった制約が課されます(ただし、裁判所から免責許可を受ければこの制約から解放されます。(これを「復権」と言います。))<sup>25</sup>

・破産した場合には、官報に住所と名前が掲載されます。官報は誰でも見ることができるので、それを見たヤミ金融が相談者にダイレクトメールで勧誘してくる恐れがあります。破産した場合、銀行や貸金業者はお金を貸してくれないため、ついつい勧誘に乗ってしまいそうですが、いったんヤミ金融に手を出してしまうと、通常の債務整理の方法では解決できなくなる恐れがあります。

・借金の返済が滞ってしまった場合や借金を整理した場合などには、そのことが分かるように信用情報機関に登録されます。その結果、他の業者はその情報を見て、この人にお金を貸すと返ってこないかもしれないと判断すれば、お金を貸さないこととなります。

---

<sup>25</sup> 警備業法第14条第1項に定められています。その他、公認会計士や弁護士、貸金業者など、主に金銭を取り扱う業務について制限が課されています。

## 5 . 具体的解決方法の選択

ここまで個別の債務整理方法を見てきましたが、今度はそれぞれの相談者にどの解決方法がふさわしいかを考えていきましょう。

前にも説明しましたが、最終的に解決方法を選択するのは相談者自身です。職員（相談員）の方々はここに書かれている考え方の一例を紹介しましょう。相談者がここである程度の考え方を理解していると、法律専門家のところでもスムーズに整理を進められます。

なお、ここで紹介する判断基準はあくまでも一つの考え方に過ぎません。法律専門家によっては、別の考えを持っていることもあるでしょう。

ここでは一つの考え方の例を紹介していきます。

### 1) まず、借金の額に着目します

まず、相談者の抱えている借金の総額（借金総額）と相談者が毎月無理なく返済できる返済可能額（返済可能額）との関係に着目してみましょう。この両者の関係が以下のように、36 を超えなければ任意整理又は特定調停を利用することが考えられます。この「36」というのは、36 ヶ月＝3 年を意味し、一言で言えば「借金を3年で返せるかどうか」が一つの判断基準となります。<sup>26</sup>

$$\text{（借金総額）} \div \text{（返済可能額）} \leq 36$$

ここで「借金総額」というのは、コーヒーブレイク のところで説明した「利息制限法への引き直し」計算ができた場合には、借金の額を減額した後の額と考えて下さい。<sup>27</sup>

また、「返済可能額」は毎月の収入から家賃や食費や最低限のお小遣いといった生活費を除いた額であり、飲まず食わずで切りつめた結果の金額ではありません。

<sup>26</sup> 独立行政法人国民生活センター研修生活研究部編「講座用テキスト 多重債務相談への対応」（平成16年3月）を参考にしました。

<sup>27</sup> ただし、この引き直し計算は次の「一歩進んで」のところで紹介しているとおり、法律専門家の力を借りた方がスムーズに取り寄せられるケースが多いため、相談窓口では「借金総額」の算出まではなかなかできないことになります。ここでは、法律専門家のところで相談者が判断する材料を提供すると考えて下さい。

なぜ3年間かは議論のあるところですが、人間3年先ぐらいのことは見通せてもそれ以上先のことになると見通しが立たないため、というのが一般的な認識のようです(個人版民事再生手続でも原則3年間返済する再生計画を立てます(例外的に5年間の再生計画が認められる場合もあります。))

$$(\text{借金総額}) \div (\text{返済可能額}) > 36$$

逆に、借金総額と返済可能額の関係が上記のように、36を超える、つまり3年では返済できないということになると、個人版民事再生や自己破産を選択した方がよいということになります。

\*\*\* 一歩進んで\*\*\*

相談者の抱える借金を利息制限法への引き直し計算によって減額するためには、相談者が、どの貸金業者から、いつから幾ら借りているかということを確認する必要があります。また、計算方法も複雑なので、専用のソフトの使用をおすすめします(専用ソフトはWEB上で入手できます)。相談者が自ら貸金業者から取引履歴を取り寄せ、専用ソフトを利用して算出し、おおよその金額を掴むこともできますが、法律専門家の力を借りた方がスムーズに取引履歴を取り寄せ、引き直し計算ができるケースが多いようです。

## 2) 第2に、債務整理にかかる費用に着目します

次に債務整理にかかる費用を考えてみましょう。先ほどは「任意整理、特定調停」v.s.「個人版民事再生、自己破産」というグループに分けて考えてみましたが、この費用については「特定調停」v.s.「任意整理、個人版民事再生、自己破産」というグループ分けになります。

特定調停の手続のところで説明したように、この方法は、相談者自身で手続を進めていくこともできるため、弁護士や司法書士といった法律専門家に依頼する費用がかかりません。

一方、個人版民事再生や自己破産の手続は、相対的に複雑な手続を必要とするため、それに伴い法律専門家に支払う費用も大きくなってしまいま

す。

ただ、相談者が3年では払えないくらいの借金を抱えていて、個人版民事再生や自己破産でなければ解決できそうもない、というときに、多額の費用がかかるから借金の整理ができない、というのでは、何の解決にもなりません。そのような相談者のために、22頁で述べたような法律扶助制度があるのです。

### **3) 第3に、相談者の置かれている状況に着目します**

ここまでで、「任意整理、特定調停」か「個人版民事再生、自己破産」のどちらを選択するか、さらには「任意整理」か「特定調停」のどちらを選択するかのおおよその目安はついたと思います。最後に「個人版民事再生」か「自己破産」のどちらが適切かについて考えてみましょう。

まず、個人版民事再生のところで説明しましたが、この制度を利用できるのは、相談者が定期的な収入を見込める場合に限りです。このため、専業主婦やほとんどアルバイトにも行かないフリーターは、この制度を利用できません。このような場合に、3年で返済できる額を超える借金を負ってしまっていれば、自己破産を考えざるを得なくなります。

一方で、自己破産の場合にも、破産手続は進められても免責の許可が得られないケースも考えられます。これは前にも説明したとおり、借金の原因がギャンブルである場合や、過去に免責を受けていて、それから7年以内である場合などです。このような場合は自己破産しても、借金がなくなるという事態になりかねませんので、慎重に検討する必要があります。

次に、相談者が住宅ローンを抱えていて、それを手放したくないと考えている場合は、個人版民事再生が考えられます。というのも自己破産を選択した場合には、相談者の財産をお金に換えて貸金業者等に分配する、というプロセスが待っているため、相談者は住宅を維持することができなくなるためです。これについては、実際にはもう少し色々な検討要素がありますが、詳しくは専門書に譲ります。

### **4) 最後に、相談者の考え方に着目します**

最後に自己破産をどのように考えるかも重要です。よく自己破産をすると選挙権がなくなるといった誤解がありますが、一定の資格が制限される

以外は選挙権がなくなるようなことはありません。しかし、自己破産をすると官報に名前や住所が掲載されてしまいますし、警備員などの職業によっては、職を失うことにもなります。誤解に基づく誤ったイメージであれば、職員（相談員）が正すべきですが、それでも現実に存在する自己破産の負の影響を懸念して、自己破産を嫌がる人に無理に押しつけることはできません。

このような場合には、他の方法を選択せざるを得ないかもしれません。

## **5) 注意点**

それぞれの制度は一長一短の特徴があり、一概にどれが良いということはありませんが、だからといって職員（相談員）の方が悩むことはありません。このマニュアルで折に触れ述べてきたように、最後は法律専門家の力を借りればよいのです。

職員（相談員）の方々は、相談者の話を聞き、どのような解決方法があるかを示し、その上でどのような解決方法が適切かを相談者とともに考えて、それを法律専門家に引き継いで下さい。法律専門家は、その道のプロなので、必ず解決してくれます。

## 6 . 法律専門家への引き継ぎ

ここまでで、職員（相談員）から相談者に対して説明することは終了です。最後の手順として、相談者から聴取した情報と職員（相談員）が考える処方箋を法律専門家に引き継ぎ、相談者を法律専門家へ繋ぐ橋渡しをしていきましょう。

### 1) 職員（相談員）自らが法律専門家の面談予約をとりましょう

職員（相談員）の最後の仕事として、相談者が法律専門家のところへ行き具体的な手続に入るよう促すことが求められます。ここで大切なことは、相談者に法律専門家の連絡先を教えることで終わりにしない、ということです。

相談者にとって法律専門家の敷居は非常に高いのです。弁護士や司法書士という名前を聞いただけで、お金がかかりそうとか、借金したこと自体を怒られるのではないかというイメージが湧いてしまうことは、相談者でなくとも想像ができると思います。この敷居を下げるためにも、職員（相談員）自らが法律専門家に連絡して、相談者に代わって面談時間を予約して下さい。そうすれば、相談者も安心して法律専門家の門を叩くことができるはずですよ。

この予約の時に、相談者の了解を得た上で相談カードで整理した情報を簡単に法律専門家へ説明し、必要に応じ、法律専門家に解決方法に関する相談結果を伝えると、相談者が法律専門家の門を叩いた後の手続がぐっとスムーズになります。相談カードは、原則として相談者が法律専門家のもとへ持参するよう促しましょう。

\*\*\* 一歩進んで\*\*\*

相談者が法律専門家のところへ行く際に、相談カードの他に、キャッシング用のカード、契約書や ATM での利用明細書、督促状、預金通帳（同居の家族がいる場合には、家族の分も含みます。）印鑑なども持参するよう説明しましょう。これにより法律専門家のもとでの相談がスムーズに運ぶことが期待されます。

なお、送信先を間違えないよう十分注意をした上で、相談カードを職員（相談員）から法律専門家へFAXすると、引き継ぎがスムーズになる場合もあります。

\*\*\* 一歩進んで \*\*\*

各自治体の判断によりますが、個人情報の取り扱いに十分注意した上で相談カードの写しを保管しておく、その後のフォローアップなどに利用でき、相談者の生活再建に資することにも繋がります。

## 2) 日頃から法律専門家と連携をとっておきましょう

法律専門家に連絡して下さいと言われても、誰に相談して良いか分からないという方が大勢いらっしゃると思います。そこで、このマニュアルを読み終えたら、最終の相談窓口一覧に載っている最寄りの弁護士会及び司法書士会に連絡してみてください。弁護士会や司法書士会は、職員（相談員）の勤務地の近くで多重債務問題に積極的に取り組んでいる弁護士や司法書士の連絡先を教えてください。

また、都道府県が弁護士会や司法書士会に、そのような弁護士や司法書士のリストアップを求めているので、そのリストを入手しておくといいでしょう。

そして教えてもらった連絡先に連絡し、「これから折に触れ連絡する」旨挨拶し、彼らとの関係を築いていって下さい。このことは、今回の多重債務問題に限らず、消費者行政を担当する職員（相談員）の方々にとって様々な場面で役立つことに繋がるはずです。

\*\*\* 一歩進んで \*\*\*

職員（相談員）が法律専門家の面談予約をしても、なかなか足を運ばない相談者もいることでしょう。そのような場合、職員（相談員）の方が法律専門家のところへ同行するとよいでしょう。

職員（相談員）が同行することで、相談者の緊張がほぐれますし、また法律専門家がどのような判断をし、解決の方向性を示すかを相談者とともに聞くことは、職員（相談員）のスキルアップにも繋がります（相談者と同席する場合は、事前に相談者の了解を得ておきましょう。）



## 7. 参考となる取組みを行っている自治体の例

1.～6.までで多重債務を抱えた相談者が相談窓口に来訪したときに、どのように対応していったらよいのかを長々と述べてきました。最後に、現在、既に多重債務を抱えた相談者の相談窓口が整備されているいくつかの自治体の例を紹介していきます。

必ずしも、全ての自治体がここで取り上げる自治体と同じことをしなければならない、というわけではありませんが、今後の取組みのなかで大いに参考になると思います。

### 1) 鹿児島県奄美市の取組例

奄美市役所では、たった1人の職員の方が18年ほど前から、多重債務に苦しむ相談者の相談に取組み、これまで6,000人近くの相談者の相談に応じ借金の整理に導いています。今では、奄美市の相談窓口の評判を聞きつけ、県内外から問い合わせが寄せられるほどになっています。職員の方は、奄美市の取組みは予算のかかることではなく、やる気一つで解決する問題であると考え、日々相談者の対応に取り組んでいます。実際に相談窓口を訪れてから解決に至るまでの道筋を紹介します。

#### (1) 相談者が窓口を訪れたら

奄美市の市民課市民生活係のところに相談者が訪れたら、まずその場で「借金問題は解決できる」という言葉をかけ安心感を与えるよう心がけています。1人の相談者に応じる時間は30分～1時間半程度で、借金の背景等様々なことを聞き出しています。

#### (2) 具体的な相談の模様

「借金の問題を解決できれば、相談者は自力で生活していけるか」という点を明らかにするため、相談者の収入等の様々な情報を聞き出しています。これは、借金を整理しても収入が低いことなどにより自力で生活できない人々は生活保護を担当する部局につなぐ必要があるからです。ここまでしないと根本的な問題解決には至らないと職員の方は考えています。

また、相談者が一番恐れているのは、貸金業者からの「厳しい取立」であることを踏まえ、できるだけ早急に弁護士や司法書士を紹介することにしています。それはこのマニュアルの中でも説明したとおり、弁護士や司法書士からの受任通知を貸金業者が受け取ると、それ以後取立ができなく

なるからです。

### ( 3 ) 法律専門家への引き継ぎ

奄美市の職員の経験からすると、相談者に弁護士や司法書士といった法律専門家の連絡先を紹介しただけでは、半数の相談者は自分から連絡するということはありません。したがって、職員自らが法律専門家と連絡をとり、面談の日取りを押さえます。

また、場合によっては、職員の方が相談者に同行して法律専門家の事務所を訪れることもあり、このようにして法律専門家の敷居を下げる努力をしています。

法律専門家を紹介するときは、費用の点でも気を配り、相談の場でききなり費用(これを「着手金」と言います。)を請求されることがないように、事前に法律専門家と摺り合わせを行っています。実際の相談費用は、貸金業者から返してもらった過払金を充てたり、分割払いにしてもらい対応しています。

### ( 4 ) 相談窓口のPR

市が発行する広報誌で相談窓口を紹介することに加え、市民生活系の職員が、市内各地の民生委員や介護施設職員、老人クラブ、事業者等を対象に「出前講座」を実施し、その中で相談窓口の紹介を行い、地域の住民の方が借金で困っているようであれば、相談窓口を紹介するよう依頼しています。この結果、民生委員等を通じて、高齢者やその家族の借金の問題が相談窓口を持ち込まれるケースもあるようです。

### ( 5 ) 他部局間との連携の成功例

奄美市は、住民税や公営住宅の家賃など(これをまとめて「公租公課」と言います。)を滞納している住民に対する対応策として、これまで各担当部署毎に対応していた滞納情報を、収納対策課に一元化しました。これにより収納対策課では、横断的に1人の住民がどのような公租公課を滞納しているか把握できるようになりました。

そして、収納対策課の職員が滞納者との会話を通じて、滞納の原因が借金問題であることが明らかになった場合には、市民生活系の相談窓口を紹介したり、滞納者の了解を取って相談窓口に連絡したりしています。

滞納者の多くは、借金があるから払いたくても払えないという方々であり、借金が整理できたらきちんと支払いを再開してくるようです。奄美市としては、このような活動によって地域の窮乏化を防ぐことにも繋がると期待しています。

## 2) 滋賀県野洲市の取組例

野洲市においても、職員(相談員)の奮闘により、市役所内において「多重債務を抱えた住民を救おう」という共通認識を醸成し、他部局間との連携を上手く利用しています。また、野洲市も奄美市と同様、こうした取組みは特別な予算が必要となるものではなく、職員(相談員)の熱意でできることだと考え、相談者の対応にあたっています。

### (1) 他部局間との連携の成功例

野洲市では、住民税や公共料金の担当部局において、滞納者が明らかになり督促を行った結果、滞納の原因が借金問題であることが明らかになった場合には、別の部局である相談窓口を紹介したり、滞納者の了解を得た上で、担当部局の職員が相談窓口と直接連絡したりしています。このようなことができるのは、担当部局だけで解決できない問題は、どこの部局に助けを求めたらよいかということ由市役所職員全員が理解しており、住民のために必要な情報は共有しようという共通認識を持っているためです。

そして職員(相談員)がコーディネート役として、それぞれの担当部局と協力・連携して相談者の生活再建へ向けた必要な支援を選択して、相談者に情報提供していきます。例えば、借金問題が解決しても自力で生活が困難であれば、生活保護が必要となるので、どのような手続きが必要かを含めて相談者に紹介しています。

また、連携の幅は市役所内部にとどまらず、警察、社会福祉協議会、福祉施設、医療機関など多岐にわたり、相談者が借金を整理し、生活を再建していく上で必要な情報を提供するようにしています。

### (2) 法律専門家への引き継ぎ

職員(相談員)の経験からすると、相談者に弁護士や司法書士といった法律専門家の連絡先を紹介しただけでは、半数の相談者は自分から連絡するということはありません。したがって、職員(相談員)自らが法律専門家と連絡をとり、面談の日取りを押さえます。

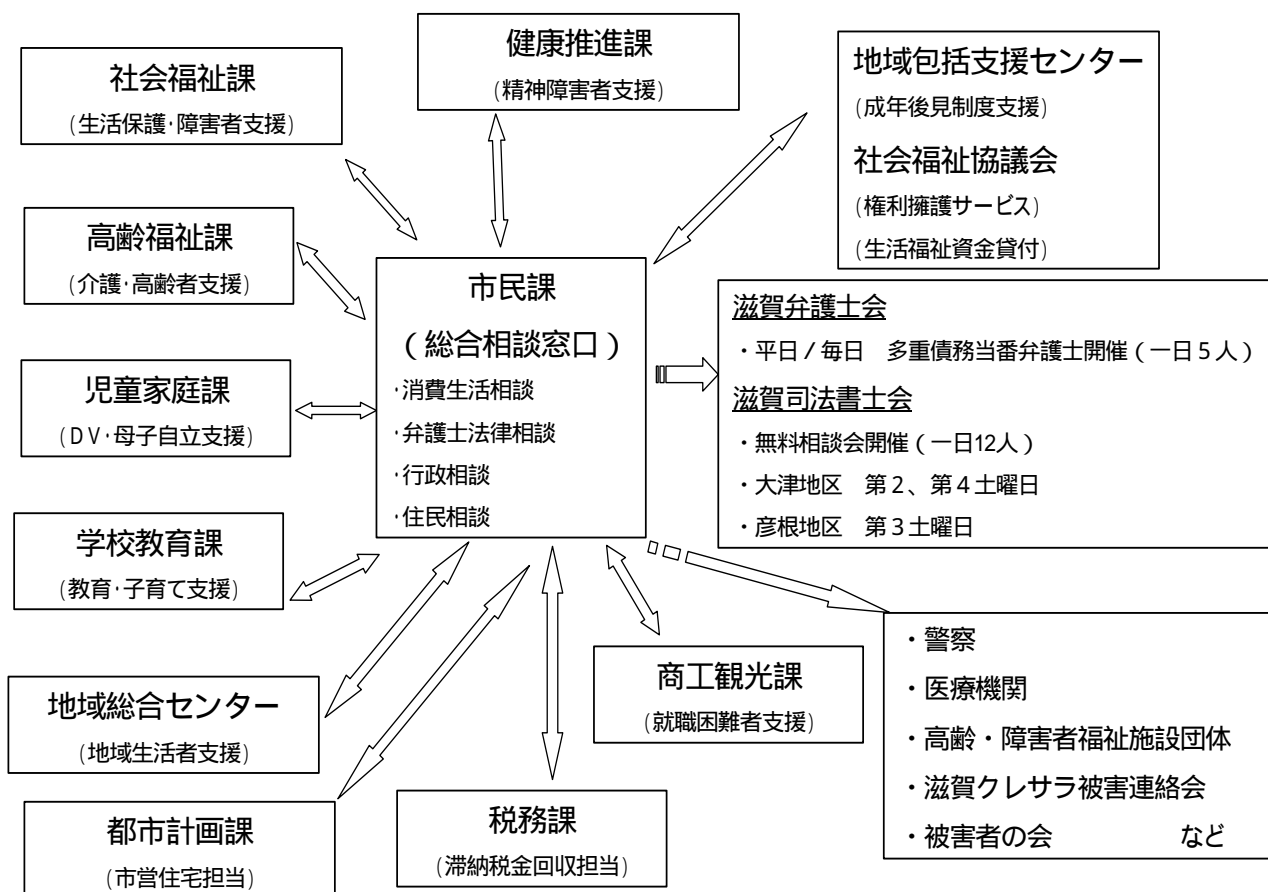
また借金の整理が終わり相談者の生活再建を見届けるまで、法律専門家と連絡をとり、状況が把握できるようにしています。

### (3) 相談窓口のPR

相談窓口のPRは、市の広報誌やHPなどを通じて行っていますが、注目される取組として、お盆や正月に発行する広報誌で多重債務問題を特集していることです。これは親族が一堂に会する機会を利用して、身内に借金を抱えて困っている人がいた場合には、相談窓口に来てもらうことを促すためです。このようなちょっとした工夫で、多くの相談者の対応に当たっているのです。

以下に野洲市の各部局との連携状況が分かる図を掲載しておきます。今後の各自治体における取組の参考にして下さい。

#### < 野洲市の連携図 >



### 3) 岩手県の実例

岩手県では、自治体、弁護士会、岩手県消費者信用生活協同組合（ここからは便宜上「信用生協」と言います。）が連携して多重債務問題に取り組んでいます。どのような取組が行われているか、紹介していきます。

この発端は昭和 62 年に岩手県宮古市で被害者約 230 名、被害総額約 3 億円という巨大な集団詐欺事件が発生したことに遡ります。このとき、被害者を救済する目的で、宮古市が地元の金融機関に 5,000 万円を預託し、金融機関がその 2 倍にあたる 1 億円の協調融資を信用生協に行いました。そして信用生協は、その融資を元手に被害者にお金を低利で貸付け被害者を救済したのです。この事件をきっかけとして、県内の 34 市町村（全体で 35 市町村）からの預託金を受けた岩手県内の金融機関が、その預託額の 4 倍を信用生協に協調融資し、信用生協はそれを元手に借金で苦しむ方々に低利で貸付けを行うスキームが誕生したのです。

要するに、市町村が金融機関にお金を預ける（預託する）ことで信用を付与し、金融機関はこの信用を背景に信用生協にお金を貸付け、そのお金を元に更に信用生協が多重債務者に低利で貸付けているのです。

では、実際にどのようなことが起きているのか見ていきましょう。

#### (1) 自治体における相談の流れ

岩手県では、多重債務の問題に積極的に取り組んでいる盛岡市や宮古市といった自治体が多数存在しています。それは、上記のような多数の地元住民が巻き込まれる詐欺事件が発生し、行政として困っている人を助けなければならないという意識が高まっていたためだと考えられます。もちろん多重債務問題は詐欺事件ではありませんが、住民が困っているという点では同じものであり、そうであれば多重債務問題も行政として何とかしなければならぬとの発想に繋がっているのでしょう。

そのため、盛岡市や宮古市などでは、借金問題で来訪した相談者に対し、借金の状況はもちろん、その背景に至るまで詳細に聞き出し、どのような解決方法があり得るか、職員（相談員）の考えを伝えています。

その上で、連携している弁護士に繋ぐのですが、この段階では相当程度相談者の情報が整理されており、引き継がれた弁護士の負担は相当程度軽減されています。

## ( 2 ) 信用生協との連携

また、本項の冒頭で説明したとおり、岩手県には低い金利で貸付けを行う信用生協があります。

相談者は直接、信用生協を訪れて借金の相談を行うこともありますが、自治体からの紹介を受けて信用生協を訪れることもあります。そして信用生協では、主に、借金の状況等に関する聞き取りや解決方法の相談(無料)を行い、最後は地元の弁護士につないで債務整理につなげています。また、低利の融資については、解決方法の一手段として位置付けられ、債務整理相談のうち 15%程度がこの制度を利用しています。

一部には、「借金の返済のために、借金をさせるのでは元の木阿弥」という意見もあるかもしれませんが、20%を超える高金利の借金が 9.31%という低金利の借金に置き換わり、さらにその過程で利息制限法への引き直し計算も行いますので、大きく返済額は減額されることになり、相談者にとってメリットがある制度なのです(なお、この融資を受けるためには、身内の保証人を必要とするなど一定の条件があります。)

複数の貸金業者から借金がある場合には、任意整理や特定調停によって利息制限法の利率の範囲内で返済していくという合意がなされたとしても、相談者は毎月、複数の貸金業者の口座に振り込んでいかなければなりません。返済期日が異なっていれば、それを管理することだけでも一苦勞であり、うっかり返済し忘れてしまうということもあり得ます。この生協の融資を受ければ、このような手間から解放されますし、さらに、生協が毎月の返済を管理しているため、支払いが遅れれば再度相談に応じ返済期間を延ばすなど柔軟な対応も望めます。その過程で、相談者の生活再建も可能となっているのです。

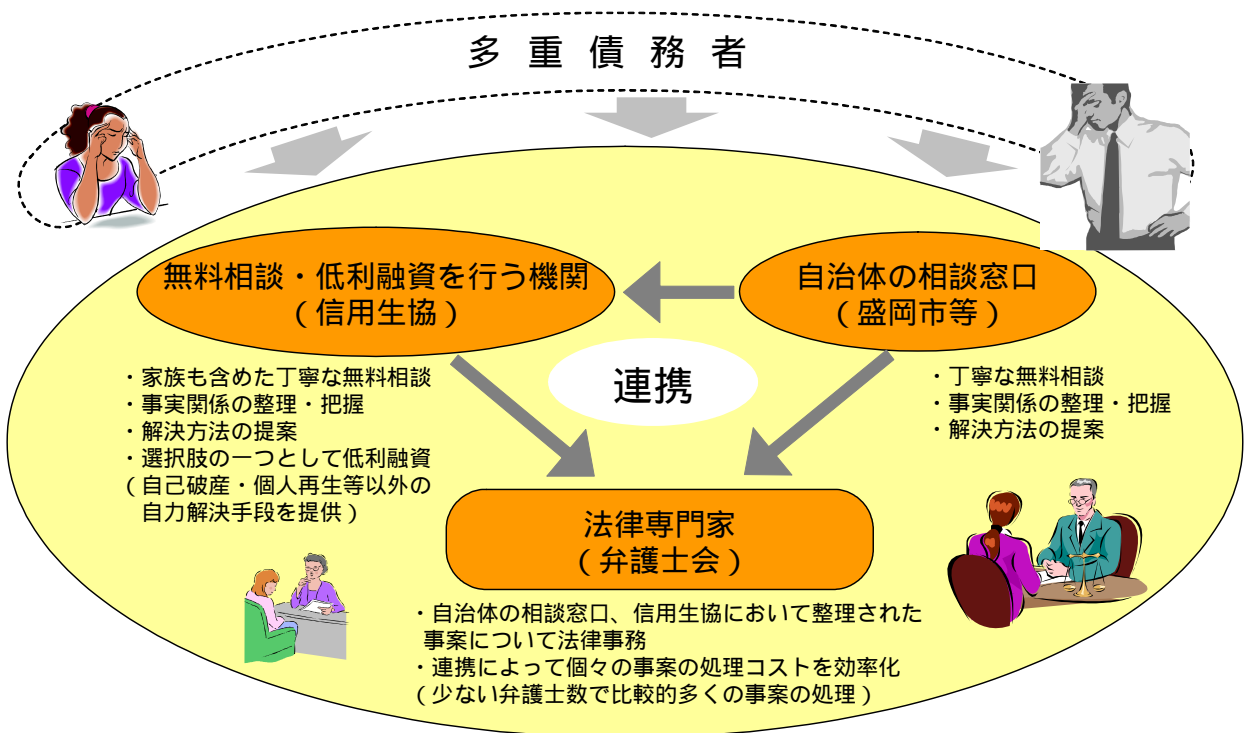
## ( 3 ) 岩手県弁護士会のがんばり

岩手県では上記のとおり詐欺事件の発生などを受け、自治体による住民救済という意識が早くから芽生えていましたが、一方でそれに対応する弁護士は数名しかいないという弁護士過疎の状態が続いていました。

ところが、当時の岩手県弁護士会会長などの尽力によって、今では弁護士も 60 名以上となり、そのうち 30 名以上が消費者問題に取り組むまでになっています。更に注目すべきは、司法修習を終えた若手弁護士全員を最初の数年間は消費者問題を担当させ、多重債務のような消費者問題の重要性についてきちんと学ばせている点です。

このような状況にあるため、地元の自治体も信用生協も安心して弁護士に引き継ぐことができるのです。

以上を図にまとめると次のようになります。今後の各自治体における取組の参考にして下さい。



## 貸金業法等改正の概要

### ．貸金業の適正化

#### 1．貸金業への参入条件の厳格化

- ・ 純資産が 5,000 万円以上であることを求める  
(施行後 1 年半以内に 2,000 万円、上限金利引下げ時に 5,000 万円の順に引上げ)
- ・ 法令遵守のための助言・指導を行う貸金業務取扱主任者について、資格試験を導入し、合格者を営業所ごとに配置することを求める

#### 2．貸金業協会の自主規制機能強化

- ・ 貸金業協会を、認可を受けて設立する法人とし、貸金業者の加入を確保するとともに、都道府県ごとの支部設置を義務づける
- ・ 広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールを制定させ、当局が認可する枠組みを導入する

#### 3．行為規制の強化

- ・ 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制を強化
- ・ 貸付けにあたり、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付を義務づける
- ・ 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することを禁止
- ・ 公正証書作成にかかる委任状の取得を禁止。利息制限法の金利を超える貸付けの契約について公正証書の作成の嘱託を禁止
- ・ 連帯保証人の保護を徹底するため、連帯保証人に対して、催告・検索の抗弁権がないことの説明を義務づけ

#### 4．業務改善命令の導入

- ・ 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消や業務停止に加え、業務改善命令を導入する

### ．過剰貸付の抑制

#### 1．指定信用情報機関制度の創設

- ・ 信用情報の適切な管理や全件登録などの条件を満たす信用情報機関を指定する制度を導入し、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備する  
指定信用情報機関が複数の場合、相互に残高情報等の交流を義務づける

#### 2．総量規制の導入

- ・ 貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づける(個人が借り手の場合には、指定信用情報機関の信用情報の使用を義務づけ)  
自社からの借入残高が 50 万円超となる貸付け、又は、  
総借入残高が 100 万円超となる貸付け  
の場合には、年収等の資料の取得を義務づける
- ・ 調査の結果、総借入残高が年収の 3 分の 1 を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けを禁止する  
内閣府令で売却可能な資産がある場合などを除く予定。



## 金利体系の適正化

### 1. 上限金利の引下げ

- 貸金業法上の「みなし弁済」制度(グレーゾーン金利)を廃止し、出資法の上限金利を20%に引下げる(これを超える場合は刑事罰を科す)  
利息制限法の上限金利(20%~15%)と出資法の上限金利(20%)の間の金利での貸付けについては、行政処分の対象とする。

### 2. 金利の概念

- 業として行う貸付けの利息には、契約締結費用及び債務弁済費用も含むこととする(ただし、公租公課・ATM手数料を除く)
- 貸付利息と借手が保証業者に支払う保証料を合算して上限金利を超過した場合、超過部分につき、原則として、保証料を無効とし、保証業者に刑事罰を科す

### 3. 日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止

## ヤミ金融対策の強化

### ヤミ金融に対する罰則の強化(懲役5年~10年)

超高金利(109.5%超)の貸付けや無登録営業などが該当

- (参考) 廃業等における債権譲渡等に係る届出の強化(府令・ガイドライン改正予定)
- 廃業後の債権回収方針や債権譲渡の「実態把握の強化」
  - 債権譲受者に対して監督権を有する都道府県等との「情報共有」
  - ヤミ金対策について警察当同等関係省庁との「一層の連携強化」

## 多重債務者問題に対する政府を挙げた取り組み

- 政府は、関係省庁相互の連携強化により、多重債務問題解決のための施策を総合的かつ効果的に推進する

## 経過措置

### 1. 施行スケジュール

- |                                 |             |               |
|---------------------------------|-------------|---------------|
| ・ 罰則の引上げ                        | …公布から1ヶ月後   |               |
| ・ <u>本体施行</u>                   | …公布から1年以内   |               |
| (取立規制の強化、業務改善命令導入、新貸金業協会設立など)   |             |               |
| ・ 貸金業務取扱主任者の試験開始                | } 施行から1年半以内 |               |
| ・ 指定信用情報機関制度(指定の開始)             |             |               |
| ・ 財産的基礎引上げ(2千万円)                |             |               |
| ・ 本体施行(再掲)                      | …公布から1年以内   |               |
| ・ <u>「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ等</u> | } 施行から2年半以内 | } 公布から概ね3年を目途 |
| ( . 金利体系の適正化 1. ~ 3. )          |             |               |
| ・ <u>総量規制導入</u>                 |             |               |
| ・ 財産的基礎引上げ(5千万円)                |             |               |
| ・ 事前書面交付義務導入                    |             |               |

### 2. 見直し規定

- 貸金業制度のあり方について、施行から2年半以内に、総量規制などの規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行う。
- 出資法及び利息制限法に基づく金利規制のあり方について、施行から2年半以内に、出資法及び利息制限法の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行う。

< 相 談 カ ー ド ( そ の 1 ) >

(借金の当事者) 相談者のプロフィール	フリガナ				生年月日				
	姓	名		大・昭・平		年	月	日	
	フリガナ								
	自宅住所	〒							
	電話	( )	携帯電話	( )	年齢	歳	男 / 女		
	職業	勤続年数		年	平均月収 (手取)	万円	ボーナス (手取:年間)		万円
	勤務先名称	勤務先住所・連絡先			( )				
来訪者	相談者本人 / 本人以外			(本人以外の場合 家族 (続柄: ) その他 ( ) )					
				本人が来られない事情:					
<b>家族構成</b>									
氏名	続柄	年齢	職業	平均月収 (手取)	ボーナス (手取:年間)	その他収入 (年間)	住まい (相談者との同居の有無)	備考	
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居		
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居		
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居		
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居		
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居		
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居		
<b>1ヶ月の生活費</b>									
家賃又は住宅ローン	円	電話代(携帯含) その他の通信費	円	被服費	円			円	
食費	円	光熱費 (電気・ガス・水道)	円	その他	円			円	
交通費	円	ガソリン代	円					円	
教育費	円	車ローン	円					円	
医療費	円	家族名義のローン	円						
保険料	円	家族・本人の小遣い	円	1ヶ月の生活費合計	円			円	
<b>最初に借金をしたときの経緯</b>									
借入先の業者名			借入時期	年	月	頃			
借金の理由									

過去の債務整理の有無					
有	無	有の場合：( )年前 債務総額( )万円	債務整理の方法	任意整理 / 特定調停 / 個人再生 / 自己破産	
備考					
債務整理のための費用の有無					
有	無	本人が用意できる額：( )円、他からの援助を受けられる額：( )円			
備考					
所有資産の有無					
有	無	土地 / 家屋 / 車( )年式 / 生命保険 / 退職金(無・有 約 )万円			
備考					
債務一覧表(別紙参照)					
公租公課等の滞納の有無					
有	無				
番号	滞納費目	滞納額	滞納期間	強制執行の有無	備考
1					
2					
3					
4					
5					
職員(相談員)の助言等					
紹介先					
紹介先機関名		連絡先・担当者			
相談員氏名		受付年月日	年 月 日 ( )	整理番号	
他部署に情報共有した場合には 当該部署・担当者名		担当部署：		担当者名：	

**債務一覧表(別紙)**

番号	債権者名	当初借入額	当初借入日	借入金利	保証人の有無 (有の場合・氏名)	現在の借入残高	最終返済日	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								

**< 相 談 カ ー ド ( そ の 2 ) >**

<b>(借金の当事者)プロフィール</b>	フリガナ				生年月日			
	姓	名			大・昭・平	年	月	日
	フリガナ							
	自宅住所	〒						
	電話	( )	携帯電話	( )	年齢	歳	男 / 女	
	職業	勤続年数		年	平均月収 (手取)	万円	ボーナス (手取:年間)	万円
	勤務先名称	勤務先住所・連絡先			( )			
来訪者	相談者本人 / 本人以外		(本人以外の場合 家族 (続柄: ) その他 ( ) )					
			本人が来られない事情:					

**家族構成**

氏名	続柄	年齢	職業	平均月収 (手取)	ボーナス (手取:年間)	その他収入 (年間)	住まい (相談者との同居の有無)	備考
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居	
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居	
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居	
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居	
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居	
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居	
		歳		万円	万円	万円	同居 / 別居	

**最初に借金をしたときの経緯**

借入先の業者名	借入時期	年 月 頃
借金の理由		

**職員(相談員)の助言等**

--

**紹介先**

紹介先機関名	連絡先・担当者
--------	---------

相談員氏名	受付年月日	年 月 日 ( )	整理番号
他部署に情報共有した場合には 当該部署・担当者名	担当部署: 担当者名:		

家計収支表

( 氏 名 )  
( 平 成 年 月 分 )

- 1 申立て直前2か月分の家計収支表を提出してください。
- 2 「駐車場代」、「ガソリン代」の支出がある方は、車の名義人も記入して下さい
- 3 支出の「娯楽費」、「交際費」については、具体的内容も記入して下さい。
- 4 どの科目にもあてはまらないものは、余白に記入して下さい。

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
( 申 立 人 分 )		家賃, 地代, 管理費	円
給 与・報 酬	円	食 費	円
失 業 保 険	円	水道・電気・ガス等光熱費	円
年金 ( 1 か月あたり )	円	電 話 料 金	円
傷病手当 ( 1 か月あたり )	円	衣 類 , 日 用 品 代	円
生活保護 ( 世帯分 )	円	医 療 費	円
児童手当 ( 世帯分 1 か月あたり )	円	申 立 人 の 保 険 料	円
	円	の保険料	円
	円	教 育 費	円
( 同 居 者 分 )		養 育 費 等 の 送 金	円
同居者 の給与	円	新 聞 , テ レ ビ 受 信 料	円
同居者 の給与	円	駐 車 場 代	円
同居者 の失業保険	円	ガ ソ リ ン 代	円
同居者 の失業保険	円	( 車 の 名 義 人 )	
同居者 の年金 ( 1 ヶ月あたり )	円	交 通 費	円
同居者 の年金 ( 同 )	円	税 金	円
同居者 の傷病手当 ( 同 )	円	娯 楽 費 ・ 嗜 好 品 代	円
		( 内 容 )	
		交 際 費	円
		( 内 容 )	
		外 食 費	円
( そ の 他 )			円
からの援助	円	申 立 人 の 返 済 分	円
からの援助	円	同 居 者 の 返 済 分	円
	円	同 居 者 の 返 済 分	円
	円		円
	円		円
	円		円
収 入 合 計	円	支 出 合 計	円

補 遺





## 補 遺

### 1 . 家計管理の必要性

#### 1 ) はじめに

本論では、多重債務者からの相談を受ける際の心構えや債務整理方法について解説しました。

しかし、多重債務者を生活再建に導くという目的に照らすと、債務整理を行うだけでは道半ばです。多重債務者が債務整理を行い、人生の再スタートを切った後に、再び多重債務に陥ることなく生活を送るためには、適切に家計管理を行い、自らの収入に見合った生活を送れるようになることが求められるのではないのでしょうか。

補遺では、こうした観点から、債務整理をした者が真に生活を再建していくためのヒントを紹介することとします。なお、この補遺で示すのはあくまでも一つの考え方であり、自治体職員に何らかの義務を生じさせるものではありません。しかし、多重債務者を生活再建に導くためには、家計管理の重要性についての視点も不可欠であることを多くの方々に是非認識していただきたいと思います。

#### 2 ) 収入と支出の摺り合わせ

自らの収入に見合った生活を送るためには適切に家計管理を行う必要があります。家計簿はそのための有用なツールの一つです。家計簿を付けて日々の収入と支出を把握していれば、自ずと収入と支出の摺り合わせ(マッチング)ができるため、多重債務に陥る可能性は相対的に低いと言えるでしょう。

しかし、我が国で家計簿を付けている人々は、2割から3割程度<sup>28</sup>と言

<sup>28</sup> 「家計簿を「自分でつけている」を年代別にみると、20代から40代は30%台であるが、50代と60代は20%台になる。家計簿をつけている、つけたことがある人1,210人のうち、家計簿をつけることによって「毎月の収支の状況が把握できる」が半数以上(57.9%)であり、「年間の家計の収支が把握できる」は27.2%である。」(第36回国民生活動向調査-家計の管理と金融トラブル-概要> 2006年3月22日から抜粋)

われています。では、残りの7割から8割の人々が多重債務に陥っているか、と言えばそうではありません。多くの人々は家計簿を付けていなくとも多重債務に陥ることなく、社会生活を送っています。

それは、多くの人は頭の中でこのマッチングを行っており、それがある程度の正確性を有しているためと考えられます。

このマッチングの作業を行わない、又は行っても収入と支出の乖離が大きい場合には、多重債務に陥る可能性が相対的に高まります。

以下では、多重債務者がこうしたマッチングスキルを習得できるよう、家計管理指導の取組みを行っている具体的な事例を紹介していきます。

## 2. 具体的な取組事例

### 1) 「グリーンコープ生協ふくおか」の取組み

福岡県福岡市の「グリーンコープ生協ふくおか」の「生活再生相談室」では、平成18年8月から多重債務者向けの相談窓口を設け、生活再生資金を融資するなど、多重債務問題の解決に取り組んでいます。

「グリーンコープ生協ふくおか」(以下「生協」と言います。)は、福岡県下の複数の購買生協が順次合併し、誕生(平成16年)しました。

各地の購買生協は、平成6年以降、高齢者介護や子育てサポートなどの福祉活動にも従事し、その一環としてホームレスの自立支援NPOへの支援活動に取り組んできました。そして、その活動を通じて、多くのホームレスが借金問題を抱えていることを認識します。また、ここ数年、商品代金を滞納する組合員が増加していること背景には、借金問題があることも明らかになり、こうしたことへの問題意識から、生協では平成17年から多重債務問題に取り組むための検討を開始することとなりました。

これに加え、多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定)において、岩手モデル等の顔の見える融資の重要性が指摘されたことで、生協の動きが加速されます。

生協は、まず平成18年8月に多重債務者からの相談を受け付ける「生活再生相談室」を設け、さらに同年10月には、組合員への一時的な生活資金の援助の他、多重債務に陥っていたり、信用情報機関に延滞情報等が

登録されているため新たな融資を受けられない組合員への資金援助を行う「生活再生貸付事業」を開始しました（年利 9.5%、貸付け上限は原則 150 万円。なお、貸付けに際して連帯保証人（原則として家族）を立てる必要がある点は、岩手信用生協と同様です。）

この「生活再生相談室」における取組みの概略は、次頁のフロー図のとおりです。

平成 18 年 10 月の事業開始から、これまで（平成 20 年 1 月）に本事業に基づき貸付けを行った相談者は 100 名程度に上りますが、特筆すべきは、1 人も滞納者が出ていないということです。その理由としては、

貸付けに至るまで繰り返し（大体 4 ～ 5 回）相談員と面談をしており、その面談のプロセスを通じて相談員と相談者の間に強い信頼関係が構築される。

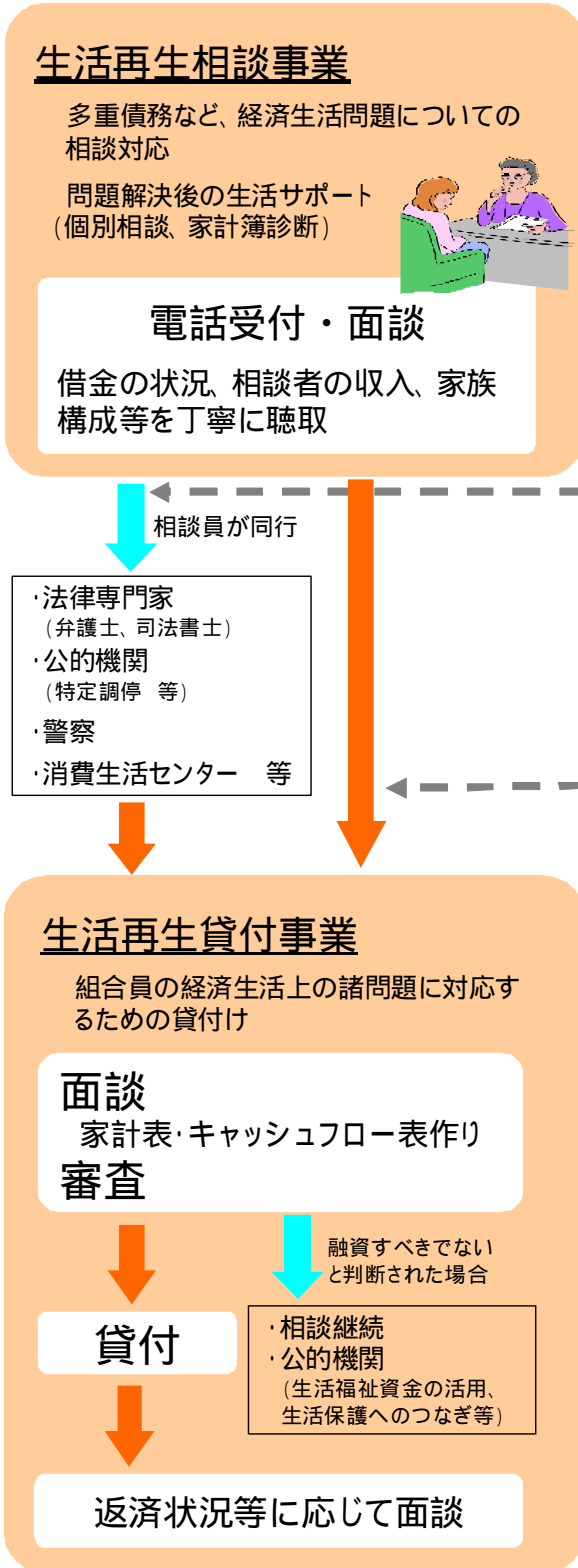
この信頼関係により、両者は何でも話し合える関係となり、実態に即したキャッシュフロー表を作成することができる。また、予期せぬライフイベントが生じた場合など、借り手が計画どおり返済できなくなる恐れが生じた際には、いつでも相談できるような関係が構築されており、事情の変更に応じてプランの見直しを行うことも予定されている。

このようにして、相談員の指導を受けながら、短期的、中長期的なライフプランを練り、キャッシュフロー表を作成することにより、相談者は自己のライフスタイルを客観的に見直すことができる。

相談者は、相談員とともに作成したキャッシュフロー表に基づき、収入に見合った生活を送り、貸し付けられた資金もきちんと返済しなければならないという自覚が生まれる（相談員との信頼関係を壊せないという良い意味でのプレッシャーの影響もあり。）

ことが挙げられます。

< 「グリーンコープ生協ふくおか 生活再生相談室」の業務フロー図 >



相談窓口では、電話と面談で相談を受付 (月～金曜日、第3土曜日：10時～18時。なお、第3土曜日開所の週の月曜日は休み。)

生協の組合員以外でも相談可能 (組合員以外の方の相談は、全体のおよそ2分の1)

本人が債務整理を望んでいる場合、又は収入や借金の額等から判断して債務整理が適当と考えられる場合には、弁護士・司法書士を紹介 (弁護士・司法書士の紹介を受けるのはおよそ6割)

相談者が悪質商法やヤミ金の被害に遭っている場合には、警察等の窓口を紹介

貸付けが目的で相談した場合でも、債務を抱えていることが分かれば債務整理を優先

相談者が、一時的な生活資金や小口の借金返済資金、債務整理後の自立資金の援助を求めている場合、生活再生貸付の可否を検討

相談者は、相談員の指導を受けながら1ヶ月の家計表を作成

この家計表と、相談者の家庭において今後5～6年間に予想されるライフイベント (子供の入学、車検等) を基に、相談員が中長期的なキャッシュフロー表を作成 (家計表、キャッシュフロー表は巻末に掲載)

家計表とキャッシュフロー表を基に、生協内部で様々な角度から検討を行い、以下の要件を満たす場合に限り貸付けを実行

- ・相談者の生活再生のために小口の資金が必要
- ・返済の見込みがあると認められる

生活再生貸付を受けるのは、相談者全体の約10% (岩手生協では約17%)。岩手生協と同様、相談者への対応はあくまでも相談が前提であり、貸付けは解決方法の一つと考えられています。

それでは、生協における家計管理や資金援助の具体的なプロセスを見ていきましょう。

## 【事例 ～生協が融資を行った場合～】

### < 相談者の背景 >

相談者はパート勤務の60代後半の女性。

元来収入が多く、裕福な生活を送っていたが、数年前に夫が定年退職したことで収入が大幅に減少したにもかかわらず、生活スタイルを変えることができなかった。

さらに、年金受給中に夫が再就職したことで在職中に受給していた年金を返還しなければならなくなり<sup>29</sup>、返還費用を補填するために消費者金融から借り入れるようになった。消費者金融からの借入れが嵩んだために友人から借替え資金を借りて一部返済したが、友人への借金返済や残りの消費者金融への返済、不足分の生活資金の借入れを重ね、多重債務に陥った。

消費者金融からの借金は自己破産により整理したが、友人からの借入金(約300万円)は、友人の定年退職後の生活のための蓄えであったため、これを返済しないと、その友人も生活できなくなるような状態であった。

友人への借金を何とか返済したいが、相談者は自己破産後で金融機関から借入れを受けることができないことから、友人への借金返済資金に充てるために生協の融資を希望した。

### < 相談過程 >

まず、相談者が相談員とよく話し合いながら家計表<sup>30</sup>を作成し、相談員は、この家計表を基に、収入に見合った生活スタイルを実践(収入と支出のマッチング)することの重要性を説明。その際、この相談者には税金の滞納があったので、マッチングの際は滞納分の追納と友人への返済計画を考慮した。

この相談者は、夫の年金と相談者のパート収入を合わせると、月収はおおよそ40万円。自己破産後は自力である程度の正確性をもってマッチングができていた上、今後それほど大きなライフイベントも控えていなかったことから、無理のない返済計画を立てれば、生協で融資をしても、生活を維持していくことが可能と判断した。

<sup>29</sup> 年金受給後も仕事に就いており、一定の収入を得ていると、年金受給分を返還しなければならない場合があります。

<sup>30</sup> 巻末参照。

### < 生協の対応とその後 >

以上を基に、友人への返済金は、この収支のマッチングの範囲内でやりくりできると判断し、税金の滞納分等の 70 万円のみを融資することとした。また、友人との話し合いの結果、相談者の生活資金の確保と友人の生活に支障をきたさない範囲に毎月の返済金額 5 万円に減少することとし、生協への返済を合わせて、毎月の返済金を 6 万円に抑える計画を作成した。

なお、融資を受けた直後に車検があったが、キャッシュフロー表を作成した際に予期できていたため、生活を切りつめることで何とか乗り切ることができた。その後も順調に返済している。

そのため、生協では、毎月の返済状況を確認する他は、特段のフォローアップはしておらず、融資後 3 ヶ月から半年経過後に連絡をとって生活状況等をヒアリングする予定である。

## 【事例 ～生協が融資を保留した場合～】

### < 相談者の背景 >

相談者は市役所の臨時職員の 40 代後半の女性。

2 年前に、交通事故を起こしたことによる精神的なショックにより、夫が働けない状態になったことをきっかけに、徐々に資金繰りが苦しくなった。

昨年、夫と離婚し、市営住宅への転居費用及び長女の教育費として、生活再生貸付により 130 万円を融資。家賃の安い市営住宅へ転居したこと等により、返済は順調（現在の残高は約 100 万円）。

しかし、長男が高校に入学するため、入学金等まとまった資金が必要となったことから、再度融資を希望した。

### < 相談過程 >

1 ヶ月の家計表をつけてもらったところ、月収は 15 万円と親族他からの援助等、合計 25 万円。子供の学習塾の費用や、通勤用の自家用車の車検費用等の出費があることを考えても、月々 2 万円程度の返済であれば、長男の入学金を融資しても何とかやりくりしていけるようにも見える。

しかし、家計表を詳細に見てみると、中高生の子供が 2 人いる家庭にもかかわらず、1 カ月の食費が 3 万円であったり、電話代が 1 万円であったりと、

極端に支出が少なく、不自然な点がいくつか見受けられた。

特に、今回のケースでは、初回の融資の返済（月々1万6千円）が残っているため、安易に追加融資を行うと、返済の負担が増し、貯蓄（生活再建）が更に困難になる可能性が高い。中長期的に見ると、3年後には長男が大学に入学する予定であり、受験や入学金等で多額の出費が想定されることから、それまでに生活を少しでも立て直しておく必要性が高く、安易な融資はすべきでないと判断した。

#### < 生協の対応とその後 >

融資をひとまず保留し、カウンセリングを繰り返しながら家計表を精緻化することとした。また、相談者によれば、食費等の支出が極端に少ない項目については、相談者の母親が資金を援助しているとのことであったため、次回のカウンセリングには、母親も一緒に来てもらうこととした。

合わせて、奨学金や公的扶助を活用することで、できるだけ少ない融資額で必要な資金を工面することができないか、検討することとした。

### 「グリーンコープふくおか」モデルに見る家計管理のポイント】

#### （1）家計表の作成

相談に来る者のほとんどは、家計簿をつけたことがなく、自己の家計を正しく把握できていない状態にあります（上述の「収入と支出のマッチングができていない状態」）。そのため、相談者がつけた家計表をみると、事例のように、必要不可欠な生活費が極端に安かったり、全く計上されていないことがしばしばあるといえます（乳幼児がいる家庭なのにオムツ代が計上されていない等）。

現実と乖離した家計表を基に、中長期的なライフプランを立てても、そのプランはそもそも実態にそぐわないため、実現可能性の低いものとなってしまいます。

そこで、まずは相談者が作成した家計表を基に、相談員が丁寧に聴き取りをして、より精緻で現実に近い家計表を作成することが家計管理の第一歩となります。

## (2) キャッシュフロー表の作成

次のステップとなるキャッシュフロー表の作成においても、相談員の丁寧な聴き取りが不可欠です。

「子供の入学」といった明確かつ大きなライフイベントであれば、相談者も比較的容易に思いつくことができますが、「自家用車の車検」「家族での帰省」といったライフイベントは、その支出額は思いの外多いにもかかわらず、案外忘れてしまうものです。

生協の相談員は、相談者に対し、「家に車はあるか」「何台持っているか」「その車がないと生活できないか」「実家はどこにあるか」等、詳細に聴き取っていくことにより、このようなイベントについても把握していきます。

このように、相談員は相談者の生活の細部まで、かなり詳細に聴き取りを行います。これは、相談者の気持ちを汲みながら親身に相談にのること、何回も面談を繰り返すことによって、相談者との信頼関係が確立されていくからこそ可能となるのです。

なお、資金繰りに苦慮している相談者は、加入しておくべき保険に加入していない、新聞もとっていない等、必要な支出まで切りつめていることが多くあります。保険に加入していないと、予期せぬ病気やけがの際に治療費が払えず、容易に生活が破綻してしまいます。実現可能なライフプランを作成する上では、このような必要不可欠の支出を組み込むことも重要です。

## (3) 生活再生資金の融資

相談者の真の生活再建のためには、たとえ返済は可能であっても、貸付額はできるだけ少なくすることが重要です。貸付額を少なくするためには、使途目的の一部でも、生協が貸付けをせずに、費用を工面できないかを検討する必要があります。家計表やキャッシュフロー表の作成によって、こうした費用を工面できる場合もありますが、例えば、奨学金や母子家庭への手当等の公共サービスをフル活用することも有用です。

もちろん、このマッチングを行ってもなお生活が困難な場合（例えば、様々な障害により労働が出来ない者等）や、緊急の医療費等により、貯蓄を含め一切の生活費を使い果たす場合もあり得ます。このような場合には、生活保護等の公的扶助制度を積極的に利用することが求められます。（その他の公共サービスの一部を巻末に紹介します。詳細はそれぞれの自治体の担当部署に御確認下さい。）



なお、生協では、順調に返済を続けている債務者であっても、融資後も3ヶ月から半年に一度は電話や面談をして連絡を取り、生活状況を確認しています。

このように、多重債務に陥り債務整理を行った方々がマッチングを行えるようになるまで指導することは、多くの時間と手間のかかる作業ですが、多重債務者の真の生活再建を図るためには、このようなきめ細かい指導が不可欠なのです。

なお、上述のような家計管理の実績や、組合員のほとんどが家計簿をつけていないという実態に鑑み、「グリーンコープ生協ふくおか」では、平成20年夏を目途に自己の家計を点検する学習会を開始する予定です。

その際は、ファイナンシャルプランナー等の専門家が講師を務め、独自に「継続してつけられる家計簿」を作成し、「継続して家計簿をつける習慣」作りに取り組むということです。

## 2) 岩手県盛岡市の取組み

本論で、岩手県における、地方自治体、弁護士会、信用生協が一体となった多重債務問題への取組例を紹介しましたが、盛岡市ではさらに、多重債務者の家計管理にも取り組んでいます。

とはいえ、多重債務の他、様々な相談に対応しなければならない地方自治体の相談窓口においては、先に紹介した「グリーンコープ生協ふくおか」のように、個々の相談者に対し詳細な検討を行った上でライフプランを作成するといった丁寧な家計管理を行うことはなかなか困難です。そこで盛岡市では、以下のような方法で、相談者が自力で家計管理を行えるよう、工夫をしています。

### 家計簿の工夫

これまで述べてきたとおり、これまで家計簿をつける習慣のなかった人が、急に正しく家計簿をつけようと思っても、容易にできることはありません。「これから毎月、継続して家計簿をつけなさい」と言われても、

そこで、盛岡市では「目標に向けた貯蓄」のために家計簿をつけることを推奨しています。

ただ何となく日々の収支を記録するだけでは無味乾燥な作業ですが、例えば「家族で温泉旅行に行く」といった具体的な目標を立てれば、家計簿による家計管理は目標到達度合いのチェック作業に変わります。目標に向かって、着実に貯蓄ができていくことを自分の目で確かめることができれば、自然と無駄遣いも減り、家計簿をつける習慣もつく、という発想なのです。

### 民間団体との連携

とはいえ、これまで家計簿をつけたことも、月ごと又は年ごとの支出計画を立てたことのない人にとっては、「今月から家計簿をつける」といっても、どうしたらよいか分からないことだらけです。また、家計簿をつけることは義務ではないし、誰も自分のつけた家計簿をチェックしないとしたら、ついつい気が緩んで途中で辞めてしまうことも考えられます。

そこで、盛岡市では、家計簿を渡す際に、市内で家計簿診断を行っている民間団体・グループの案内を同封しています。

このような団体では、家計管理の専門家や多重債務から立ち直った経験者が家計管理について指導しています。また、グループで定期的に集まり各々の家計簿をチェックしてもらうことで、「次回の集まりのために家計簿をつけなければ」という一定の緊張感が生まれ、家計簿づけを継続できるようになるといいます。

なお、このようなグループで定期的に集まりながら専門家に家計管理について指導してもらう、という方式は、先に挙げた「グリーンコープ生協ふくおか」でも実施することが検討されています。

### 3 . おわりに

補遺では、家計管理が多重債務者の真の生活再建を図る上で必要な手法であるとの考え方に立って、実際に家計管理に取り組んでいる事例を紹介してきました。

深刻な社会問題となった多重債務問題を抜本的に解決するため、政府は、上限金利の引下げや、総量規制の導入等の貸し手への規制強化を内容とする貸金業法の抜本的な改正を行い、新たな多重債務者の発生の抑止を図りました。

また、内閣に多重債務者対策本部を設置し、特に現に多重債務に陥っている方や、陥りそうになっている方を始めとする借り手への対策として、直ちに取り組むべき具体的な施策を「多重債務問題改善プログラム」にまとめました。

この「多重債務問題改善プログラム」を受けて、現在、全国の地方自治体を始めとする関係団体において、様々な取組みが進められており、多重債務者対策は確実に前進しています。

冒頭で述べたとおり、家計管理は手間と根気を要する作業なので、一朝一夕にできるものではありません。

しかし、多重債務問題を抜本的に解決するためには、多重債務者が借金を整理するだけでなく、生活を立て直して借金に頼らない生活を送れるようになることが不可欠です。家計管理は、多重債務者の真の生活再建、すなわち多重債務問題の抜本的な解決のための一つの大きな鍵となります。

このマニュアルが、多重債務問題の解決に向けて、1人でも多くの多重債務者の真の生活再建につながる一助となることを期待しています。

## < 御参考 > 生活に係る主な支援制度

ここでは、滋賀県野洲市の相談窓口などで相談者に案内されている、1) 国民年金保険料の免除・一部免除制度、2) 国民健康保険料(税)の減免制度、3) 公営住宅の家賃等の減免制度、4) 就学援助制度を御紹介します。各自治体によって制度の詳細等が異なる場合もありますので、詳しくは関係部署に御確認下さい。

### 1) 国民年金保険料の免除・一部免除制度

国民年金制度は老後の生活を支える大切な制度であり、保険料は将来年金を受けるための前提となるものです。しかし、経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度が用意されています。

#### (1) 保険料の申請免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額( )以下の場合、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口申請することにより保険料全額、4分の3、2分の1、4分の1の納付が免除される制度です。

例えば、全額免除される要件は、前年の所得が以下の計算式により算出した額以下であることです。

$$(扶養親族等の数 + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$$

例：夫婦二人、子供二人で、妻が専業主婦の場合には、夫の収入が、  
 $(3 + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円} = 162 \text{ 万円}$  以下であれば、  
全額免除の申請ができることになります。

この制度による保険料の納付の免除期間は、将来年金を受給するために最低限必要な25年間の資格期間に合算されます。ただし、保険料を全額納付した場合と比べて、年金額が減額して計算されることに留意が必要です<sup>31</sup>。

<sup>31</sup> なお、免除された保険料は、10年以内であれば、後から納める(追納する)ことができます。このため、多重債務に陥り一時的に保険料が納付できない場合に、一時的に免除制度を利用し、生活再建後に改めて保険料を納付することが可能となります。

この他にも、30歳未満の方向けの「若年者納付猶予制度」もありますので、詳細は自治体内の国民年金担当窓口又は社会保険庁のHP (<http://www.nenkin.go.jp/>) を御参照下さい。

## (2) 保険料の法定免除制度

相談者が以下の要件に該当する場合には、上記の申請手続きを経ることなく、自動的に保険料の納付義務が免除される制度も用意されています。詳しくは、市区町村の国民年金担当窓口にて御相談下さい。

- ・ 障害基礎年金等の受給権者
- ・ 生活保護法による生活扶助等を受けている者 等

この制度を利用し、保険料納付の免除を受けている期間については、保険料を全額納付した場合と比べて、年金額が減額して計算されることに留意が必要です。<sup>32</sup>

## 2) 国民健康保険料(税)の減免制度

国民健康保険は、職場単位で構成される被用者保険(健康保険)に加入していない自営業者などが加入する医療保険であり、市区町村又は国民健康保険組合により運営されています。この国民健康保険の保険料(市区町村によっては、地方税法に基づき保険税として徴収しているところもあります。)の未納が続くと、納めることができない特別の事情(例えば、事業の休廃止や病気等)がない限りは、医療機関の窓口で支払う医療費が全額自己負担になるといった不利益が生じます。(後日、療養費として手続きされれば、保険相当分(7~9割)は戻ってきます。)そのため次のような保険料(税)の徴収猶予や、減免制度などが設けられています。

### (1) 保険料(税)の徴収猶予・分割納付

事業の休廃止や失業による収入の減少など、やむを得ない事情によって保険料(税)を納めることができないと認められる場合には、市区町村の判断により、支払い期限を延ばしたり(徴収猶予) 支払いの回数を増やしたり(分割納付)する措置を受けられることもありますので、市区町村の国民健康保険担当窓口にて御相談下さい。

---

<sup>32</sup> 法定免除制度の場合も、10年以内であれば、免除された保険料を後から納める(追納する)ことができます。

## **(2) 保険料(税)の減免制度**

事業の休廃止、病気や失業など、保険料(税)を納めることができない特別の事情がある場合には、市区町村の判断により、保険料(税)が減免されることがあります。制度を利用するには申請が必要です。

減免が認められる基準や減免の程度は市区町村によって異なりますが(保険料(税)の2割から7割が減免)、この減免措置を受けた場合でも、医療機関における自己負担割合(1割~3割)は、保険料(税)を全額納付している場合と変わりません。

### **<参考>**

国民健康保険料(税)を滞納すると次のような措置が講じられます(扱いは市区町村によって異なりますので、詳細は市区町村の国民健康保険窓口にて御確認下さい。)

#### <滞納期間が1年未満の場合>

納付期限までに保険料を納付しなかった場合には、滞納者に短期保険証が交付されます。この短期保険証は、通常の保険証と効力は同一ですが、有効期間はおおむね1~3ヶ月程度と短いため、短期間に更新手続きを行う必要があります。

(この短期保険証の制度は、保険証を更新する機会を捉えて、滞納者との納付相談等を行うことを目的としています。)

#### <滞納期間が1年以上の場合>

納付期限から1年間以上滞納した場合には、保険料を納付できない特別の事情(事業の休廃止、病気等)がない限り、「国民健康保険被保険者資格証明書」(以下「資格証明書」と言います。)が交付されます。滞納者が医療機関にかかる場合、窓口でこの資格証明書を提示し、医療費をいったん全額自己負担することになります(資格証明書が発行されると、通常の保険証は効力が失われます。)

その後、市区町村の国民健康保険担当窓口の一部負担金を除いた額(9割~7割)について支給申請することで、保険相当分の払い戻しを受けることができます。

## **3) 公営住宅の家賃等の減免制度**

公営住宅の家賃や敷金については、公営住宅法において、病気にかかっ

ていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより減免や徴収を猶予することができる」と規定されています。これを受け、多くの自治体では公営住宅の家賃等の減免制度を設けています。

減免制度は自治体により異なりますが、例えば失業により月収が2.5万円以下になった場合に、公営住宅の家賃の2分の1を減免するといった制度や、廃業により収入が激減した場合に6ヶ月間家賃の徴収を猶予するといった制度が用意されています。

(詳細は市区町村の公営住宅担当部署に御確認下さい。)

#### **4) 就学援助制度**

学校教育法では、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」(第19条)ことが定められており、これに基づき市区町村では就学援助制度を設け、一定の基準( )を満たす保護者に対して、学用品費、学校給食費などを援助する制度が設けられています。

援助を受けられる保護者の基準は自治体ごとに異なりますが、例えば、

- ・生活保護を受けている、
- ・母子家庭等で児童扶養手当の支給を受けている、

などの要件に該当すれば、援助が受けられます。

援助を受けられるのは、学用品費、新入学児童生徒学用品費、医療費、修学旅行費、移動教室費、集団宿泊費、校外活動費、学校給食費などです。

(詳細は市区町村の教育委員会に御確認下さい。)

<「グリーンコープ生協ふくおか」の家計表>

家計表(年 月分)

グリーンコープ

世帯人数計\_\_\_\_人

受付番号(\_\_\_\_)

成人 人(内、高齢者 人)・未成人(以下除く) 人  
 大学 人・高校 人・中学 人・小学 人・未就学 人

収 入				支 出		
名義人	費 目	名義人等	金額(円)	費 目	名義人等	金額(円)
前月からの繰越金						
月の基本収入				0		
本人	給与			食費		
	給与			外食費		
配偶者	給与			電気代		
	給与			ガス代		
				水道代		
				灯油代		
本人	年金			被服・理美容・雑貨費		
配偶者	年金			医療費(病院・薬局)		
				住居費		
				0		
				家賃		
				管理費		
				維持費・修理費		
				車両費・通信費		
				0		
臨時収入・ボーナス				0		
				電話・携帯電話・インターネット		
本人	( 賞与 夏・冬 )			ガソリン代	( 通勤費含む )	
	( )			駐車場代	( )	
配偶者	( 賞与 )			車検・車修理代		
	( )			通勤交通費		
				教育費用		
				0		
				学費		
				お小遣い・仕送り生活費 ( )		
				塾・習い事費用		
				通学交通費		
				教養・娯楽費用		
				0		
				新聞・本・雑誌・教養用品		
				遊興費・娯楽費用		
援助収入				0		
				その他		
				0		
	雇用保険			酒代/酒飲食交際費		
	生活保護			たばこ・お小遣い		
	児童手当					
	児童扶養手当			保険・税金		
				0		
				社会保険料	( )	
	養育費(仕送り)			生命保険料	家族型	
	援助			共済保険料		
	援助			その他保険料	(車・バイク)	
	事業収入			税金(固資・市県民・自動車・ )		
借入金				0		
				返済金		
				0		
借入金	( )			銀行		
借入金	( )			サラ金		
借入金	( )			CR(キャッシング)		
借入金	( )			CR(物品)		
借入金	( )			住宅ローン		
				車ローン		
				滞納の税		
				滞納の水光熱費		
				滞納の家賃		
				個人からの借金		
				その他		
預貯金取り崩し				預貯金預入れ		
当月の収入合計				0		
				当月の支出合計		
				0		
				翌月への繰越金		
				0		
前月繰越含む収入合計				0		
				翌月繰越含む支出合計		
				0		





## 連絡先一覧

### 1 国及び都道府県の連絡先

#### 国の対外窓口

省庁等	担 当 課	電 話
金融庁	総務企画局企画課信用制度参事官室	(03)3506-6000
財務局	(上段) 広報相談担当課	/
	(下段) 貸金業担当課	
北海道財務局	財務広報相談官	(011)709-2311
	金融監督第二課	
東北財務局	財務広報相談官	(022)263-1111(代表)
	金融監督第三課	(022)266-5703(直通)
関東財務局	財務広報相談室	(048)600-1113
	金融監督第五課	(048)600-1151
北陸財務局	財務広報相談官	(076)292-7866
	金融監督第二課	(076)292-7854
東海財務局	財務広報相談室	(052)951-1764
	金融監督第三課	(052)951-2995
近畿財務局	財務広報相談室	(06)6949-6355
	金融監督第三課	(06)6949-6371
中国財務局	財務広報相談官	(082)221-9221
	金融監督第三課	
四国財務局	財務広報相談官	(087)831-2131
	金融監督第二課	
九州財務局	財務広報相談官	(096)353-6351
	金融監督第二課	
福岡財務支局	財務広報相談官	(092)411-7281
	金融監督第二課	
沖縄総合事務局	証券取引等監視官	(098)866-0091
	金融監督課	(098)866-0095

都道府県の対外窓口

都道府県	(上段)多重債務者相談担当課	電 話
	(下段)貸金業担当課	"
北海道	環境生活部生活局暮らし安全課消費生活安全グループ	(011)231-4111
	経済部商工局商工金融課近代化資金グループ	(011)231-4111
青森	環境生活部県民生活文化課	(0177)22-1111
	商工労働部商工政策課商工金融グループ	(017)734-9368
岩手	環境生活部環境生活企画室食の安全安心・消費生活担当	(019)629-5323
	商工労働観光部経営支援課	(019)629-5543
宮城	環境生活部生活・文化課消費生活班	(022)211-2523
	経済商工観光部商工経営支援課	(022)211-2743
秋田	生活環境文化部安全・安心まちづくり推進課	(018)860-1516
	産業経済労働部産業経済政策課団体・金融班	(018)860-2217
山形	総務部危機管理室生活安全調整課	(023)630-3101
	商工労働観光部産業政策課	(023)630-2135
福島	生活環境部県民環境総務領域総務企画グループ	(024)521-7180
	商工労働部商工総務領域金融グループ	(024)521-7276
茨城	生活環境部生活文化課生活グループ	(029)301-2829
	商工労働部産業政策課	(029)301-3530
栃木	県民生活部暮らし安全安心課消費生活担当	(028)623-2135
	産業労働観光部経営支援課	(028)623-3181
群馬	総務局県民センター消費者行政グループ	(027)226-2273
	産業経済局商政課	(027)226-3332
埼玉	総務部県民消費生活課消費生活担当	(048)830-2935
	産業労働部金融課	(048)830-3794
千葉	環境生活部県民生活課	(043)223-2292
	環境生活部県民生活課	(043)223-2794
東京	生活文化局消費生活部	(03)5388-3053
	産業労働局金融部貸金業対策課貸金業登録係	(03)5320-4774
神奈川	県民部消費生活課	(045)210-1111
	商工労働部金融課調整班	(045)210-5690
新潟	県民生活・環境部県民生活課消費者行政係	(025)280-5135
	産業労働観光部商業振興課	(025)285-6966
富山	生活環境文化部県民生活課消費生活係	(076)444-3129
	商工労働部経営支援課金融係	(076)444-3248

石川	県民文化局県民生活課消費生活グループ	(076)225-1386
	商工労働部経営支援課金融係	(076)225-1522
福井	安全環境部生活安全課消費・生活グループ	(0776)20-0287
	産業労働部経営支援課金融グループ	(0776)20-0367
山梨	企画部県民室県民生活課消費生活担当	(055)223-1352
	商工労働部商業振興金融課	(055)223-1538
長野	生活環境部生活文化課消費者係	(026)235-7172
	商工部ビジネス誘発課	(026)235-7200
岐阜	環境生活部環境生活政策課消費生活担当	(058)272-1111
	産業労働部中小企業課資金融資担当	(058)272-1111
静岡	県民部県民生活局県民生活室消費者支援係	(054)221-2257
	産業部商工業局商工金融室	(054)221-2506
愛知	県民生活部県民生活課県民相談・調整グループ	(052)954-6163
	産業労働部中小企業金融課	(052)961-2111
三重	生活部消費生活室	(059)224-2400
	農水商工部金融室	(059)224-2447
滋賀	県民文化生活部県民生活課消費生活担当	(077)528-3412
	商工観光労働部商工政策課	(077)528-3714
京都	商工部商工総括室消費生活安全センター	(075)671-0030
	商工部商工総括室金融・組合室	(075)414-4868
大阪	商工労働部金融室貸金業対策課	(06)6944-6735
	商工労働部金融室貸金業対策課	(06)6941-0351
兵庫	県民政策部県民文化局消費生活課	(078)362-3155
	産業労働部産業振興局地域金融課	(078)362-9162
奈良	福祉部健康安全局食品・生活安全課消費者行政係	(0742)27-8704
	商工労働部金融・商業振興課	(0742)27-8807
和歌山	環境生活部共生推進局県民生活課消費生活班	(073)441-2345
	商工観光労働部商工政策局商工観光労働総務課	(073)441-2720
鳥取	生活環境部消費生活センター	(0859)34-2765
	商工労働部経済政策課	(0857)26-7249
島根	環境生活部環境生活総務課消費生活室	(0852)22-5103
	商工労働部経営支援課	(0852)22-5655
岡山	生活環境部県民生活課消費生活対策班	(086)226-7346
	産業労働部経営支援課金融支援班	(086)226-7361

広島	県民生活部総務管理局消費生活室消費生活グループ	(082)513-2730
	商工労働部 総務管理局商工金融室	(082)513-3321
山口	環境生活部県民生活課消費生活班	(083)933-2608
	商工労働部経営金融課	(083)933-3188
徳島	県民環境部県民環境政策課県民暮らし安全室	(088)621-2258
	商工労働部地域経済課	(088)621-2318
香川	総務部県民活動・男女共同参画課総務・県民生活グループ	(087)832-3175
	商工労働部経営支援課	(087)832-3345
愛媛	県民環境部管理局県民生活課消費生活係	(089)912-2336
	経済労働部産業支援局経営支援課金融係	(089)912-2481
高知	文化環境部県民生活課消費生活担当	(088)823-9653
	商工労働部経営支援課	(088)823-9905
福岡	生活労働部県生活文化課消費者班	(092)643-3381
	商工部経営金融課貸金業係	(092)643-3423
佐賀	くらしの安全安心課消費生活担当	(0952)25-7059
	農林水産商工本部商工課金融担当	(0952)25-7093
長崎	県民生活部県民安全課	(095)895-2318
	産業労働部商工振興課	(095)895-2655
熊本	環境生活部食の安全・消費生活課消費生活班	(096)333-2291
	商工観光労働部経営金融課貸金業班	(096)333-2325
大分	生活環境部県民生活・男女共同参画課県民生活班	(097)506-3044
	商工労働部経営金融支援室	(097)506-3226
宮崎	地域生活部生活・文化課消費生活・交通安全担当	(0985)26-7054
	商工観光労働部商工金融課	(0985)26-7097
鹿児島	環境生活部生活・文化課消費生活係	(099)286-2521
	商工労働部経営金融課	(099)286-2946
沖縄	文化環境部県民生活課消費生活班	(098)866-2187
	文化環境部県民生活課	(098)866-2187

## 2 全国の消費生活センター

### 国民生活センター

名 称	電 話
国民生活センター	(03)3446-0999
” 相模原事務所	(042)758-3162

### 都道府県の消費生活センター

都道府県	名 称	電 話
北 海 道	北海道立消費生活センター	(050)7505-0999
青 森	青森県消費生活センターNPO 法人青森県消費者協会	(017)722-3343
	青森県消費生活センター弘前相談室	(0172)36-4500
	” 八戸相談室	(0178)27-3381
	” むつ相談室	(0175)22-7051
岩 手	岩手県立県民生活センター	(019)624-2209
	県南広域振興局花巻総合支局消費生活相談室	(0198)22-4911
	県南広域振興局北上総合支局消費生活相談室	(0197)65-2731
	県南広域振興局消費生活相談室	(0197)22-2813
	県南広域振興局一関総合支局消費生活相談室	(0191)26-1411
	県南広域振興局千厩行政センター消費生活相談室	(0191)52-4901
	大船渡地方振興局消費生活相談室	(0192)27-9911
	県南広域振興局遠野県民センター消費生活相談室	(0198)62-9930
	釜石地方振興局消費生活相談室	(0193)25-2701
	宮古地方振興局消費生活相談室	(0193)64-2211
	久慈地方振興局消費生活相談室	(0194)53-4981
	二戸地方振興局消費生活相談室	(0195)23-9201
宮 城	宮城県消費生活センター	(022)261-5161
	” 大崎地方振興事務所県民サービスセンター	(0229)22-5700
	” 石巻地方振興事務所県民サービスセンター	(0225)93-5700
	” 大河原地方振興事務所県民サービスセンター	(0224)52-5700
	” 登米地方振興事務所県民サービスセンター	(0220)22-5700
	” 栗原地方振興事務所県民サービスセンター	(0228)23-5700
	” 気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター	(0226)22-7000
秋 田	秋田県生活センター	(018)835-0999
	” 鹿角地域振興局地域企画課	(0186)22-0456
	” 北秋田地域振興局地域企画課	(0186)62-1251
	” 山本地域振興局地域企画課	(0185)52-6285

	" 由利地域振興局地域企画課	(0184)22-5432
	" 仙北地域振興局地域企画課	(0187)63-5114
	" 平鹿地域振興局地域企画課	(0182)32-0594
	" 雄勝地域振興局地域企画課	(0183)73-8191
山	形 山形県消費生活センター	(023)624-0999
	" 庄内消費者センター	(0235)66-5451
福	島 福島県消費生活センター	(024)521-0999
茨	城 茨城県消費生活センター	(029)225-6445
	" 鉾田分室	(0291)33-4410
	" 土浦分室	(029)822-7042
	" 取手分室	(0297)73-1151
	" 筑西分室	(0296)24-9108
栃	木 栃木県消費生活センター	(028)665-7744
群	馬 群馬県消費生活センター(群馬県総務局県民センター)	(027)223-3001
埼	玉 埼玉県消費生活支援センター	(048)261-0999
	" 川越	(049)247-0888
	" 春日部	(048)734-0999
	" 熊谷	(048)524-0999
千	葉 千葉県消費者センター	(047)434-0999
東	京 東京都消費生活総合センター	(03)3235-1155
神	奈 川 かながわ中央消費生活センター	(045)312-1121
新	潟 新潟県消費生活センター	(025)285-4196
富	山 富山県消費生活センター	(076)432-9233
	" 高岡支所	(0766)25-2777
石	川 石川県消費生活支援センター	(076)267-6110
	" 小松消費生活相談室	(0761)22-9110
	" 中能登総合事務所消費生活相談室	(0767)52-6110
	" 奥能登総合事務所消費生活相談室	(0768)26-2307
福	井 福井県消費生活センター	(0776)22-1102
	" 嶺南消費生活センター	(0770)52-7830
山	梨 山梨県県民生活センター	(055)235-8455
	" 県民生活センター地方相談室	(0554)45-5038
長	野 長野県長野消費生活センター	(026)223-6777
	" 松本消費生活センター	(0263)35-1556
	" 松本消費生活センター岡谷支所(消費生活センターおかや)	(0266)23-8260
	" 飯田消費生活センター	(0265)24-8058

岐 阜	〃 上田消費生活センター	(0268)27-8517
	岐阜県県民生活相談センター	(058)277-1003
	〃 西濃振興局振興課	(0584)73-1111
	〃 中濃振興局振興課	(0574)25-3111
	〃 中濃事務所振興課	(0575)33-4011
	〃 東濃振興局振興課	(0572)23-1111
静 岡	〃 恵那事務所振興課	(0573)26-1111
	飛騨振興局振興課	(0577)33-1111
	静岡県中部県民生活センター	(054)202-6006
	〃 西部県民生活センター	(053)452-2299
	〃 東部県民生活センター	(055)952-2299
	〃 熱海県民相談室	(0557)82-2299
	〃 富士県民相談室	(0545)63-2299
	〃 中遠県民相談室	(0538)37-2299
	〃 藤枝県民相談室	(054)645-2299
	〃 北遠県民相談室	(0539)26-2299
愛 知	〃 賀茂県民生活センター	(0558)24-2299
	愛知県中央県民生活プラザ	(052)962-0999
	〃 尾張県民生活プラザ	(0586)71-0999
	〃 海部県民生活プラザ	(0567)24-9998
	〃 知多県民生活プラザ	(0569)23-3300
	〃 西三河県民生活プラザ	(0564)27-0999
	〃 豊田加茂県民生活プラザ	(0565)34-1700
	〃 新城設楽県民生活プラザ	(0536)23-8701
三 重	〃 東三河県民生活プラザ	(0532)52-0999
	三重県生活部消費生活室（三重県消費生活センター）	(059)228-2212
	滋賀県立消費生活センター	(0749)23-0999
	〃 分室	(077)563-7009
	〃 東近江地域振興局地域振興課	(0748)22-7704
京 都	〃 湖北地域振興局地域振興課	(0749)65-6651
	京都府消費生活安全センター	(075)671-0004
	〃 中丹広域振興局 商工観光室	(0773)62-2506
	〃 山城広域振興局 商工観光室	(0774)21-2103
	〃 南丹広域振興局 商工観光室	(0771)23-4438
大 阪	〃 丹後広域振興局 商工観光室	(0772)62-4304
	大阪府消費生活センター	(06)6945-0999



兵	庫	兵庫県立神戸生活創造センター	(078)360-0999
		” 東播磨生活科学センター	(079)424-0999
		” 姫路生活科学センター	(079)296-0999
		” 西播磨生活科学センター	(0791)75-0999
		” 但馬生活科学センター	(0796)23-0999
		” 淡路生活科学センター	(0799)85-0999
		” 丹波の森公苑情報相談コーナー	(0795)72-0999
奈	良	奈良県食品・生活相談センター	(0742)26-0931
		” 葛城保健所食の安全・消費生活相談窓口	(0745)22-0931
和	歌	和歌山県消費生活センター	(073)433-1551
		” 紀南支所	(0739)24-0999
鳥	取	鳥取県立消費生活センター西部消費生活相談室	(0859)34-2648
		” 東部消費生活相談室	(0857)26-7605
		” 中部消費生活相談室	(0858)22-3000
島	根	島根県消費者センター	(0852)32-5916
		” 石見地区相談室	(0856)23-3657
岡	山	岡山県消費生活センター	(086)226-0999
		” 津山分室	(0868)23-1247
広	島	広島県県民生活部総務管理局消費生活室	(082)223-6111
		(広島県生活センター)	
		” 呉地域県民相談室	(0823)22-5400
		” 芸北地域県民相談室	(082)814-3181
		” 東広島地域県民相談室	(082)422-6911
		” 尾三地域県民相談室	(0848)25-2011
		” 福山地域県民相談室	(084)931-5522
		” 備北地域県民相談室	(0824)62-5522
山	口	山口県消費生活センター	(083)924-0999
徳	島	徳島県消費者情報センター	(088)623-0611
香	川	香川県消費生活センター	(087)833-0999
		” 東讃県民センター	(0879)42-1200
		” 中讃県民センター	(0877)62-9600
		” 西讃県民センター	(0875)25-5135
		” 小豆県民センター	(0879)62-2269
愛	媛	愛媛県消費生活センター	(089)925-3700
高	知	高知県立消費生活センター	(088)824-0999
福	岡	福岡県消費生活センター	(092)632-0999

佐賀	佐賀県くらしの安全安心課(佐賀県消費生活センター)	(0952)24-0999
長崎	長崎県消費生活センター	(095)824-0999
熊本	熊本県消費生活センター	(096)354-4835
大分	大分県消費生活・男女共同参画プラザ	(097)534-0999
宮崎	宮崎県消費生活センター	(0985)25-0999
	” 都城地方消費生活センター	(0986)24-0999
	” 延岡地方消費生活センター	(0982)31-0999
鹿児島	鹿児島県消費生活センター	(099)224-0999
	” 大島消費生活相談所	(0997)52-0999
沖縄	沖縄県県民生活センター	(098)863-9214
	” 宮古分室	(098)072-0199
	” 八重山分室	(098)082-1289

### 3 日本司法支援センター（法テラス）

コールセンター  
 おなやみなし  
 0570-078374  
 犯罪被害者支援ダイヤル  
 なくことないよ  
 0570-079714

日本司法支援センター  
  
<http://www.houterasu.or.jp>  
 法テラス 検索  
  
 携帯サイト <http://www.houterasu.or.jp/k>

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
本部	102-0073	東京都千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル6F	0503383-5333
中野坂上分室	164-8721	東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	同上
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F	0503383-5300
多摩支部	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4・6F	0503383-5310
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎5F	0503383-5315
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321
渋谷出張所	150-0002	渋谷区渋谷3-10-13 渋谷Rサンケイビル8F	0503383-5325
多摩支部立川出張所	190-0012	立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル11F	0503383-5327
神奈川県地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 川崎イーストワンビル10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0041	熊谷市宮町1-41 宮町ビル 埼玉弁護士会熊谷支部会館2F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぷら座4F	0503383-5415
松本地域事務所	390-8620	長野県松本市丸の内3-7 松本市役所東庁舎4F	0503383-5417
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田支所2F	0503383-5422
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町 2 - 3 - 2 0 住友生命堺東ビル 6 F	0503383-5430
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 4 2 7 京都朝日会館 9F	0503383-5433
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1 - 1 - 3 神戸クリスタルタワービル 1 3 F	0503383-5440
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町 1 - 2 - 1 フェスタ立花北館 5 F	0503383-5444
姫路支部	670-0947	姫路市北条 1 - 4 0 8 - 5 光栄産業(株)第 2 ビル	0503383-5447
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町 3 8 - 3 近鉄高天ビル 6 F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵 6 8 - 4 やすらぎビル 4 F	0503383-0025
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津 1 - 2 - 2 2 大津商中日生ビル 5 F	0503383-5454
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁 1 5 市川ビル 2 F	0503383-5457
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄 4 - 1 - 8 栄サンシティービル 1 5 F	0503383-5460
三河支部	444-8601	岡崎市十王町 2 - 9 岡崎市役所西庁舎 1 F	0503383-5465
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内 3 4 - 5 アクサ津ビル	0503383-5470
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町 1 - 2 7 第一住宅ビル 2 F	0503383-5471
可児地域事務所	509-0214	可児市広見 1 - 3 4 - 1 三洋堂可児ビル 1 F	0503383-0005
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永 4 - 3 - 1 三井生命福井ビル 2 F	0503383-5475
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町 1 - 8	0503383-5477
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町 3 - 4 - 1 富山県弁護士会館 1 F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0046	魚津市上村木 1 - 2 0 - 3 0 魚津商工会議所 第二会館 1 階	0503383-0030
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀 2 - 3 1 広島鴻池ビル 1・6 F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町 9 - 1 1 山口県自治会館 5 F	0503383-5490
岡山地方事務所	700-0817	岡山市弓之町 2 - 1 5 弓之町シティセンタービル 2 F	0503383-5491
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町 2 - 3 1 1 鳥取市福祉文化会館 5 F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根 5 7 2 サンク・ビエスビル 2 0 2 号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町 6 0	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町 1 5 8 0 第二龍河ビル 6 F	0503383-0026
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通 5 - 1 4 - 1 2 南天神ビル 4 F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町 1 - 4 - 2 1 魚町センタービル 5 F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央 1 - 4 - 8 太陽生命佐賀ビル 3 F	0503383-5510
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町 1 - 2 5 長崎 M S ビル 2 F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町 4 - 1 9 バードハウジングビル 4 0 2	0503383-5516
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 1 7 4 吉田ビル 3 F	0503383-5517
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町 2 - 1 - 7	0503383-5520
熊本地方事務所	860-0806	熊本市花畑町 7 - 1 0 熊本市産業文化会館 5 F	0503383-5522
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町 1 1 - 1 1 M Y 鹿児島第 2 ビル 5 F	0503383-5525
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町 4 - 2 8 A I S ビル A 棟 1 F	0503383-0028
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町 9 1 2 - 7	0503383-0027
鹿屋地域事務所	893-0011	鹿屋市打馬 1 - 1 3 - 4	0503383-5527
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭 1 - 2 - 2 宮崎県企業局 3 F	0503383-5530

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺 1 - 5 - 1 7 プロフェスビル那覇 2・3 F	0503383-5533
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町 2 - 1 0 - 1 7 仙台一番町ビル 1 F	0503383-5535
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町 7 - 5 イズム 3 7 ビル 4 F	0503383-5540
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町 2 - 7 - 1 0 NANABEANS 8 F	0503383-5544
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通 1 - 2 - 1 岩手県産業会館本館 2 F	0503383-5546
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通 5 - 1 - 5 1 北都銀行本店別館 6 F	0503383-5550
青森地方事務所	030-0861	青森市長島 1 - 3 - 1 日本赤十字社青森県支部ビル 2 F	0503383-5552
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南 1 条西 1 1 - 1 コンチネンタルビル 8 F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町 6 - 7 三井生命函館若松町ビル 5 F	0503383-5560
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町 1 9 9 - 5	0503383-5563
旭川地方事務所	070-0033	旭川市 3 条通 9 - 1 7 0 4 - 1 住友生命旭川ビル 6 F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町 1 - 1 - 1 道東経済センタービル 1 F	0503383-5567
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町 2 - 3 - 1 1 高松丸田ビル 8 F	0503383-5570
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町 1 - 3 1 徳島弁護士会館 4 F	0503383-5575
高知地方事務所	780-0870	高知市本町 4 - 1 - 3 7 丸ノ内ビル 2 F	0503383-5577
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町 2 - 3 - 2 6	0503383-5579
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町 3 - 1 1 - 2 2 2 F	0503383-0029
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町 4 - 1 - 1 1 共栄興産一番町ビル 4 F	0503383-5580

#### 4 各都道府県警察

警察に事件情報を提供する場合は本部の事件担当課に、相談者が警察への相談を望む場合は下記の本部の警察安全相談窓口、若しくは最寄りの警察署の警察安全相談窓口を紹介してください。(事件担当課の電話番号は本部代表番号です。)

相談全般に関するの電話には、全国共通の短縮ダイヤル「#9110」番が便利です(携帯電話からも使えます)。ただし、ダイヤル回線及び一部のIP電話で不通の場合は、下表の電話番号におかけ下さい。

警察本部名	担当課		電話番号
北海道警察本部	事件担当	生活経済課	011-251-0110
	相談窓口	警察相談センター	011-241-9110
北海道警察函館方面本部	事件担当	生活安全課	0138-31-0110
	相談窓口	警察相談センター	0138-51-9110
北海道警察旭川方面本部	事件担当	生活安全課	0166-35-0110
	相談窓口	警察相談センター	0166-34-9110
北海道警察釧路方面本部	事件担当	生活安全課	0154-25-0110
	相談窓口	警察相談センター	0154-23-9110
北海道警察北見方面本部	事件担当	生活安全課	0157-24-0110
	相談窓口	警察相談センター	0157-24-9110
青森県警察本部	事件担当	生活環境課	017-723-4211
	相談窓口	警察安全相談室	017-735-9110
岩手県警察本部	事件担当	生活環境課	019-653-0110
	相談窓口	安全相談センター	019-654-9110
宮城県警察本部	事件担当	生活環境課	022-221-7171
	相談窓口	警察相談センター	022-266-9110
秋田県警察本部	事件担当	生活環境課	018-863-1111
	相談窓口	県民安全相談センター	018-864-9110
山形県警察本部	事件担当	生活環境課	023-626-0110
	相談窓口	警察安全相談室	023-642-9110
福島県警察本部	事件担当	生活環境課	024-522-2151
	相談窓口	警察安全相談室	024-533-9110
警視庁	事件担当	生活経済課	03-3581-4321
	相談窓口	総合相談センター	03-3501-0110
茨城県警察本部	事件担当	生活環境課	029-301-0110
	相談窓口	警察総合相談センター	029-301-9110

栃木県警察本部	事件担当	生活環境課	028-621-0110
	相談窓口	県民相談室	028-627-9110
群馬県警察本部	事件担当	生活環境課	027-243-0110
	相談窓口	警察安全相談室	027-224-8080
埼玉県警察本部	事件担当	生活環境第二課	048-832-0110
	相談窓口	けいさつ総合相談センター	048-822-9110
千葉県警察本部	事件担当	生活経済課	043-227-9131
	相談窓口	相談サポートコーナー	043-227-9110
神奈川県警察本部	事件担当	生活経済課	045-211-1212
	相談窓口	警察総合相談室	045-664-9110
新潟県警察本部	事件担当	生活保安課	025-285-0110
	相談窓口	けいさつ相談室	025-283-9110
山梨県警察本部	事件担当	生活安全企画課	055-235-2121
	相談窓口	警察総合相談室	055-233-9110
長野県警察本部	事件担当	生活環境課	026-233-0110
	相談窓口	地域安全推進室 (警察安全相談窓口)	026-233-9110
静岡県警察本部	事件担当	生活環境課	054-271-0110
	相談窓口	総合相談室	054-254-9110
富山県警察本部	事件担当	生活環境課	076-441-2211
	相談窓口	警察安全相談室	076-442-0110
石川県警察本部	事件担当	生活環境課	076-225-0110
	相談窓口	警察安全相談室	076-225-9110
福井県警察本部	事件担当	生活環境課	0776-22-2880
	相談窓口	警察総合相談室	0776-26-9110
岐阜県警察本部	事件担当	生活環境課	058-271-2424
	相談窓口	警察安全相談室	058-272-9110
愛知県警察本部	事件担当	生活経済課	052-951-1611
	相談窓口	住民相談室	052-953-9110
三重県警察本部	事件担当	生活環境課	059-222-0110
	相談窓口	警察安全相談室	059-224-9110
滋賀県警察本部	事件担当	生活環境課	077-522-1231
	相談窓口	警察総合相談室	077-525-0110
京都府警察本部	事件担当	生活経済課	075-451-9111
	相談窓口	警察総合相談室	075-414-0110

大阪府警察本部	事件担当	生活経済課	06-6943-1234
	相談窓口	警察相談室	06-6941-0030
兵庫県警察本部	事件担当	生活経済課	078-341-7441
	相談窓口	県民相談センター (なんでも相談係)	078-361-2110
奈良県警察本部	事件担当	生活環境課	0742-23-0110
	相談窓口	ナポくん相談コーナー	0742-23-1108
和歌山県警察本部	事件担当	生活環境課	073-423-0110
	相談窓口	警察相談課相談室	073-432-0110
鳥取県警察本部	事件担当	生活環境課	0857-23-0110
	相談窓口	警察総合相談室	0857-27-9110
島根県警察本部	事件担当	生活環境課	0852-26-0110
	相談窓口	警察相談センター	0852-31-9110
岡山県警察本部	事件担当	生活環境課	086-234-0110
	相談窓口	警察安全相談係	086-233-0110
広島県警察本部	事件担当	生活環境課	082-228-0110
	相談窓口	警察安全相談電話(県民係)	082-228-9110
山口県警察本部	事件担当	生活環境課	083-933-0110
	相談窓口	警察総合相談室	083-923-9110
徳島県警察本部	事件担当	生活環境課	088-622-3101
	相談窓口	警察総合相談センター	088-653-9110
香川県警察本部	事件担当	生活環境課	087-833-0110
	相談窓口	警察総合相談センター	087-831-0110
愛媛県警察本部	事件担当	生活環境課	089-934-0110
	相談窓口	警察総合相談室	089-931-9110
高知県警察本部	事件担当	生活環境課	088-826-0110
	相談窓口	警察総合相談室	088-823-9110
福岡県警察本部	事件担当	生活経済課	092-641-4141
	相談窓口	警察安全相談コーナー	092-641-9110
佐賀県警察本部	事件担当	生活環境課	0952-24-1111
	相談窓口	警察相談室	0952-26-9110
長崎県警察本部	事件担当	生活環境課	095-820-0110
	相談窓口	警察安全総合相談室	095-823-9110
熊本県警察本部	事件担当	生活環境課	096-381-0110
	相談窓口	警察安全相談室	096-383-9110



大分県警察本部	事件担当	生活環境課	097-536-2131
	相談窓口	警察総合相談室	097-534-9110
宮崎県警察本部	事件担当	生活環境課	0985-31-0110
	相談窓口	警察安全相談室	0985-26-9110
鹿児島県警察本部	事件担当	生活環境課	099-206-0110
	相談窓口	警察安全相談室	099-254-9110
沖縄県警察本部	事件担当	生活保安課	098-862-0110
	相談窓口	警察安全相談室	098-863-9110

## 5 各都道府県の弁護士会

弁護士会	所在地	電話
東京	100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6F	03(3581)2201
第一東京	100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 " " 11F	03(3595)8585
第二東京	100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 " " 9F	03(3581)2255
横浜	231-0021 横浜市中区日本大通 9	045(201)1881 (案内)
埼玉	336-0063 さいたま市浦和区高砂 4-7-20	048(863)5255
千葉県	260-0013 千葉市中央区中央 4-13-12	043(227)8431
茨城県	310-0062 水戸市大町 2-2-75	029(221)3501
栃木県	320-0036 宇都宮市小幡 2-7-13	028(622)2008
群馬	371-0026 前橋市大手町 3-6-6	027(233)4804
静岡県	420-0853 静岡市追手町 10-80	054(252)0008
山梨県	400-0032 甲府市中央 1-8-7	055(235)7202
長野県	380-0872 長野市妻科 432	026(232)2104
新潟県	951-8126 新潟市学校町通一番町 1	025(222)3765
大阪	530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5	06(6364)0251 (案内)
京都	604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル	075(231)2335
兵庫県	650-0016 神戸市中央区橋通 1-4-3	078(341)7061
奈良	630-8213 奈良市登大路町 5 修徳ビル 1F	0742(22)2035
滋賀	520-0051 大津市梅林 1-3-3	077(522)2013
和歌山	640-8144 和歌山市四番丁 5 番地	073(422)4580
愛知県	460-0001 名古屋市中区三の丸 1-4-2	052(203)1651

三重	514-0032 津市中央 3-23	059(228)2232
岐阜県	500-8811 岐阜市端詰町 22	058(265)0020
福井	910-0004 福井市宝永 4-3-1 三井生命ビル 7F	0776(23)5255
金沢	920-0937 金沢市丸の内 7-2	076(221)0242
富山県	930-0076 富山市長柄町 3-4-1	076(421)4811
広島	730-0012 広島市中区上八丁堀 2-66	082(228)0230
山口県	753-0045 山口市黄金町 2-15	083(922)0087
岡山	700-0807 岡山市南方 1-8-29	086(223)4401
鳥取県	680-0011 鳥取市東町 2-221	0857(22)3912
島根県	690-0886 松江市母衣町 55-4 松江商工会議所ビル 7F	0852(21)3225
福岡県	810-0043 福岡市中央区城内 1-1	092(741)6416
佐賀県	840-0833 佐賀市中の小路 4-16	0952(24)3411
長崎県	850-0875 長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 4F	095(824)3903
大分県	870-0047 大分市中島西 1-3-14	097(536)1458
熊本県	860-0078 熊本市京町 1-13-11	096(325)0913
鹿児島県	892-0815 鹿児島市易居町 2-3	099(226)3765
宮崎県	880-0803 宮崎市旭 1-8-28	0985(22)2466
沖縄	900-0023 那覇市楚辺 1-5-15	098(833)5545
仙台	980-0811 仙台市青葉区一番町 2-9-18	022(223)1001
福島県	960-8115 福島市山下町 4-24	024(534)2334
山形県	990-0042 山形市七日町 2-7-10 NANA BEANS 8F	023(622)2234
岩手	020-0022 盛岡市大通 1-2-1 サンビル 2F	019(651)5095
秋田	010-0951 秋田市山王 6-2-7	018(862)3770
青森県	030-0861 青森市長島 1-3-1 日赤ビル 5F	017(777)7285
札幌	060-0001 札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 札幌弁護士会館 7F	011(281)2428
函館	040-0031 函館市上新川町 1-3	0138(41)0232
旭川	070-0901 旭川市花咲町 4	0166(51)9527
釧路	085-0824 釧路市柏木町 4-3	0154(41)0214
香川県	760-0033 高松市丸の内 2-22	087(822)3693
徳島	770-0855 徳島市新蔵町 1-31	088(652)5768
高知	780-0928 高知市越前町 1-5-7	088(872)0324
愛媛	790-0003 松山市三番町 4-8-8	089(941)6279

(注)弁護士会によって相談窓口の呼称が異なりますので、「法律相談窓口」と指示してください。

## 6 各都道府県の司法書士会

会 名	郵便番号	住 所	電 話
札幌司法書士会	060-0042	札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
函館司法書士会	040-0033	函館市千歳町 21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
旭川司法書士会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
釧路司法書士会	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
宮城県司法書士会	980-0001	仙台市青葉区上杉 3-3-16 S A ビル	022-263-6755
福島県司法書士会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502
山形県司法書士会	990-0041	山形市緑町 1-4-35	023-623-7054
岩手県司法書士会	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
秋田県司法書士会	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
青森県司法書士会	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
東京司法書士会	160-0003	新宿区本塩町 9-3 司法書士会館 2F	03-3353-9191
神奈川県司法書士会	231-0024	横浜市中区吉浜町 1	045-641-1372
埼玉司法書士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
千葉司法書士会	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-246-2666
茨城司法書士会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
栃木県司法書士会	320-0848	宇都宮市幸町 1-4	028-614-1122
群馬司法書士会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
静岡県司法書士会	422-8062	静岡市駿河区稲川 1-1-1	054-289-3700
山梨県司法書士会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県司法書士会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県司法書士会	951-8063	新潟市中央区古町通十三番町 5160	025-228-1589
愛知県司法書士会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県司法書士会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568

福井県司法書士会	910-0019	福井市春山 1-1-14 福井新聞さくら通りビル 2F	0776-30-0001
石川県司法書士会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
富山県司法書士会	930-0008	富山市神通本町 1-3-16 エスポワール神通 3F	076-431-9332
大阪司法書士会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
京都司法書士会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル 5-232-1	075-241-2666
兵庫県司法書士会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県司法書士会	630-8325	奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677
滋賀県司法書士会	520-0056	大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館 2F	077-525-1093
和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山市岡山丁 24 番地	073-422-0568
広島司法書士会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
山口県司法書士会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
岡山県司法書士会	700-0816	岡山市富田町 2-9-8	086-226-0470
鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
島根県司法書士会	690-0884	松江市南田町 26	0852-24-1402
香川県司法書士会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県司法書士会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
高知県司法書士会	780-0928	高知市越前町 2-6-25 高知県司法書士会館	088-825-3131
愛媛県司法書士会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県司法書士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
佐賀県司法書士会	840-0833	佐賀市中の小路 7-3	0952-29-0626
長崎県司法書士会	850-0032	長崎市興善町 4-1 興善ビル 8F	095-823-4777
大分県司法書士会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県司法書士会	862-0971	熊本市大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル 3F	099-256-0335
宮崎県司法書士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県司法書士会	900-0006	那覇市おもろまち 4-16-33	098-867-3526

## 7 日本貸金業協会

支部名	電話番号	郵便番号	住 所
北海道支部	011-222-6033	064-0804	札幌市中央区南四条西六丁目 8 番地
宮城県支部	022-222-6545	980-0014	仙台市青葉区本町二丁目 9 番 7 号
岩手県支部	019-651-2767	020-0025	盛岡市大沢川原三丁目 2 番 5 号
福島県支部	024-536-3211	960-8032	福島市陣場町 6 番 10 号
秋田県支部	018-863-1732	010-0951	秋田市山王六丁目 1 番 13 号
青森県支部	017-773-6700	030-0803	青森市安方二丁目 10 番 12 号
山形県支部	023-646-2010	990-0833	山形市春日町 2 番 24 号
東京都支部	03-5739-3021	108-0074	港区高輪三丁目 19 番 15 号
神奈川県支部	045-251-3017	231-0058	横浜市中区弥生町二丁目 15 番地 1
埼玉県支部	048-824-0894	330-0074	さいたま市浦和区北浦和五丁目 6 番 5 号
千葉県支部	043-284-4100	260-0045	千葉市中央区弁天一丁目 2 番 8 号
山梨県支部	055-226-7820	400-0856	甲府市伊勢一丁目 4 番 5 号
栃木県支部	028-624-0604	320-0043	宇都宮市桜二丁目 2 番 28 号
茨城県支部	029-219-1511	311-3116	東茨城郡茨城町長岡 3523 番地 37
群馬県支部	027-232-8403	371-0031	前橋市下小出町二丁目 23 番地の 3
新潟県支部	025-222-7311	951-8067	新潟市中央区本町通六番町 1141 番地 1
長野県支部	0263-37-8858	390-0815	松本市深志一丁目 4 番 25 号
愛知県支部	052-752-1020	464-0067	名古屋市千種区池下一丁目 4 番 17 号
静岡県支部	054-255-8484	420-0856	静岡市葵区駿府町 2 番 6 号
三重県支部	059-226-9777	514-0006	津市広明町 352 番地 4
岐阜県支部	058-253-2959	500-8882	岐阜市西野町七丁目 4 番地
石川県支部	076-231-1200	920-0902	金沢市尾張町一丁目 3 番 6 号
福井県支部	0776-21-5508	910-0006	福井市中央一丁目 6 番 17 号
富山県支部	076-425-8291	930-0074	富山市堀端町 4 番 4 号
大阪府支部	06-6260-0921	541-0059	大阪市中央区博労町一丁目 8 番 8 号
京都府支部	075-417-1946	602-8066	京都市上京区中立売通油小路 西入東橋詰町 74 番 4
兵庫県支部	078-392-3781	650-0024	神戸市中央区海岸通一丁目 2 番 18 号
奈良県支部	0742-23-9535	630-8227	奈良市林小路町 24 番地
和歌山県支部	073-433-1560	640-8324	和歌山市吹屋町五丁目 49 番地 3
滋賀県支部	077-525-3860	520-0056	大津市末広町 4 番 5 号
広島県支部	082-546-0136	730-0022	広島市中区銀山町 3 番 17 号

山口県支部	083-973-6220	754-0011	山口市小郡御幸町 5 番 24-202 号
岡山県支部	086-803-0001	700-0824	岡山市内山下二丁目 2 番 2 号
鳥取県支部	0857-26-2430	680-0831	鳥取市栄町 217 番地
島根県支部	0852-24-2229	690-0002	松江市大正町 414 番地
香川県支部	087-833-0888	760-0018	高松市天神前 6 番 32 号
愛媛県支部	089-946-4000	790-0005	松山市花園町 3 番 1 号
徳島県支部	088-622-7833	770-0847	徳島市幸町三丁目 5 番地 2
高知県支部	088-824-1495	780-0870	高知市本町二丁目 2 番 29 等
熊本県支部	096-322-3640	860-0845	熊本市上通町 7 番 32 号
大分県支部	097-534-9055	870-0021	大分市府内町二丁目 5 番 34 号
鹿児島県支部	099-223-9539	892-0833	鹿児島市松原町 10 番 25 号
宮崎県支部	0985-25-8177	880-0012	宮崎市末広一丁目 9 番 14 号
福岡県支部	092-721-0117	810-0073	福岡市中央区舞鶴二丁目 2 番 3 号
佐賀県支部	0952-23-7375	840-0842	佐賀市多布施一丁目 10 番 18 号
長崎県支部	095-824-5503	850-0841	長崎市銅座町 14 番 9 号
沖縄県支部	098-866-0555	900-0037	那覇市辻一丁目 1 番 28 号

## 8 (財)日本クレジットカウンセリング協会

センター	所在地	電話
東京	160-0022 新宿区新宿 1 丁目 15 番 9 号 さわだビル 4 階	(03)3226-0121
名古屋	460-0002 名古屋市中区丸の内 3 丁目 19 番 1 号 ライオンビル 7 階	(052)957-1211
福岡	810-0041 福岡市中央区大名 2 丁目 12 番 15 号 赤坂セブンビル 2 階	(092)739-8104

## 9 多重債務者支援団体

都道府県	名称	〒	住 所	電 話	備 考
	会長 澤口宣男	363-0023	埼玉県桶川市朝日2-12-23	048-774-2862	
	事務局長 本多良男	101-0047	東京都千代田区区内神田2-7-2 育文社ビル3階	03-5207-5520	
	事務局次長 坂上ルミ	104-0061	東京都中央区銀座6-1-2-15 西山ビル7階	03-3571-6051	
			北海道		
北海道	じゃかも道場	001-0030	北海道札幌市北区北三十条西7-2-16 札幌北部民商内	011-758-0371	活動中止中
北海道	札幌 陽は昇る会(札幌クレ・サラ被害をなくす会)	060-0051	北海道札幌市中央区南一条東四丁目八番地	011-232-8605	
北海道	たんぼぼの会(帯広十勝クレ・サラ被害をなくす会)	080-8799	北海道帯広郵便局 私書箱5号	0155-37-7119	
北海道	はまなすの会	085-0841	北海道釧路市南大通3-3-6ミナミハイツ102号	0154-43-2885	
			東北		
宮城県	みやぎ青葉の会	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目17番20号 グランドメゾン片平502号	022-711-6225	
岩手県	宮古民商ウミネコ道場	027-0073	岩手県宮古市緑ヶ丘3-31 宮古民商会館	0193-63-1346	
岩手県	みちのく道場	023-1132	岩手県奥州市江刺区稲瀬字広岡222-215	0197-35-5658	
岩手県	盛岡クレ・サラ被害者の会 きつつきの会	020-0015	岩手県盛岡市本町通1-15-27 石川法律事務所気付	019-623-2414	
岩手県	遠野かりんの会	028-0523	岩手県遠野市中央通り5-19	0198-62-4042	
秋田県	秋田なまはげの会	018-0951	秋田県秋田市山王町6丁目7-13 秋日ビル1階	018-862-2253	
福島県	いわきコスモスの会	970-8051	福島県いわき市平六町目5-12 S Tビル いわき民商会館内	0246-24-1144	
福島県	福島県クレジット・サラ金・商工ローン被害対策連絡会	960-8055	福島県福島市野田町6-7-14STビル 福島県商工団体連合会内	0245-33-5524	活動中止中
			関東甲信越		
群馬県	桐生ひまわりの会	376-0011	群馬県桐生市相生町3-121	0277-55-1400	
群馬県	前橋ケヤキの会	371-0844	群馬県前橋市古市町1-2-20	027-251-6275	
栃木県	足利地区クレ・サラ被害者の会	326-0021	栃木県足利市山川町97-2足利民商内	0284-42-8545	
新潟県	新潟あゆみの会	950-0076	新潟県新潟市沼垂西3-10-14 新潟民商内	025-243-0141	
長野県	ながのコスモスの会	380-0845	長野県長野市西後町625-6 ヤマニビル3階	026-238-6330	
長野県	中南信コスモスの会	394-0028	長野県岡谷市本町2-6-47(信州しらかば法律事務所内)	0266-23-2270	
長野県	東信コスモスの会	386-0012	長野県上田市中央4-9-7 岩下法律事務所内	0267-64-8786	
			首都圏		
東京都	太陽の会	101-0047	東京都千代田区区内神田2-7-2 育文社ビル3階	03-5207-5520	
東京都	はばたきの会(豊島クレサラ対協)	171-0031	東京都豊島区目白3-28-4	03-3950-6018	
東京都	中野こだまの会	165-0026	東京都中野区新井2-24-1 中野民商内	03-3387-3341	活動中止中
東京都	玉川 雑草の会	158-0091	東京都世田谷区中町5-17-3 玉川民商内	03-3703-5371	商工業者の相談のみ
東京都	川の市民の会	120-0026	東京都足立区千住旭町19-7シチーハイムSUZUKI	03-3870-7811	

都道府県	名称	〒	住 所	電 話	備 考
東京都	再起の会（三多摩クレサラ対策協議会）	182-0024	東京都調布市布田4-19-1 ライオンズプラザ調布202号 調布みなみ司法書士事務所内	0424-86-5520	
東京都	大地の会（東京）	101-0047	東京都千代田区内神田1-4-13 エイビー内神田ビル4階	03-6680-9115	
千葉県	船橋（菜の花の会）（千葉クレ・サラ対協）	273-0011	千葉県船橋市湊町1-1-15船橋弁護士ビル6階	047-495-5077	
千葉県	あさひ会（千葉県クレ・サラ被害者の会）	264-0016	千葉県千葉市若葉区大宮町2178-11 近藤方	043-265-4430	
千葉県	ちば菜の花の会	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-14-1 千葉不動産ビル3階B	043-443-2435	
神奈川県	しあさいの会（横須賀クレジット・サラ金被害をなくす会）	238-0006	神奈川県横須賀市日の出町1-5 松岡司法書士事務所	0468-25-2008	
神奈川県	ヨコハマかもめの会	231-0003	神奈川県横浜市港南区上大岡西2-6-30 マルヨビル2階	045-844-1747	
神奈川県	横浜南クレサラネット市民の会	244-0003	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町3929	045-861-3009	
神奈川県	川崎クレ・サラ・ネット市民の会	214-0013	神奈川県川崎市多摩区登戸新町447番 R Tビル303	044-911-9450	活動停止中
埼玉県	夜明けの会	363-0023	埼玉県桶川市朝日2-12-23	048-774-2862	
埼玉県	NPO法人 さやま・あすなる会	350-1302	埼玉県狭山市東三ツ木2-16 天都ビル203号	04-2955-6717	
東海・北陸					
静岡県	クレジット・サラ金被害をなくす会（静岡ふじみの会）	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-56 山柴ビル2階	054-270-4955	
愛知県	愛知がきつばたの会	462-0813	愛知県名古屋北区山田1-1-40 すずやマンション大菅根2階	052-916-9131	
岐阜県	西濃れんげの会	503-0982	岐阜県大垣市久徳町560 西濃民商内	0584-92-3307	
岐阜県	岐阜れんげの会	502-0939	岐阜県岐阜市則武西2丁目1番17号	058-294-5900	
石川県	NPO法人 金沢あすなる会	920-0024	石川県金沢市西念2-25-20 トリーム7 203号	076-262-3454	
福井県	福井クレジット・サラ金・悪徳商法被害をなくす会 （福井まんさくの会）	910-0019	福井県福井市春山1-3-22	0776-88-0121	
三重県	三重はなしようぶの会	510-0064	三重県四日市市新正4丁目15番7号四日市民主商工会気付	0593-26-3856	
関西・近畿					
大阪府	いちよの会（大阪クレ・サラ被害者の会）	530-0047	大阪府大阪市北区西天満4丁目2番7号 昭栄ビル北館27号室	06-6361-0546	
大阪府	クレ・サラ・商工ローンの被害をなくす吹田市民の会 さざなみ	564-0013	大阪府吹田市川園町20-1 吹田民商内	06-6383-2211	
大阪府	竹の子の会	596-0053	大阪府岸和田市沼町13-21双陽ビル 阪南法律事務所内	0724-38-7734	活動停止中
兵庫県	尼崎あすひらく会	661-0021	兵庫県尼崎市名神町1-9-1 尼崎民主共同センター内	06-6426-7243	
兵庫県	神戸あすひらく会	653-0813	兵庫県神戸市長田区宮川1-19-1長田生活相談センター内	078-611-3850	
兵庫県	クレジット・サラ金被害者宝塚の会 スプーンの会	665-0863	兵庫県宝塚市三笠町1-9 宝塚民商内	0797-84-7829	
和歌山県	あさみの会	640-8269	和歌山県和歌山市小松原通り5-15 IKEJIRIビル2階	073-424-6300	
滋賀県	滋賀県クレジット・サラ金被害をなくす会	520-0044	滋賀県大津市京町3-4-12ア・バン21滋賀第一法律事務所	077-522-2118	



都道府県	名称	〒	住 所	電 話	備 考
京都府	平安の会	604-8135	京都市京都市中京区東洞院三條下る三文字200ミックナカムラ 204	075-212-2300	
奈良県	奈良クレジット・サラ金・悪徳簡法被害をなくす会 (奈良若草の会)	630-8253	奈良県奈良市内侍原町6番地 奈良県林業会館2階26号室	0742-25-0525	
中国					
岡山県	岡山つくし会の会	700-0807	岡山県岡山市南方1-5-2興村ビル4階能海司法書士事務所内	086-222-2750	活動停止中
岡山県	倉敷つくし会の会	710-0052	岡山県倉敷市美和2丁目5-10	086-424-8029	
岡山県	津山つくし会の会	708-0002	岡山県津山市上河原232-5 弥生ビル3階		活動停止中
岡山県	真庭つくし会の会	719-3205	岡山県真庭市久世3 2 5 3	0867-42-0443	
広島県	広島つくし会の会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀8-6長栄ビル	082-221-6433	
広島県	福山つくし会の会	720-0052	広島県福山市東町2丁目3番23号	084-924-5070	
広島県	呉つくし会の会	737-0051	広島県呉市中央3-2-27島崎法律事務所ビル1階	0823-22-7265	
広島県	尾道つくし会の会	722-0014	広島県尾道市西御所1-27	0848-23-8229	
広島県	三次つくし会の会	728-0012	広島県三次市十日市中3丁目15-30	0824-63-3460	
島根県	松江つくし会の会	690-0065	島根県松江市瀬町116 松江民商内	0852-25-3456	
鳥取県	米子クレ・サラ・ヤミ金被害対策協議会 白銀の会	683-0052	鳥取県米子市博労町3-90 米子民商内	0859-38-0360	
四国					
香川県	高松あすなるの会	760-8081	香川県高松市成合町5 9 - 1 5	087-897-3211	
愛媛県	松山たちばなの会	790-0867	愛媛県松山市北立花町6-1	089-935-7278	
愛媛県	宇和島たちばなの会	798-0015	愛媛県宇和島市和霊元町3-4-25	0895-26-6451	
徳島県	藍の会(徳島クレジット・サラ金被害をなくす会)	770-0024	徳島県徳島市佐古四番町7-2	088-655-3040	
高知県	高知うるこ(麟)の会(高知クレジット・サラ金被害をなくす会)	780-0870	高知県高知市本町4-1-3 7 高知県社会福祉センター3階-4	080-1995-9030	
九州・沖縄					
福岡県	しらぬひの会(大牟田クレ・サラ問題を解決する会)	836-0843	福岡県大牟田市不知火町2-1-8 不知火合同法律事務所内	0944-52-4331	
福岡県	ひこばえの会(福岡クレ・サラ被害をなくす会)	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-2-51 第一吉田ビル501	092-761-8475	
福岡県	門司めかり会(門司クレ・サラ被害をなくす会)	800-0022	福岡県北九州市門司区上二十日待ち1-16	093-391-2894	
福岡県	小倉めかり会(小倉クレ・サラ被害をなくす会)	802-0043	福岡県北九州市小倉北区足原2-7-16	093-922-8272	
福岡県	八幡めかり会	807-0824	福岡県北九州市八幡西区光明一丁目7-10	093-603-2739	
福岡県	京築めかり会	824-0003	福岡県行橋市大橋2-18-20 京築民主会館内	0930-23-0977	
福岡県	筑豊地区 サラ金問題対策協議会	820-0005	福岡県飯塚市新立岩6-16弁護士ビル2階	0948-25-5903	

都道府県	名称	〒	住所	電話	備考
福岡県	おんがの会（筑豊クレ・サラ被害をなくす会）	822-0015	福岡県直方市新町3-3-42吉村拓法律事務所内	0949-25-0411	
福岡県	クレサラ被害をなくすネットワーク	830-0022	福岡県久留米市城南町12番地の22（矢ヶ部公治事務所内）	0942-34-9333	
福岡県	田川めかり会	827-0000	福岡県田川郡川崎町山下通227-13 河野様方	0947-72-7356	活動停止中
佐賀県	九千部道場	841-0047	佐賀県鳥栖市今泉町2152-23鳥栖民商内	0942-83-0050	活動停止中
長崎県	長崎あじさいの会	850-0037	長崎県長崎市桜町5番6号森ビル1階	095-822-0610	
大分県	NPO法人大分クレ・サラ被害者の会「まなびの会」	870-0047	大分県大分市中島西1-3-19安部ビル107号室	097-534-8174	
大分県	大分どんご道場	870-0924	大分県大分市牧1-23-1 大分民商内	097-503-1319	
宮崎県	麦ふみ会	880-0802	宮崎県宮崎市別府町6-1ひまわりビル2階松田共同法律事務所	0985-26-4656	活動停止中
熊本県	NPO 法人熊本クレ・サラ被害をなくす会（大地の会）	860-0801	熊本県熊本市安政町2-23 MYビル503	096-351-7400	
鹿児島県	鹿児島くすのきの会	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町12-12 一二三ビル201号	099-226-1725	
沖縄県	沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会	902-0065	沖縄県那覇市壺屋二丁目5番7号 宮里ビル3階	098-836-4851	